



日本の 企業報告に 関する調査 2022

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン



April 2023

「日本の企業報告に関する調査2022」発行によせて

本調査報告の発行にあたり、企業報告におけるThought Leadersからメッセージをいただきました。

ICGNは、多くの日本企業が統合報告書を発行し、その品質を向上させるための努力を傾注していることを高く評価しており、また更に改善されるようご提案しています。

証券法や会社法など、異なる当局の下で要求される様々な要素を含む企業報告の分散により、日本でコーポレートガバナンスやサステナビリティに関する情報にアクセスすることは困難場合があります。例えば、統合報告書、有価証券報告書(有報)、決算短信、コーポレートガバナンス報告書や株主総会招集通知の開示内容で見受けられます。有価証券報告書にこれらの情報を統合することで投資家が財務、サステナビリティ及びコーポレートガバナンスの状況に関し企業を評価し、対話と議決権行使を行う際に、熟慮した判断を行うことが可能となります。

また、ICGNは、東証プライム市場の全上場企業が、有価証券報告書を現在の株主総会後の発行を改め、株主総会の30日前に英語で発行することを推奨します。有価証券報告書は、ビジネス・モデル、企業戦略、監査済み財務結果、重要な監査事項及びその他のコーポレートガバナンスに関する貴重な情報を株主に提供します。また、全ての東証プライム市場の全上場企業が株主総会招集通知を英語で発行することを求めます。

究極的に、企業のサステナビリティに関する報告は、企業の現在及び将来の戦略的方向性の文脈において、財務、自然資本及び人的資本の考慮を組み合わせ、現代のビジネスに内在する複雑性を反映すべきです。サステナビリティに関する報告は財務報告の情報を支え、より高め、投資家が企業の位置づけ、業績、長期的な見通しの評価の形成に資するべきです。

私たちは、日本の上場企業によるサステナビリティ及びコーポレートガバナンス関連の開示を改善するための金融庁の内閣府改正の努力を歓迎します。対象となる企業は、有報の「ガバナンス」及び「リスク管理」のセクションで、サステナビリティに関する方針と施策の開示を、また「戦略」及び「指標及び目標」において「マテリアル」とみなすサステナビリティに関する事項の開示を要求されます。これは、ISSB及びTCFDにより公表されたグローバルな持続可能性基準の枠組みと一致しています。これにより、日本企業のサステナビリティやコーポレートガバナンスに関する情報開示が充実し、より高い企業価値の維持と創造への相互の努力においてグローバルな投資家やステークホルダーとの対話が改善されるでしょう。

投資家はまた、監査人がサステナビリティに関連する前提と判断が適切であること、及び財務諸表が企業の経済的健全性を公正に表していることの確認を期待しています。監査人がこのレベルの保証を構築するには時間がかかるかもしれませんが、ICGNは、IAASBのような当局によって公表された既存のルールを活用を促進し、当局による高度な精査を歓迎します。

ICGNは、KPMGの調査が、日本の企業報告の現状の一端を明らかにし、更なる企業価値向上に向けた継続的な改善を後押ししていることを歓迎しています。

国際コーポレートガバナンス・ネットワーク (ICGN) CEO
ケリー・ワリング

(日本語訳提供: ICGN)

2022年を一言で表現するならば「始まりの始まり」の年ではないかと思います。4月の東証市場再編、7月のSSBJ(サステナビリティ基準委員会)の設立、11月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表など今後の日本企業の経営・開示を左右するであろうさまざまな出来事が起きました。まだ未確定な部分が多いのも事実ですが、こうした動きは現在進行形で動いており、日本企業がどのように対応をしているのかを鮮度よく一貫性を確保しながら情報提供している『日本の企業報告に関する調査』の貢献は大いに評価されるでしょう。

2022年度の調査では「マテリアリティ」「報告の高度化に向けた対応」「トピック調査」に内容が集約され、トピック調査の中には気候変動や人的資本といった高い注目を集める項目も含まれています。これらの非財務情報の開示の特徴の1つに、決まった形での開示が難しいということがあります。したがって各社がそれぞれ考えて自分の言葉で開示する必要があります。たとえば、2022年発行の各社の統合報告書では女性活躍推進の特集が組まれていますが、女性がどのような状態になれば“活躍している”のかを明確にしているものはあまり見かけません。もちろん女性が管理職になることは活躍の1つだとは思いますが、管理職＝活躍なのでしょうか。その点ではまだ各社に改善の余地がありそうです。ただし、そうしたことでじっくりと議論したうえで自社の経営と開示の改善を進めていこうという意志が強く伝わってくるものも始まってきています。内容へのこだわり方に対する各社の違いがここ数年で広がってきている印象を受けます。

日本企業の情報開示はこれまでは細則主義のもとで開示制度に精通したベテラン担当者が担う業務という意識も強く、「担当者にすべて任せる」という雰囲気も支配的であったように思います。統合報告書はあくまで開示資料ですが、その背後には統合思考にもとづいた経営改善がなされていなければなりません。そのために経営者自身が統合思考を持つ必要があります。統合思考を備えた経営者によるトップメッセージはなかなか読み応えがあり、そのことを経営者ご自身に伝えると「何度も書き直したんですよ」と笑みとともに回答されます。

非財務情報の開示を求める声が高まって、「それをやると何か得があるの?」という考えの経営者も少なくありません。その意味では情報開示への対応いかんは、企業の経営姿勢そのものを映し出す鏡となってきています。日本企業が企業報告にどのように向き合っているのか、それを浮き彫りにする『日本の企業報告に関する調査』は、「始まりの始まり」に直面する多くの日本企業にとって貴重な羅針盤となっていると思います。

一橋大学大学院 経営管理研究科 教授
円谷 昭一

はじめに

2015年に「日本企業の統合報告書に関する調査2014」と題した冊子を発行して以来、毎年継続的に調査報告を行っており、今回が9回目となりました。その間、2019年調査から有価証券報告書を、また、2021年調査からはサステナビリティ報告も調査・比較分析対象に加えるとともに、本冊子のタイトルを「日本の企業報告に関する調査」に変更しました。これまで国内外の多くの皆さまに関心を持ってご利用いただいております。

この1年は、企業報告の将来像を見据えるうえで節目となるような大きな出来事が多くありました。日本では、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公表され、有価証券報告書に新たに記載欄を設け、サステナビリティに関する企業の取組み等を記載することが必須となりました。海外でも、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）から、グローバルベースラインとなる基準の最初の公開草案が公表され、最終化に向けた審議が進んでいます。欧州では、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）が、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の一部について基準案を発表しました。さらに、米国証券取引委員会（米国SEC）からは、気候関連の開示規則案が公表され、最終化に向けた検討が進められています。これら海外の報告基準は、今後の日本の企業報告制度にも影響を与えることが想定されます。

サステナビリティ報告は、自社を含むバリューチェーン全体のESGに関する広範なテーマについて、投資家を中心

とした幅広いステークホルダーに対する自社の説明責任を果たすために行われます。多岐にわたるサステナビリティ関連報告基準が整備され、近い将来においてその適用を控えるいま、各企業が自社にとってのマテリアリティを判断し、「何をどのように報告するか」を主体的に検討することがより一層求められています。また、報告対象となり得る多くの情報を、限られた時間のなかで、いかに信頼性を確保しながら集約するのか、内部統制の再構築も含めてそのプロセスを検討することが必要となります。

私たちが直面するさまざまなサステナビリティ課題の解決に向けた取組みを通じ、各企業がどのように持続的な価値創造を実現しようとしているのかを利害関係者に説明するためには、透明性のある企業報告の実践が不可欠です。私たちKPMGは、その一助となるような業務の提供を通じて、自らの存在意義である「社会に信頼を、変革に力を」を実践していきたいと考えています。

本報告書が、変革に挑戦されている皆さまの企業報告の検討に資するものとなれば幸いです。



KPMGサステナブルバリュースervice・ジャパン

代表 武久 善栄



Contents

- 2 「日本の企業報告に関する調査2022」発行によせて
- 3 はじめに
- 4 調査の概要
- 6 Key recommendations – KPMGの提言**

コア調査

- 10 マテリアリティ**
- 25 報告の高度化に向けた取組み**
- 25 サステナビリティ情報の報告時期
- 27 サステナビリティ情報の信頼性向上
- 31 英文開示

トピック調査

- 35 気候変動関連情報**
- 46 人的資本・多様性**
- 54 サステナビリティトピック**

統合報告書の基礎調査

- 65 発行企業の概要**
- 69 統合報告書の概要**
- 71 日経225構成企業一覧
- 72 国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト
- 77 用語集
- 78 おわりに
- 79 調査メンバー／KPMGサステナブルバリュースervice・ジャパン紹介

Column

- 12** 01. 統合的思考へのトランジション
- 16** 02. 財務諸表で開示される仮定と非財務情報の整合性
- 23** 03. 企業報告における取締役会の役割と責任の開示を求める投資家の声
- 24** 04. Viewpoint① - インタングブルズの報告の意義を考える
- 26** 05. IFRS®サステナビリティ開示基準の動向
- 29** 06. 欧州におけるサステナビリティ報告の制度化に向けた動向
- 30** 07. 米国における気候変動関連の情報開示の動向
- 34** 08. 日本におけるサステナビリティ情報開示の動向
- 45** 09. COP27が求めるもの
- 50** 10. 強制労働による生産品の禁止
- 53** 11. 社会的不平等の拡大と是正に向けた取組み
- 63** 12. 生物多様性および自然関連リスクに関する開示の枠組み
- 64** 13. Viewpoint② - ESGという言葉への懸念を考える

調査の概要

調査の背景と目的

KPMGサステナブルバリュースervice・ジャパンは、2012年にその前身組織である統合報告アドバイザリーグループを組成して以来、企業の自発的な取組みである統合報告書の発行を、企業と投資家との対話促進を通じて価値向上に貢献する取組みと捉え、さまざまな調査研究を行う一環として、2014年より日本企業の統合報告書に関する動向を継続して調査してきました。

2019年からは、同年に行われた企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正や、金融庁による「記述情報の開示に関する原則」の公表などを契機とした有価証券報告書の情報開示の拡充を受け、統合報告書の継続的な調査・分析に加え、有価証券報告書の記述情報についても調査を実施してきました。

さらに、2021年からは、IFRS財団によるISSBの設立などを契機としたサステナビリティ報告基準の収斂に向けた動向をふまえ、企業報告を広く捉えたうえで、その成果や課題の一端を明らかにすることで日本企業の競争力向上に向けた一助となることを目指し、サステナビリティ報告書や企業ウェブサイト上のサステナビリティに関連するページ（これらを総称して、以下「サステナビリティ報告」）も調査の対象に加えています。

なお、調査結果の割合（％）は、原則として小数点以下第一位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100になりません。

本稿の内容は、2023年1月31日時点の国内外の公表情報に基づくものです。
それ以降に当局や企業報告に関する諸団体から公表された内容については、各団体のホームページ等で確認されることを推奨します。



調査対象

日経平均株価*（以下、日経 225）の構成銘柄となっている企業 225社（P71参照）を対象として、調査・分析を行いました。

なお、統合報告書の基礎調査（P65～70）については、過去8年間の統合報告書を対象とした調査との継続性を鑑み、これまでどおり、[企業価値レポート・ラボ](#)のご協力をいただき、「[国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022年版](#)」で公表されている企業（全884組織、P72～76参照）の報告書を対象としています。

※日経平均株価（日経225）は株式会社日本経済新聞社の登録商標または商標です。

調査方法

調査項目は右記の基準、報告書などを参考に、企業報告に期待される内容や、その主たる読み手である投資家にとっての有意性などを鑑みて選定しています。

調査は、調査メンバー全員で判断基準を定めたのち、企業ごとに1人の担当者が統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティ報告のすべてを通読し、確認する方法で行いました。

参考にした主な基準や報告書など

- [国際統合報告フレームワーク](#) 国際統合報告評議会（IIRC）2021年改訂
- [記述情報の開示に関する原則](#) 金融庁 2019年
- [投資家と企業の対話ガイドライン](#) 金融庁 2021年改訂
- [コーポレートガバナンス・コード](#) 東京証券取引所 2021年改訂
- [スチュワードシップ・コード](#) 金融庁 2020年改訂
- [価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス2.0](#) 経済産業省 2022年改訂
- [ディスクロージャーワーキング・グループ報告](#) 金融審議会 2022年
- [非財務情報可視化研究会「人的資本可視化指針」](#) 内閣官房 2022年
- [IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information](#) 公開草案 ISSB 2022年
- [IFRS S2 Climate-related Disclosures](#) 公開草案 ISSB 2022年
- [TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言（最終報告書）](#) TCFD 2017年
- [TCFD 指標、目標、移行計画に関するガイダンス](#) TCFD 2021年



Key recommendations

KPMGの提言

経営に責任を有する者の視点から “企業価値へのインサイト”をストーリーで伝える

統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティ報告のいずれの報告媒体をみても、年毎に報告内容の質および量の両面で充実がはかられてきています。その背景として、サステナビリティ情報の報告の枠組みや基準の整備、法制度の動向やステークホルダーの関心を注視し、誠実に応えようとする日本企業の努力がうかがえます。

一方で、サステナビリティ情報の高まるニーズへの取組みの結果、情報量は増加しているものの、これらの取組みが企業価値とどうつながるのか、経済・環境・社会にどのようなインパクトがあるのかが不明確で説得力に欠ける事例も多く見受けられました。

自社のパーパスに基づきどのような価値を提供して自社の価値向上につなげていくのか、そしてその実現のために何を重要と考えるのかを説明することが、報告においては肝要です。企業を取り巻くステークホルダーごとに重視する内容は異なってきます。しかし、自社の取組みが企業価値や経済・環境・社会とどう結びつくのかを、経営に責任を有する者の視点から描くストーリーで伝えることこそが大切だと考えています。その実現に向けて、調査結果に基づき、以下のとおり提言します。



Key recommendations

KPMGの提言

01

報告対象とする事象について、マテリアルだと判断した論拠を明確にし、その背景とともに丁寧に説明する

報告にあたってマテリアリティ分析の結果とともに、戦略とその進捗を説明する企業は、年々着実に増えています。一方で、マテリアルだと判断された内容を見ると、昨今関心が高まっているESG課題が羅列されているケースが目立ち、個社の違いどころか、異業種間の違いさえ、読み取りにくい印象を受けました。ESG課題の特徴の1つに、同じ課題であってもビジネスモデルや産業特性が違えば、企業への影響の様相が異なる点があります。さらには、報告媒体の目的によって、マテリアルだと判断された対象が同じでも報告内容は異なるはずですが、これらの検討が曖昧なまま、マテリアルだと判断した内容に関する説明があることに、一因があると考えます。

羅列しているようにみえたとしても、パーパスと企業価値向上追求のために、取締役会や経営層がそれらすべてをマテリアルだと判断し、実際に経営の意思決定へ反映している実態があれば、問題とはならないでしょう。しかし、報告をみる限り、マテリアルだとされた内容が適切かどうか、経営判断のうえで重視されている内容なのかどうかは、十分読み取ることができない例が多数でした。

取締役会や経営層の共通認識として、経営の意思決定の根幹をなすマテリアリティをどう認識しているのかを、情報利用者へ適切に伝えるためには、マテリアルだと判断した論拠を提示するとともに、その判断プロセスを含めた丁寧な説明が望まれます。

これらの点が 伝えられていますか？



- ✓ マテリアリティ評価の前提として、取締役会や経営層は将来の事業環境(外部・内部ともに)をどのように見通しているのか
- ✓ その見通しのなかでパーパスの実現にむけて、どのような事象が大ききリスクや機会と想定できるのか
- ✓ それぞれの事象に関し、どのようなポジティブ／ネガティブな影響を想定しているのか(時間軸、影響度合い、発生可能性をふまえて)。また、相互の関係性をどう考えているのか。
 - その事象が、組織の価値創造能力に与える影響
 - その事象に関し、組織が経済・環境・社会に与える影響
- ✓ マテリアルな事象の識別について、取締役会や経営層が主体的に議論し、認識を共有しているか



Key recommendations

KPMGの提言

02

価値創造を支える仕組みとしてのコーポレートガバナンスを伝える

企業価値を作り出す源泉が何であり、また何が価値の毀損要因となり得るのかを分析し、その内容を踏まえて策定した戦略遂行にあたり、取締役会が果たすべき役割はどのようなものでしょうか。各企業が採用しているガバナンス形態ごとに、その責務の範囲や内容は異なるかもしれません。しかし、私たちは、取締役会には、包括的かつ長期的な視点で先を見通しながら、組織の大きな方向性を定め、時には軌道修正しながら、持続的な経営を支える役割が期待されていると考えています。

組織がマテリアルであると認識している課題に関して、十分な知見のある取締役が選任されているのか、それが誰なのか、マテリアリティ分析の結果から導きだした課題解決のための目標達成がインセンティブとなるような報酬体系となっているのか。このような情報の提供は、報告書に記載されたマテリア

リティに関して取締役会が十分に認識を有している実態や、策定された戦略への責任を示すことにつながります。

コーポレートガバナンス改革の進展に伴い、今回の調査対象とした報告媒体のうち、特に有価証券報告書や統合報告書においてコーポレートガバナンス関連の情報は増加していました。しかし、企業の持続的な価値創造を支える仕組みであるコーポレートガバナンスの機能とその実態の説明のためには、制度が求める最低限の情報の列挙では充足できないはずで、価値創造ストーリーと関連づけた説明が、情報利用者へのインサイトの提供につながるものと考えます。

これらの点が 伝えられていますか？



- ✓ 組織がマテリアルだと認識する内容に関わる取組みや、戦略を実行・監督するために取締役会が備えるべきスキルや知見は何か
- ✓ マテリアルだと判断された内容に関する重大なリスクおよび機会の監督について責任を負う機関、または機関を構成する個人が特定されているか
- ✓ マテリアルだと判断された内容やそれに基づく戦略等と関連付けられた役員報酬が設計されているか



Key recommendations

KPMGの提言

03

制度対応のための開示から脱却し、企業価値に関するインサイトを伝える報告を目指す

現在、ISSBがサステナビリティ情報開示のグローバルベースラインとなる基準開発を進めており、世界各国や地域の企業報告制度に、サステナビリティ情報の開示要求を組み入れる動きも多くみられます。日本でも、2023年3月期の有価証券報告書から、社会的な関心も高く、中長期的にみれば多くの企業に財務インパクトが生じると考えられるサステナビリティ情報の開示が求められることとなりました。

企業価値を評価するうえで、投資家等のステークホルダーの多くが企業価値に影響を与えている情報には、比較可能性が希求されているために、制度開示に取り込まれ、報告内容検討の際のベースラインとなっていくでしょう。ただし、開示の目的が法令遵守にとらわれ、ルールに沿った最低限の情報を示すだけでは、企業の取組みについて必ずしも適切な評価を

得られなくなっていくでしょう。このため、私たちは、開示指標の意味合いを補足する背景情報や、現状分析に基づく今後の見通しを伴った説明が大切になると考えています。また、制度要請の範囲にとらわれず、企業独自の指標の追加がなされれば、独自に目指す姿を伝えやすくなると考えます。

今後、開示要求が拡大されていくなかで、企業には制度対応を目的とする取組みから脱却し、企業価値とその持続性を高める行動の一環として、独自のインサイトを提供し、ステークホルダーと主体的に対話していく姿勢が問われてくるでしょう。そうした報告こそが、投資家等のステークホルダーとの建設的な対話のベースとなり得るものであり、[金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（以下、金融審議会DWG）報告](#)の提言や、それに基づく制度改正の趣旨に則した取組みになると考えます。

これらの点が 伝えられていますか？



- ✓ 価値創造ストーリー実現に向けた進捗や見通しをモニタリングするための指標は何か
- ✓ その指標を使ってモニタリングする理由は何か
- ✓ モニタリングの結果、現状や今後の見通しについて、経営者はどのような見解を持っているのか（実績の変動要因や目標とのギャップ分析を踏まえ、現状をどのように捉えているか）

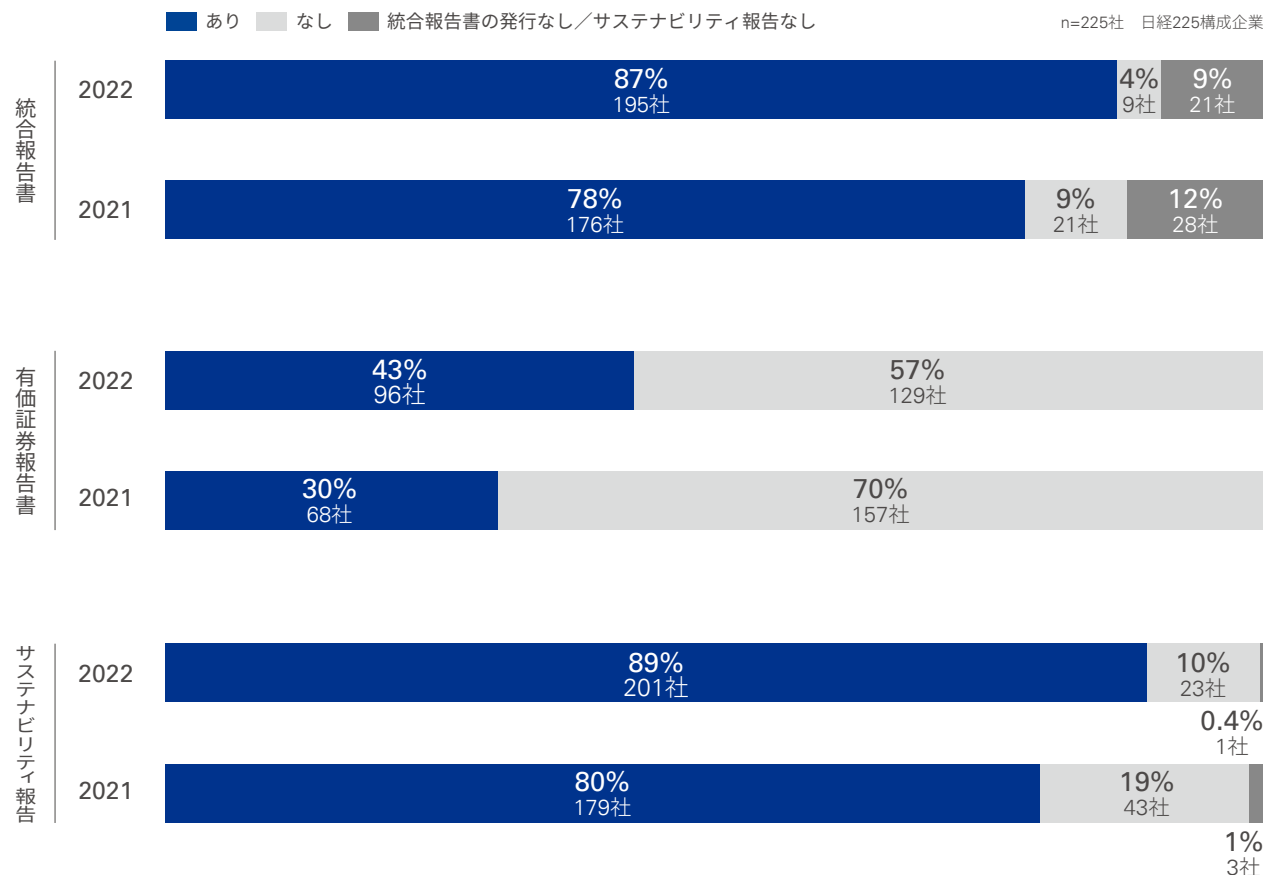


何がマテリアルな課題かを示す報告書は増加しているものの、焦点を絞った丁寧な説明こそが読み手の理解の鍵に

企業経営において、短中長期の視点で何がマテリアルなのかを示す報告書は、調査対象としたすべての報告媒体で前年から増加しました。統合報告書やサステナビリティ報告では80%を超え、財務報告が主目的である有価証券報告書でも40%を超えました(図1-1)。

マテリアリティの概念は、GRIや国際統合報告評議会(以下、IIRC、現在はIFRS財団に統合)による企業報告の枠組みに組み入れられ、日本企業の任意の報告書作成実務の多くで参照されています。また、今般のグローバルなサステナビリティ報告の基準設定でもカギとなる概念となっています。これらを背景に、企業におけるマテリアリティの認識の提示は、報告書に不可欠な要素であるとの認識が高まっていると考えます。

図1-1 マテリアリティの記載



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



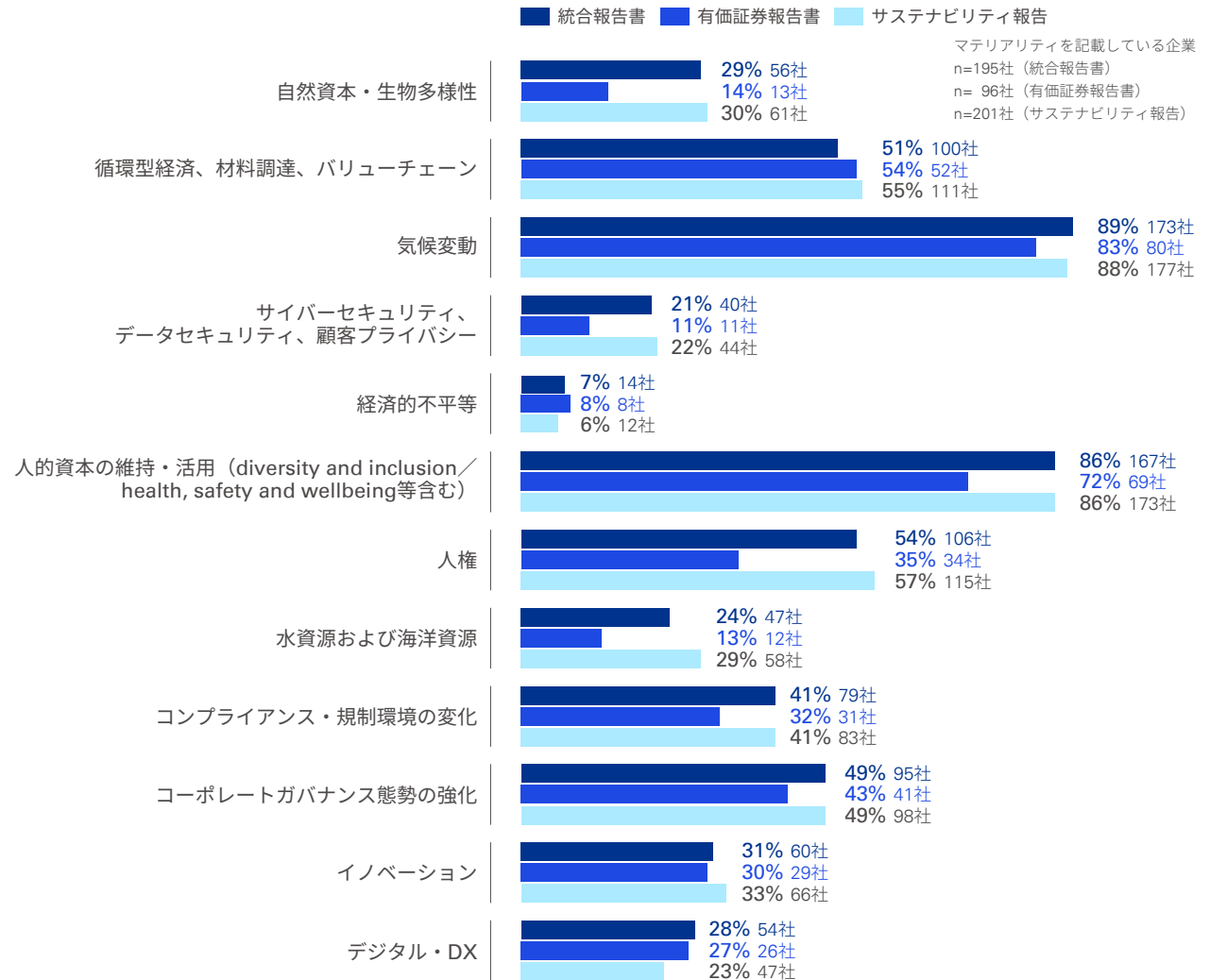
何がマテリアルな課題かを示す報告書は増加しているものの、焦点を絞った丁寧な説明こそが読み手の理解の鍵に（続き）

そこで、企業のマテリアリティの認識に関する調査のために、ISSBの7月のボード会議の[アジェンダ文書](#)のなかで、今後の基準開発で検討すべき項目として挙げられていた8つのテーマに、コンプライアンス・規制環境の変化、コーポレートガバナンス態勢の強化、イノベーション、デジタル・DXを加えた12の項目から、企業がマテリアルだと判断した内容に含まれるものを調査しました。その結果、「気候変動」と「人的資本の維持・活用」に関する内容が特に多いことがわかりました（図1-2）。

グローバルに投資意思決定を行う投資家等の情報ニーズや、日本の制度開示の動向（P34 Column 08参照）が影響し、これらをマテリアルであるとする企業が多かったと考えられます。

市場や経済、そしてサプライチェーンが国や地域を越えグローバルとなっているいま、企業経営に影響し得る事象の検討範囲は国境の隔てなく拡大しており、多くの企業が共通の課題を認識する一因になっているといえます。これが、各企業がマテリアルだと判断した内容に、多くの共通項がみられるとの結果につながっているようです。

図1-2 マテリアルだと判断された事象



出典：「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



何がマテリアルな課題かを示す報告書は増加しているものの、焦点を絞った丁寧な説明こそが読み手の理解の鍵に (続き)

しかし、影響が及ぶと想定される領域や時期、影響度などは、企業が置かれた固有の状況や将来の事業環境の見通しによって異なります。だからこそ、マテリアリティ判断の前提や背景、判断の結果から導いたリスク認識やアクションプランの丁寧な説明が、企業の考え方に関する利用者の理解を深め、適切な評価を得るための有用な情報となります。

一方で、気候変動、人的資本以外の項目の多くについても、おおむね20-50%の企業がマテリアルだと認識しており、1社当たりの項目数が多い印象があります。今回の調査では、マテリアルだと判断された項目数が調査対象にはなっていませんが、10前後の項目を挙げている企業も少なくありませんでした。

マテリアルな項目が企業に及ぼし得る影響を理解するための情報が十分に説明されていない場合、列挙された項目のすべてが、本当に経営上マテリアルだと認識されているのか、真偽を読み取ることは困難が伴うはずですが、ノイズとなかなかない情報を取り除くためにも、経営に責任を有するトップマネジメントや取締役会が、経営の舵取りにあたり重視しているマテリアルな内容によりフォーカスした報告を検討すべきでしょう。

Column 01

統合的思考へのトランジション

2022年8月、価値報告財団(VRF)は、「**統合的思考に関する原則v1.0**(以下、原則v1.0)」およびスタートガイド「**統合的思考へのトランジション**(以下、スタートガイド)」を公表しました。

原則v1.0は、組織全体に統合的思考を浸透させ、長期的な価値創造を支援するためのツールとして開発されており、コーポレートガバナンスと企業報告の質の向上に寄与する実践的なガイダンスとして利用できます。

原則v1.0では、価値創造の中心にビジネスモデルを位置付け、これを取り巻く6つの要素(パーパス、ガバナンス、カルチャー、戦略、リスクと機会、パフォーマンス)について統合的思考のための原則を提示しています。また、それらの原則は統合的思考に関して、ガバナンス責任者が組織への組込み状況を評価するための質問、経営者が実装度合いを評価するための原則、さらに、管理職が実装状況を評価するための原則の3つの部分から構成されています。

また、スタートガイドでは、統合的思考へのトランジションを長い旅路(ロングジャーニー)と考え、根付かせていくための5つのステップ(評価、計画、参画、実行とモニタリング、振り返りと改善)の具体的な解説があります。

統合的思考を組織に浸透させることにより、具体的なベネフィットとして、財務と非財務要素の統合、共通の目的に向けた組織内のコラボレーションの強化、長期的にわたる価値創造、組織とステークホルダーの相互的影響の理解を通じたレジリエンスの向上が期待できます。

原則v1.0およびスタートガイドを活用し、統合的思考を実践するとともに、統合報告書を通じてその状況を明らかにすることでステークホルダーとのコミュニケーションを深めることができれば、企業とステークホルダーの双方にとって価値創造の好循環がもたらされると考えられます。

新名谷 寛昌

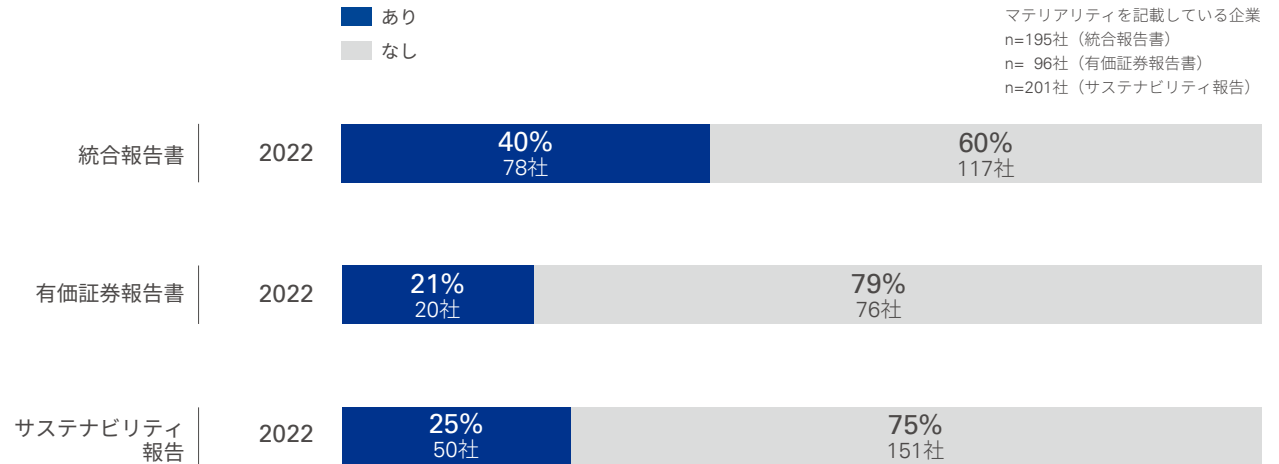


マテリアリティ評価の前提や インプットの説明を通じた背景情報と、 取締役の関与がわかる説明の提供を

ここからは、マテリアリティ評価の背景にある情報の説明に関する調査結果を確認していきます。

マテリアルであると判断された内容が、結果として他社と類似したものとなり得る可能性があることは先述のとおりです。しかし、判断の結果そのものが類似していたとしても、その判断において、どのような前提やインプットに基づいて評価したかは企業ごとにユニークであるはずで、例えば、マテリアリティを判断するための前提として、内部および外部の経営環境をどのように見通しているかは、各社の特徴がみられるのと同時に、利用者によるマテリアリティ評価の妥当性の判断上で、大切な情報です。調査の結果、マテリアリティ評価の前提となる将来の経営環境の見通しが説明されていた割合は、最も高い統合報告書でも40%にとどまりました(図1-3)。

図1-3 マテリアリティ評価の前提となる将来の経営環境の見通しの説明



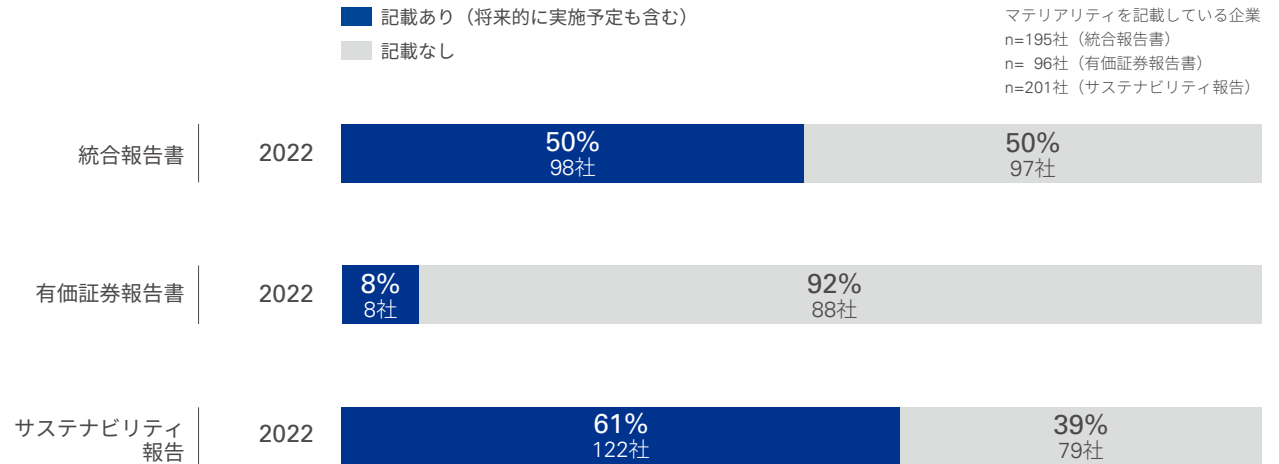
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



マテリアリティ評価の前提や インプットの説明を通じた背景情報と、 取締役の関与がわかる説明の提供を (続き)

また、ステークホルダーの関心や懸念などの理解に基づき、企業価値への影響を考慮することは、マテリアリティ評価の精度を高めるための大切なインプットとなります。そして、利用者が、企業価値に影響し得る要素を理解するためにも有用な情報となりえます。調査の結果から、マテリアリティの評価プロセスにおいて、ステークホルダーエンゲージメントの結果を反映している旨の説明がみられたのは、割合の高い順に、サステナビリティ報告で61%、統合報告書で50%、有価証券報告書で8%でした(図1-4)。説明があったとしても、マテリアリティ評価の過程でステークホルダーエンゲージメントの結果を反映した旨の記載にとどまり、どのステークホルダーのどのような意見を反映しているかまで理解できる詳細の提供がない企業がほとんどでした。

図1-4 ステークホルダーエンゲージメントの結果をマテリアリティ評価に反映しているか



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

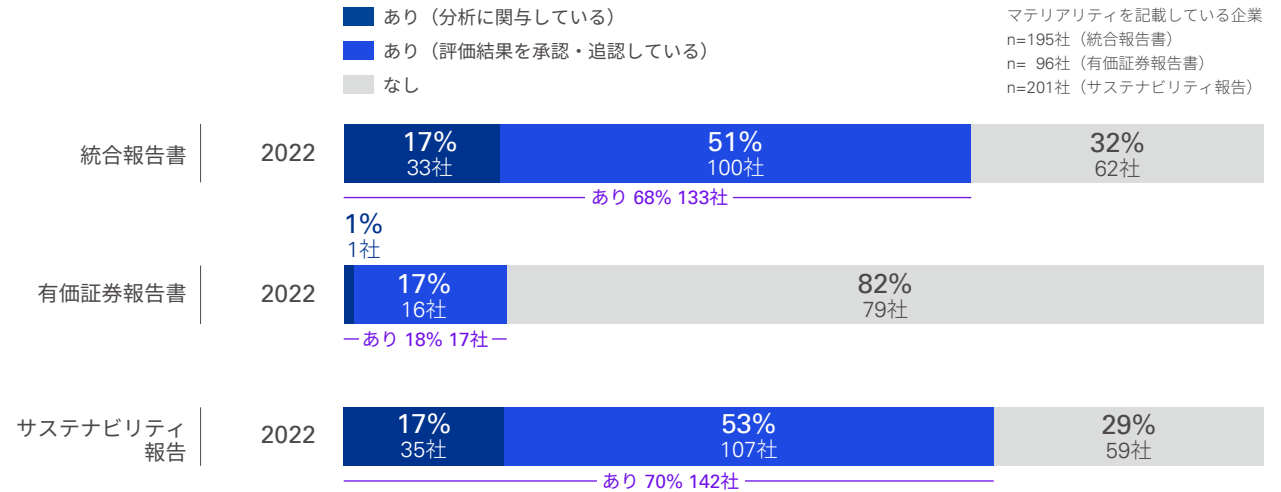


マテリアリティ評価の前提や インプットの説明を通じた背景情報と、 取締役の関与がわかる説明の提供を (続き)

マテリアリティ評価における取締役の関与状況に関する説明についても調査を行いました。企業の中長期的な戦略の方向性を定め、それに沿った経営を監督する役割を担う取締役が、マテリアリティ評価の議論に関与し、企業の将来に何ごどのように影響し得るのかの共通認識の醸成は、持続的な価値の実現には不可欠といえます。マテリアルであると記載した内容が、経営判断の軸となっていることを示すうえでも、取締役の関与状況についての情報は大切です。マテリアリティ評価における取締役関与を言及する企業は、統合報告書やサステナビリティ報告では6割を超えていますが、その多くが、最終的に承認を得ているとの説明にとどまっていました(図1-5)。マテリアリティ評価を最終化するにあたり、取締役会が最後に承認を行うのは自然な流れかもしれませんが、決定にあたり、どれだけの議論があったのかまでは読み取れないものが多く、改善の余地があると考えます。マテリアリティ評価プロセスの説明や、経営者や取締役のメッセージ、もしくは取締役会の活動報告の一環として、取締役がどの程度議論に関与しているのかを示すことも一考に値します。また、取締役の総意としてパーパスステートメント*を作成し、そのなかで、マテリアリティに関して言及することも有効でしょう。

*企業のパーパス(存在意義)、マテリアリティの認識、影響するステークホルダー、戦略等を記す声明書であり、株主総会書類や統合報告書に掲載する企業の例がある

図1-5 マテリアリティ評価における取締役の関与の説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



Column 02

財務諸表で開示される仮定と非財務情報との整合性

近年、多くの企業が温室効果ガス（以下、GHG）排出量の削減に向けたコミットメントを示し、経営戦略の立案・実行にあたり当該コミットメントを考慮することが不可欠になっています。このため、財務諸表の作成にあたって、例えば、エネルギー効率が相対的に悪い設備を継続して利用するのか、GHG排出量が多い製品を継続して顧客に提供していいのかといった点が固定資産の減損損失の計上の判断等において十分に検討すべき事項となることがあります。また、近年、気候関連リスクに関する情報を年次報告書の財務諸表以外のセクションに非財務情報として開示する事例が増えています。財務諸表で開示される主要な仮定が非財務情報における記載と整合的であるかが従来以上に問われるようになってきているのです。

こうした状況を踏まえ、2022年10月に、英国に拠点を置くシンクタンクCarbon Trackerから「[Still Flying Blind](#)」と題する報告書（以下、本報告書）が公表されました。本報告書では、GHG排出量が多いグローバル企業（134社）を対象として、財務諸表の作成や監査の実施にあたって気候関連リスクが適切に考慮されると見受けられるか（財務諸表で開示されている仮定と

非財務情報とが整合的になっているかを含む）に関する調査結果が示されています。さらに、「調査対象企業の多くで、財務諸表と非財務情報との間で十分に整合性が確保できていない」という点を含め、厳しい指摘もされています。こうした指摘は現行の会計基準や監査基準を踏まえると必ずしも現実的でないものもあり、本格的な対応には基準や制度の見直しが必要となる可能性があります。

投資家は投資判断において非財務情報を従来以上に重視するようになってきました。基準や制度の見直しに関わらず、財務諸表における主要な仮定と非財務情報との整合性を確保することは今後一層必要なものになっていくと考えます。

関口 智和



マテリアリティ評価の結果と戦略の関連性は読み取れるも、想定インパクトの定量化やガバナンス態勢への反映は不十分

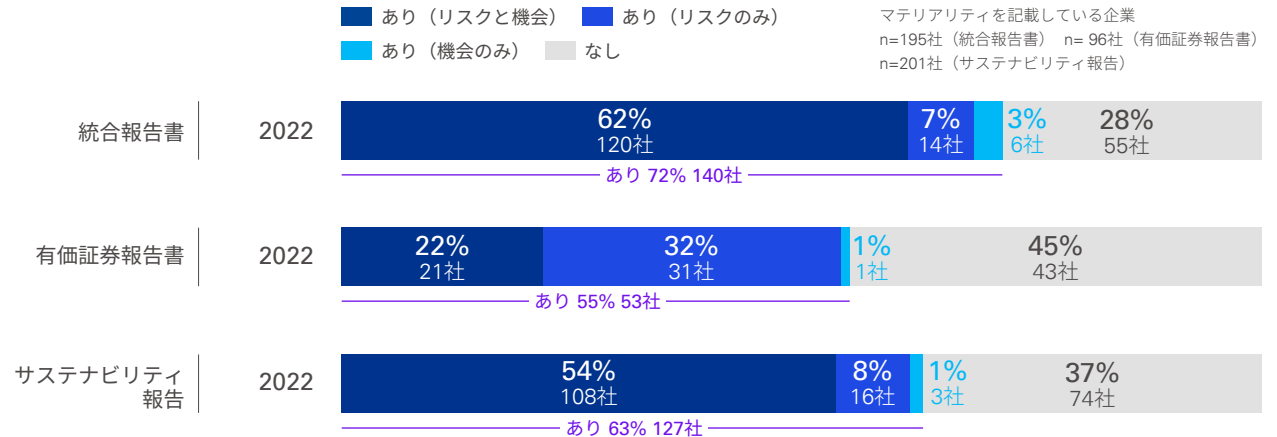
マテリアリティ評価の結果が、戦略策定、経営管理、リスク管理等にどのように組み込まれ、それらがいかに堅牢なガバナンスによって下支えされているのかの説明の状況も確認しました。

〈リスクと機会の説明〉

マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクと機会の説明の有無を調査したところ、いずれの報告媒体においても半数を超えました(図1-6)。一方で、説明されたリスクと機会の影響を定量的に示している報告書は、統合報告書とサステナビリティ報告で約25%、有価証券報告書では12%でした。しかし、そのほとんどが、気候変動関連リスクの影響額を示すにとどまっています(図1-7)。これは、2021年の改訂コーポレートガバナンス・コードで、プライム市場の上場企業を対象に、気候関連財務情報開示タスクフォース(以下、TCFD)の提言に基づく情報開示への期待が明記され、気候変動の影響額については開示が進んだ影響と考えられます。

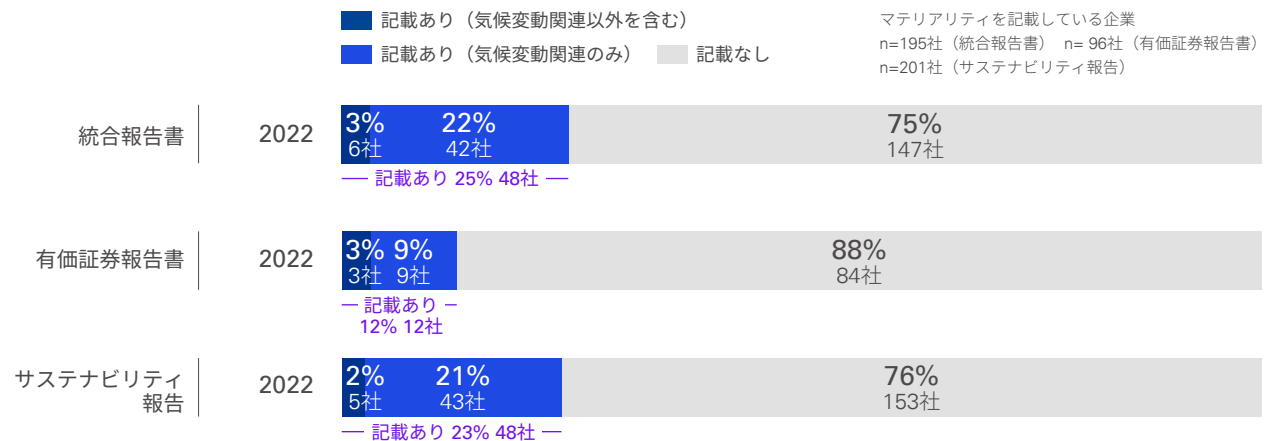
マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクと機会については、気候変動に関する影響に限らず、分析や評価を行い、ビジネスモデルや戦略への影響の判断に活かしているはずです。企業のサステナブルな価値創造に関するストーリーの一環としてそれらの説明により、企業のマテリアリティの判断の根拠を利用者と共有していくことが望まれます。

図1-6 マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクと機会の説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図1-7 重大なリスクと機会の影響が定量化されているか



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

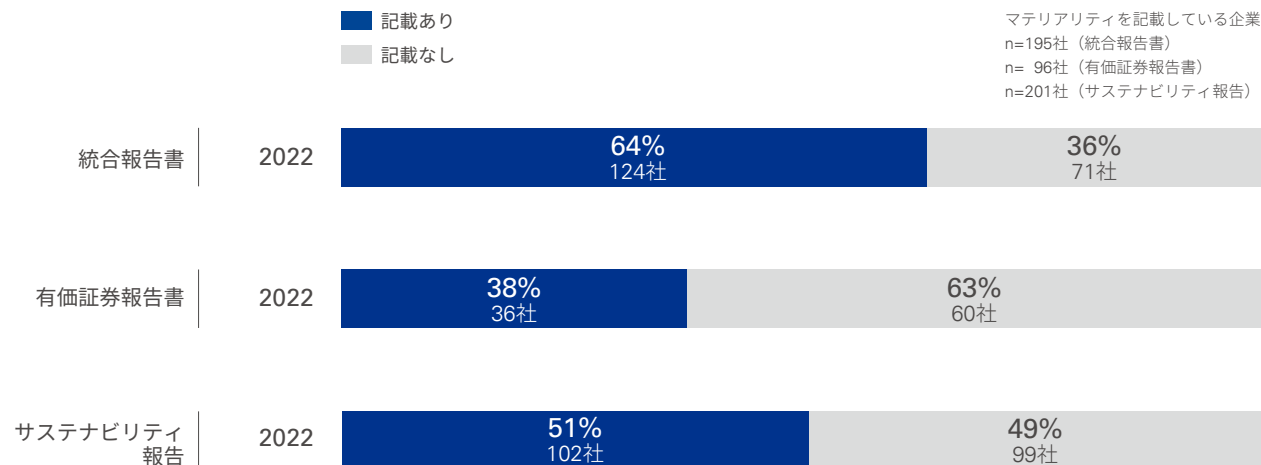


マテリアリティ評価の結果と戦略の関連性は読み取れるも、想定インパクトの定量化やガバナンス態勢への反映は不十分 (続き)

〈戦略、目標と実績の報告〉

マテリアルだと判断された内容と戦略の関連性を確認したところ、その割合が最も高い統合報告書で60%超、サステナビリティ報告では約50%、有価証券報告書においては40%以下となっていました(図1-8)。サステナビリティ報告は、企業が環境や社会に与えるインパクトに関連する情報の説明にとどまらず、全体の戦略が示されている割合が高かったために、マテリアリティと関連付けた説明が多く、調査前の想定以上であったことは新たな発見となりました。

図1-8 マテリアルだと判断された内容と戦略の説明が関連付けられているか



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



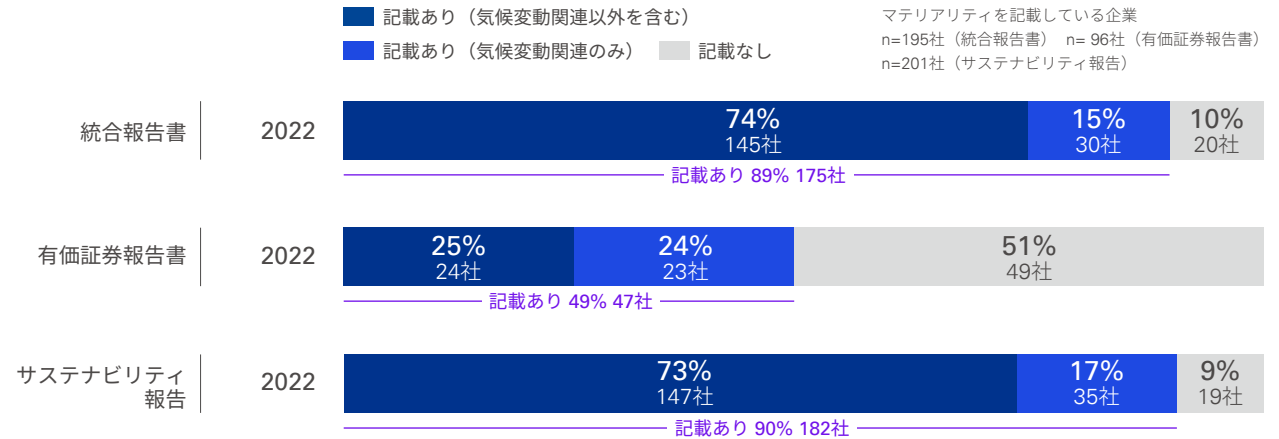
マテリアリティ評価の結果と戦略の関連性は読み取れるも、想定インパクトの定量化やガバナンス態勢への反映は不十分 (続き)

〈戦略、目標と実績の報告〉(続き)

マテリアルだと判断された内容について、指標を用いて目標や実績が示されているかについても確認しました。目標・実績ともに、統合報告書やサステナビリティ報告では、おおむね9割が示されていました(図1-9、1-10)。私たちは、気候変動をマテリアルな項目の1つに掲げた企業が、TCFDの提言に沿った情報提供を求める流れに後押しされ、温室効果ガス(以下、GHG)排出量の削減目標や、削減実績を示し、報告割合を押し上げるのではないかとこの仮説をたてていました。ところが、実際には、気候変動以外に関するマテリアルな内容についても、関連性のある指標を用いて、目標や実績を示す割合が高い実態がわかりました。

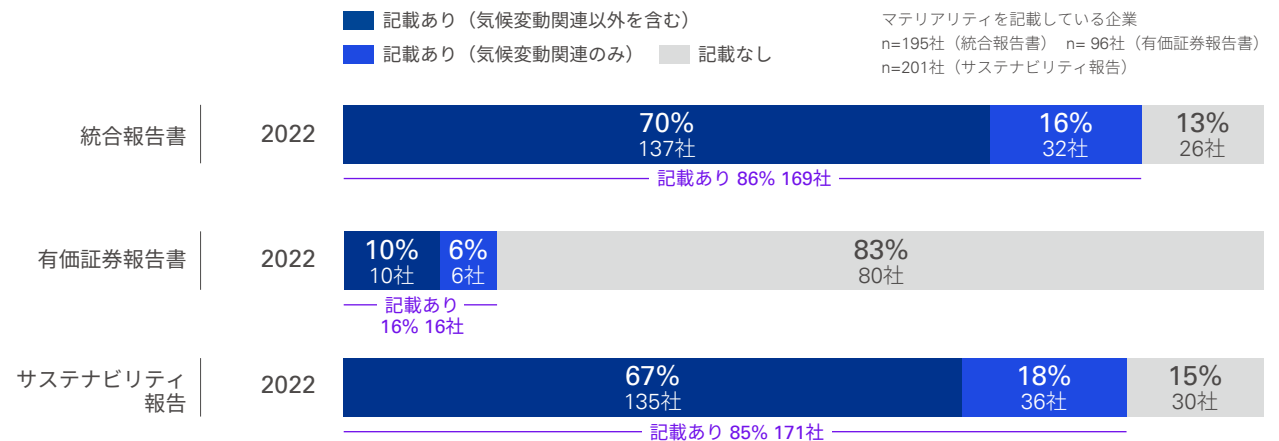
サステナブルな社会を目指す時代が到来し、社会や環境に関する課題の解決を通じて、持続的に価値を向上させることが企業に求められるいま、マテリアリティの認識を、企業の全体戦略に反映させ、目標設定をしたうえで、着実に企業価値の向上につなげたいと考える企業の意識変革が、着実に進んでいることが感じられます。

図1-9 マテリアルだと判断された内容と関連性のある指標(目標)



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図1-10 マテリアルだと判断された内容と関連性のある指標(実績)



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



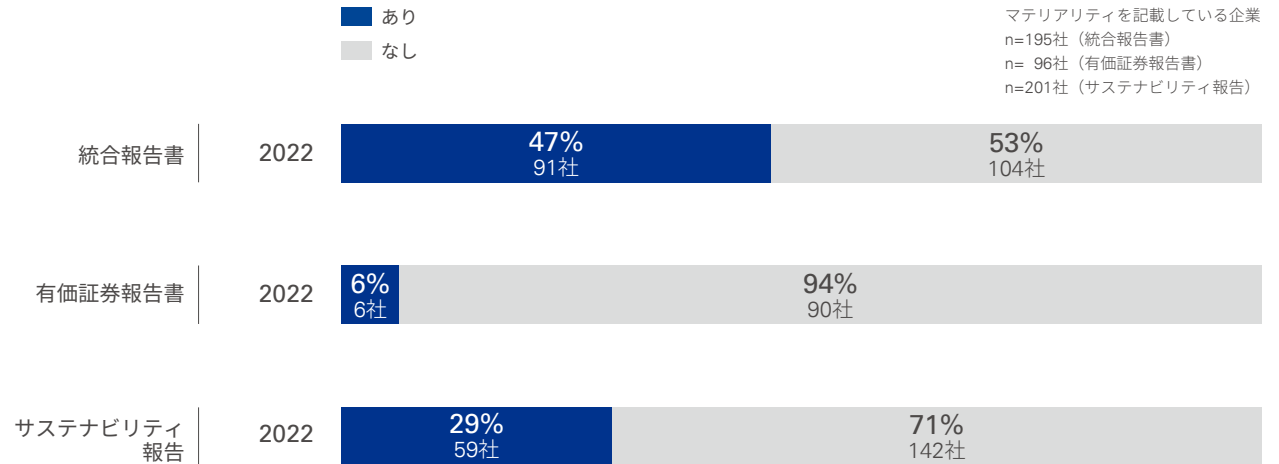
マテリアリティ評価の結果と戦略の関連性は読み取れるも、想定インパクトの定量化やガバナンス態勢への反映は不十分（続き）

〈ガバナンス態勢への反映〉

マテリアリティに関連する調査の締めくくりとして、マテリアリティ評価の結果をうけて推進される経営の下支えとなる役割を有するガバナンスについて、その設計に関する説明内容を確認しました。

まずは、マテリアルだと判断された内容に対応する戦略や取組みを推し進める企業の取締役が、適切なスキルや経験を有している旨の説明があるかを確認しました。2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂で、取締役のスキル・経験・能力等（例えば、スキルマトリックスを用いた一覧）の開示が原則の一部に盛り込まれたことを受け、特に統合報告書において、取締役のスキルマトリックスを掲載する企業が多くなりました。ただし、スキルマトリックスで示されたスキル・経験・能力等の分類は、幅広い内容を包含する一般化されたものが多く、企業価値や競争力の視点からマテリアルだと判断された内容との関連性が読み取れるものは、統合報告書で47%、サステナビリティ報告で29%、有価証券報告書で6%という結果でした（図1-11）。

図1-11 マテリアルだと判断された内容に対応する戦略や取組みを監督する取締役が保有すべきスキルや経験の説明



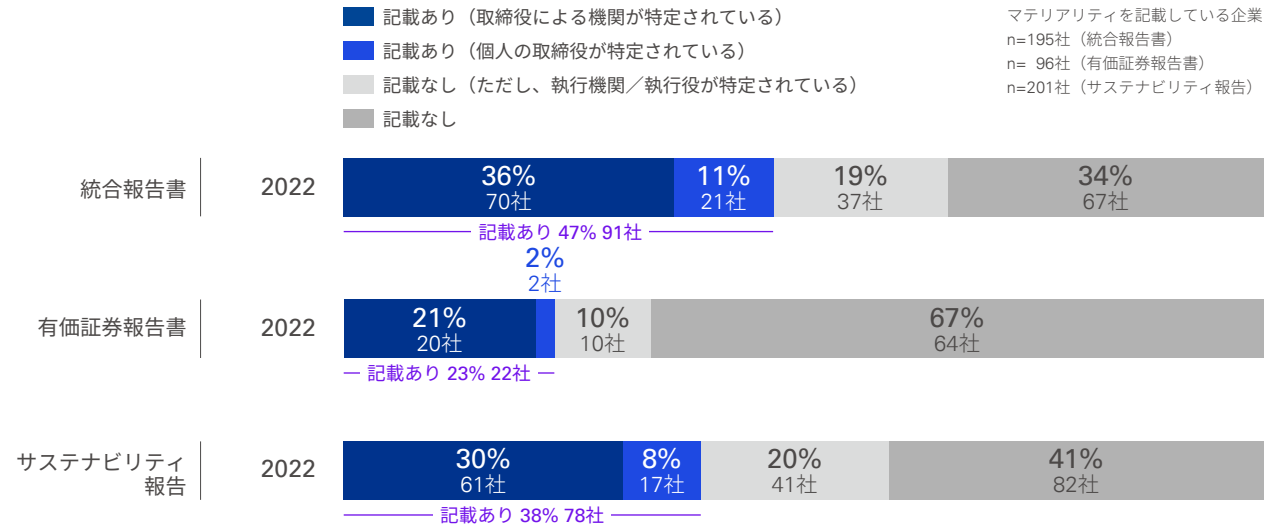
出典：「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



マテリアリティ評価の結果と戦略の関連性は読み取れるも、想定インパクトの定量化やガバナンス態勢への反映は不十分（続き）

次に、マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクや機会の監督について、責任を担う機関または個人が特定され、説明されているかを調査しました。その結果、取締役会の諮問機関や個人の取締役が特定され、説明があるのは、割合の高い順に、統合報告書で47%、サステナビリティ報告で38%、有価証券報告書で23%となりました（図1-12）。取締役会の諮問委員会としてのサステナビリティ委員会の設置や、マテリアルな環境・社会的課題に関連する経験が豊富な取締役の選任が進んでいることが考えられます。また、取締役会に属する機関や個人の特定期間・説明はされていないものの、執行機関または執行役が特定されている例も、統合報告書とサステナビリティ報告で約20%、有価証券報告書で10%みられました。中長期的な視点で、持続的な企業価値の向上を下支えするのは、経営を監督する役割を担う取締役会です。したがって、同じサステナビリティ委員会でも、取締役会側に設置されるものと、執行側に設置されるものでは、役割が異なることは留意すべき点です。

図1-12 マテリアルだと判断された内容に関連する重大なリスクや機会の監督について責任を負う機関または個人が特定されているか



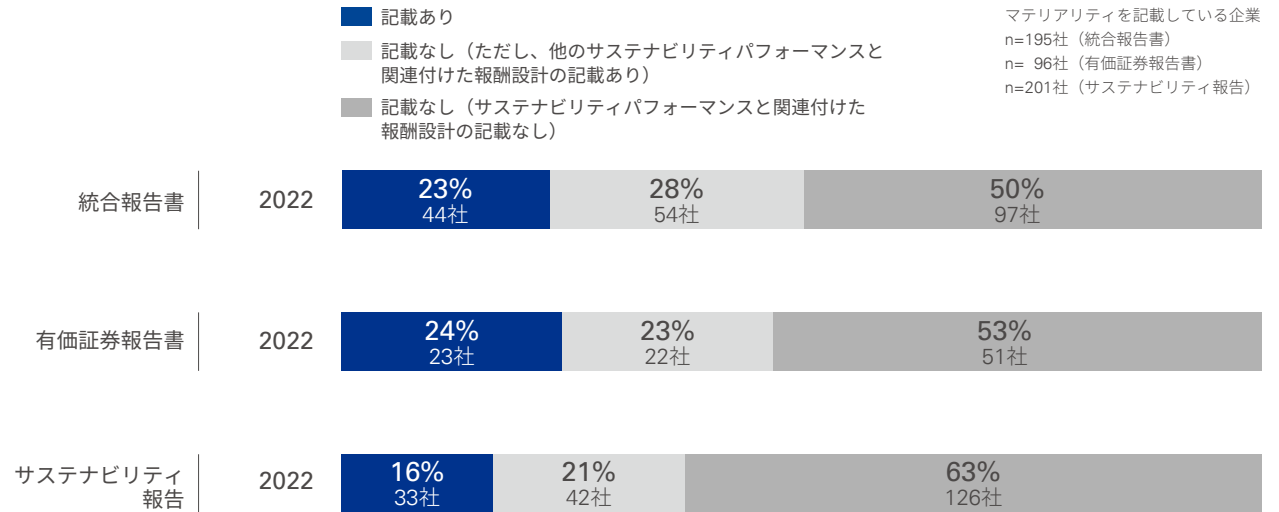
出典：「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



マテリアリティ評価の結果と戦略の関連性は読み取れるも、想定インパクトの定量化やガバナンス態勢への反映は不十分 (続き)

最後に、マテリアルだと判断された内容やそれに基づく戦略等と関連付けた役員報酬の設計の導入について調査しました。関連付けが説明されていたのは、有価証券報告書で24%、統合報告書で23%、サステナビリティ報告で16%でした(図1-13)。インパクトが大きいと判断した項目との関連性は明確ではないものの、環境や社会的課題に関する何らかのパフォーマンスと関連付けた報酬がある旨を説明している割合は、同程度かそれより高く、統合報告書で28%、有価証券報告書で23%、サステナビリティ報告で21%でした。環境や社会的課題に関するパフォーマンスと連動させた役員報酬を、持続的な価値創造へのインセンティブとして機能させようとする試みは採り入れられつつあるものの、報酬に連動させるパフォーマンス指標が具体的に説明されておらず、どれだけインセンティブとして機能し得るのが読み取れない報告書が多くありました。また、外部のESG評価機関による格付やESGインデックスへの組み入れの結果を報酬に連動させている例もみられ、なぜその格付やインデックスを報酬設計に反映しているのかが説明されていないために、企業独自の価値創造に向けたストーリーとの関連性が読み取れないものもありました。

図1-13 マテリアルだと判断された内容やそれに基づく戦略等と関連付けられた役員報酬が設計されているか



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



マテリアリティに関する説明は着実に進展 —さらなる改善に向けて、 報告内容の絞り込みと、 付加価値あるインサイトの提供を

サステナブルな社会の実現に向け、企業には社会や環境に関する課題の解決を通じて、持続的に価値を向上させることが求められています。そうした状況を踏まえ、マテリアリティに関わる認識を報告書に示すだけでなく、戦略や目標に反映させたうえで、企業価値の向上につなげようとする企業の取組みが、着実に進みつつあることを今回の調査は示しています。

しかし、マテリアリティの評価の前提となる組織内外の経営環境の見通しや、分析のインプットとなるステークホルダーの懸念や関心の理解、また想定されるリスクが顕在化した場合のインパクトの説明には、改善の余地がみられます。

また、マテリアリティ評価の結果を反映した戦略の遂行や認識したリスクや機会の監督における取締役会の体制や役割、取締役の有するスキルや経験、またマテリアリティ評価への関与に関する情報も、まだ十分とは言えない状況です。

Column 03

企業報告における取締役会の役割と責任の開示を求める投資家の声

2022年10月、グローバルな機関投資家を中心に構成するネットワークである国際コーポレートガバナンスネットワーク（以下、ICGN）が「**ICGN 日本のガバナンスの優先課題**」と題した文書を公表しました。これは、日本のコーポレートガバナンスのさらなる改善とその成果が期待できる分野について、日本の企業、規制当局、その他のステークホルダーに向けたガイダンスを提供する目的で取りまとめられたものです。

同文書では、30超の推奨事項が5つの課題領域に分けて示されており、その領域の1つが「企業報告」となっています。そこでは、2021年のコーポレートガバナンス・コード改訂後の実務の状況や、2022年の東京証券取引所の市場区分改革、金融審議会DWGによる提言の内容も踏まえ、7つの推奨事項が挙げられています。

英文の有価証券報告書や株主総会招集通知の年次株主総会30日前の発行といった報告書の発行実務に関わるもの、グローバルの動向を見据えたサステナビリティ報告の枠組みに関わるもの、そして企業報告において説明されるべき内容など多岐にわたる提案がなされていますが、このうち、企業報告で説明すべきとされた1つに、

「企業報告に対する取締役会の役割、ガバナンス体制、説明責任を明確にした取締役会規則の開示（項番1.6）」があります。

単に、企業報告における取締役会の役割や説明責任等を取締役会規則に追記し、公開することを求めているのではなく、明記された役割や責任を取締役会が果たし、企業の立ち位置と、今後の長期的な見通しに関するバランスの取れた意味のあるインサイトの提示への期待の表れといえます。

今後、企業報告に関する制度が発展し、さまざまな内容に関する報告が求められると想定されます。なかでも企業活動と社会や環境の課題との関係性に関わる情報は、企業の競争力やビジネスモデルの持続性と関連付けた説明が伴ってこそ、適切な理解が可能となります。ICGNの提案は、日本企業にとっては、一見踏み込んだ内容とみられるかもしれませんが、しかし、グローバルな投資家から、適正な評価を獲得するために、参考となる内容だと考えます。

橋本 純佳



マテリアリティに関する説明は着実に進展 —さらなる改善に向けて、 報告内容の絞り込みと、 付加価値あるインサイトの提供を（続き）

さまざまな情報ニーズや要請に応えようと報告書に多くの情報が掲載されるようになり、辻褄を合わせるようにマテリアルな項目の数が増えるようなことがあれば、取締役や経営トップが企業の価値向上にとって本当にマテリアルだと考えるものが何かを読み取りづらくなるのが懸念されます。報告書からノイズとなる情報を取り除くためにも、経営上、本当にマテリアルだと認識されている内容にフォーカスする必要があります。また、マテリアリティ評価の結果や、それに沿ったリスク認識や戦略を示すだけでなく、その前提となる見通しや具体的なインパクト、またガバナンスに関する情報を提供することが、企業のマテリアリティに関わる認識の深いインサイト提供につながり、報告書で語られるストーリーの説得力を高めます。報告書の利用者から、組織の価値創造能力や持続性についての適切な評価を得るためにも、このインサイトこそが大切な役割を果たすと考えます。

Column 04

Viewpoint① - インタングブルズの報告の意義を考える

企業報告には2つの側面があります。1つは、法的に存在を認められ、活動する権利を有するものに課せられる報告です。この代表格が有価証券報告書です。一方で、企業の意思で任意に作成する報告書があります。これは、社会との関わりのなかで、活動を許されているものとしての説明責任遂行のための活動の一端です。環境報告から続く社会や環境、いわゆるESの領域に関する内容を取り扱うサステナビリティ報告は、社会からの要請に応えようとする組織の姿勢から拡大してきたものだと考えます。

社会や環境の課題が、企業と個人の双方にさまざまな影響を及ぼし、その大きさが拡大を続けています。さらには、グローバル化の進展やテクノロジーが提供する可能性の劇的な進化も加わって、定量的に計測できる要素（e.g. 売上、利益）だけではなく、一律的な定義や計測が困難な「見えざるもの（インタングブルズ）」（e.g. 人材、技術力、ブランド、ネットワーク）の可能性が企業価値の評価に影響するようになってきています。企業活動のために用いる資源総体の実態、その結果である成果等の双方とも、その内容を理解するためには、これまでの「目に見えるもの」「物理的定量的に計測できるもの」だけでは不十分です。しかし、インタングブルズ

に関する情報の取扱いには、会計のようなルールがまだ存在しない現状にあります。このため、組織の内外を問わず、許容できるリスクの判断に基づく、意思決定のためのインタングブルズの情報が十分でない状態ともいえ、結果として組織のレジリエンスの弱体化と持続可能性の懸念となりかねません。

企業が多様な価値から評価されるようになるなか、統合報告書には、「企業価値」の視点から、将来に向けた創造のストーリーを組織を取り巻く要素の関係性を基につなぎ合わせ、過去から続く成果としての現在の価値を語る役割があります。これが、企業が目指す姿（パーパス）に係るステークホルダー間の共通理解を醸成し、さらには、実務上の協業にまで資するものとなっていきます。

制度としての報告範囲の拡大が進むなか、企業価値の観点から、自らの競争力の源泉であるインタングブルズについて語り、どれだけステークホルダーの理解と共感を得られるか。価値の概念が大きく揺さぶられているいま、組織の競争力と戦略の実現可能性に直結する取組みとして、報告を位置付ける必要があると考えます。

芝坂 佳子



サステナビリティ情報の報告時期

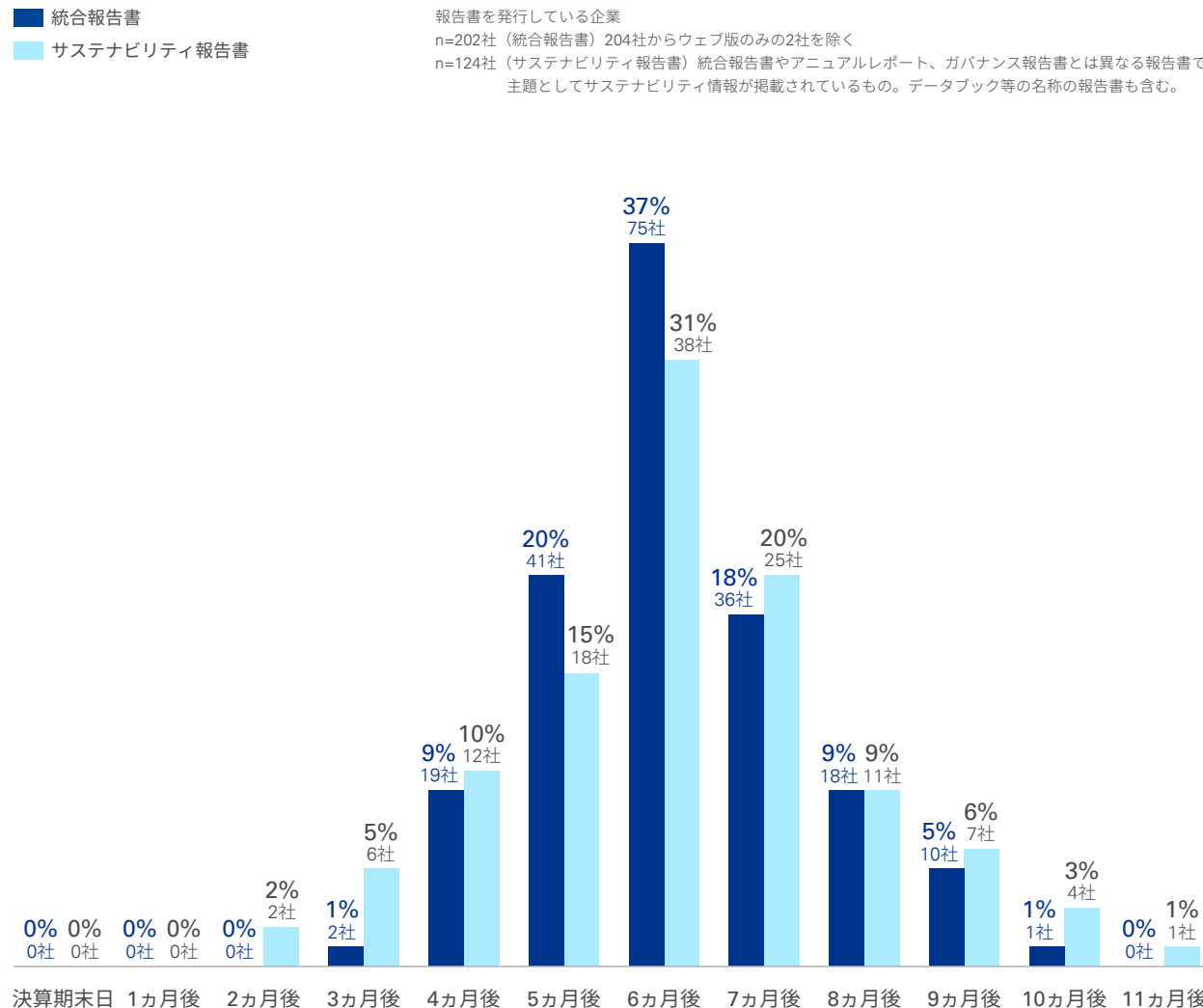
2022年3月に公表されたIFRSサステナビリティ開示基準(公開草案)では、財務諸表と同時に、サステナビリティ関連財務情報を報告することが提案されています*。また、日本でも2023年1月に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」にて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設することになっており、今後、サステナビリティ情報の一部が財務諸表と同時に報告されていくことになります。このような動きを踏まえ、企業の準備状況を確認する目的で、統合報告書およびサステナビリティ報告書の報告時期について調査しました。

調査結果の概要は、以下のとおりです。

- 今回、調査の対象とした統合報告書を発行している企業204社のうち、ウェブ版のみの2社を除く202社の発行時期は、決算月の6ヵ月後が37%と最も多く、有価証券報告書の提出期限である決算月の3ヵ月後に発行している企業は1%にとどまりました。
- サステナビリティ報告書においても同様の傾向が見受けられます。具体的には、サステナビリティ報告書を発行している企業124社の発行時期は、決算月の6ヵ月後が31%と最も多く、有価証券報告書の提出期限である決算月の3ヵ月後までに発行している企業は7% (2ヵ月後2%、3ヵ月後5%) でした(図2-1)。

*ただし、ISSBは、2022年11月の会議において、当面の経過措置として、IFRSサステナビリティ開示基準に基づくサステナビリティ関連財務情報の開示時期を翌年度の上期(第2四半期)の業績発表までとすることを容認する旨を決定しています。

図2-1 統合報告書・サステナビリティ報告書の発行時期



報告書を発行している企業
n=202社(統合報告書) 204社からウェブ版のみの2社を除く
n=124社(サステナビリティ報告書) 統合報告書やアニュアルレポート、ガバナンス報告書とは異なる報告書で、
主題としてサステナビリティ情報が掲載されているもの。データブック等の名称の報告書も含む。

出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



サステナビリティ情報の報告時期 (続き)

統合報告書・サステナビリティ報告書の発行時期は、多くの日本企業では、有価証券報告書の発行から3ヵ月後以降となっています。この点については、サステナビリティ情報の開示に必要な社内データ収集や集計に係るガバナンス、業務フロー、内部統制が財務報告領域と比べて、いまだ報告のための仕組みの整備が十分でないことが1つの要因と考えられます。

今後、サステナビリティ情報が投融資の判断に与える影響が高まるにつれ、投資家は財務諸表の開示と同時にサステナビリティ情報を開示することを求めるようになるはずですが、投資家は、サステナビリティ情報をビジネスの文脈に当てはめ、企業価値への影響や財務的影響の観点でどのような意味をもつのか、サステナビリティ情報と財務情報の結合性(connectivity)を知りたいとするからです。企業には、情報収集のためのシステムの導入や業務フロー、内部統制の構築といったサステナビリティ情報の報告早期化に向けた取組みの推進が望まれます。

Column 05

IFRS サステナビリティ開示基準の動向

ISSBは、2022年3月31日にIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(以下、S1基準)の公開草案およびIFRS S2号「気候関連開示」(以下、S2基準)の公開草案を公表しました。ISSBは、公開草案に対して寄せられた意見をもとに公開草案の再審議を行い、2023年第2四半期末に、S1基準とS2基準を公表することを見込んでいます。

また、今後2年間のワークプランについて、2022年12月開催の会議で、ISSBは優先的に審議すべきアジェンダを暫定的に決定しました。そこでは、S2基準が対象とする気候関連リスク以外を取り扱う3つのテーマと、国際会計基準審議会(以下、IASB)との共同プロジェクトの可能性を提示しています。ISSBは、2023年上半年に「情報要請(Request for information)」に基づいて情報収集し、分析を行ったうえで、優先的に開発する基準について具体的な検討を開始する予定です。

- ① 生物多様性・生態系・生態系サービス
- ② 人的資本(まずは、ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョンに焦点を当てる)
- ③ 人権(まずは、バリューチェーン上の労働者と地域社会の権利に焦点を当てる)

④ IASB® マネジメントコメントリー・プロジェクト*と統合報告フレームワークに基づく報告の結合性(connectivity)

IFRS サステナビリティ開示基準は、包括的なグローバルベースラインとなることを目指しています。「ビルディングブロックアプローチ」が提起されており、各国・地域の実態に合わせて規制当局による要求事項の追加を前提としています。基準の要求事項を単になぞるだけの開示では、企業が伝えたい情報をステークホルダーに伝えることは不可能です。企業価値向上につながるようなストーリー性のある開示の実現を目指し、戦略的に準備を進める必要があります。今後は、開示情報の信頼性を確保するため、各国・地域において、サステナビリティ情報に対する保証業務が要求される可能性があります。サステナビリティ報告の準備とあわせて、信頼性の高い情報提供を可能とする体制の整備も不可欠となっていくでしょう。

田村 太一

*IASBは国際財務報告基準(IFRS基準)実務記述書第1号「経営者による説明(Management Commentary)」を包括的に見直すため、2021年5月に公開草案を公表しました。現在は、公開草案に寄せられた意見を受けて、改訂の最終化に向けた議論を進めています。

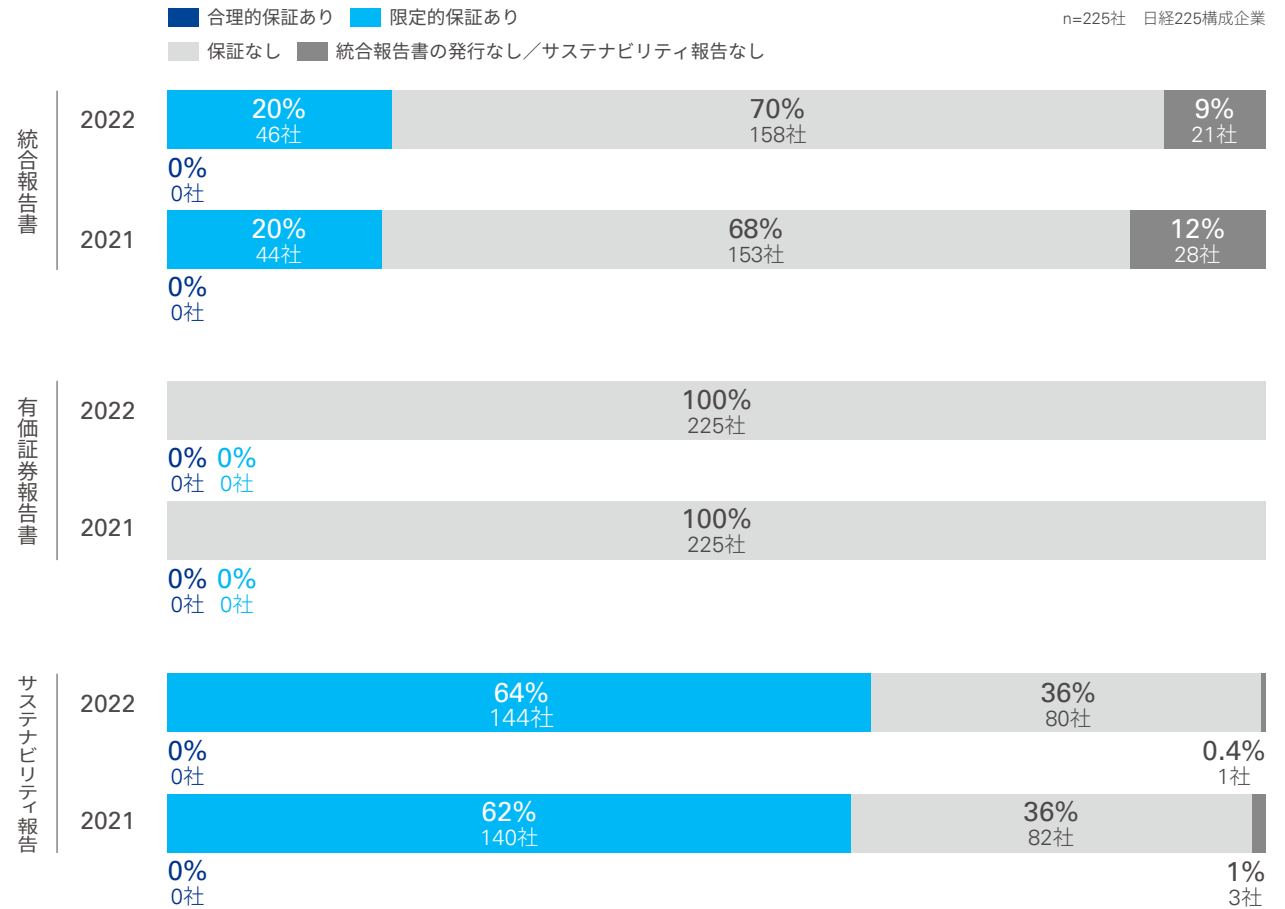


サステナビリティ情報の信頼性向上

企業が提供する情報のうち、特に統合報告書、サステナビリティ報告に掲載する指標に対して、第三者からの保証を受ける例が増えています。2022年度の調査では、64%の企業がサステナビリティ報告に掲載した何らかの指標について、第三者保証を受けていました(図2-2)。ただし、そのすべてが限定的保証業務※であり、合理的保証が提供されていた事例はありませんでした。

※保証業務は、保証業務リスクの程度により、合理的保証業務と限定的保証業務に分類されます。合理的保証業務では、業務実施者が、その結論を表明する基礎として、保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な低い水準に抑えます。これに対して、限定的保証業務では、業務実施者は、保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、その保証業務リスクの水準は、合理的保証業務に比べてより高く設定されます。このため、限定的保証業務で実施される手続きの種類、実施時期および範囲は、合理的保証業務で必要とされるよりも限定されたものになります。

図2-2 第三者保証を受けている割合(第三者保証報告書の掲載割合)



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMG ジャパン



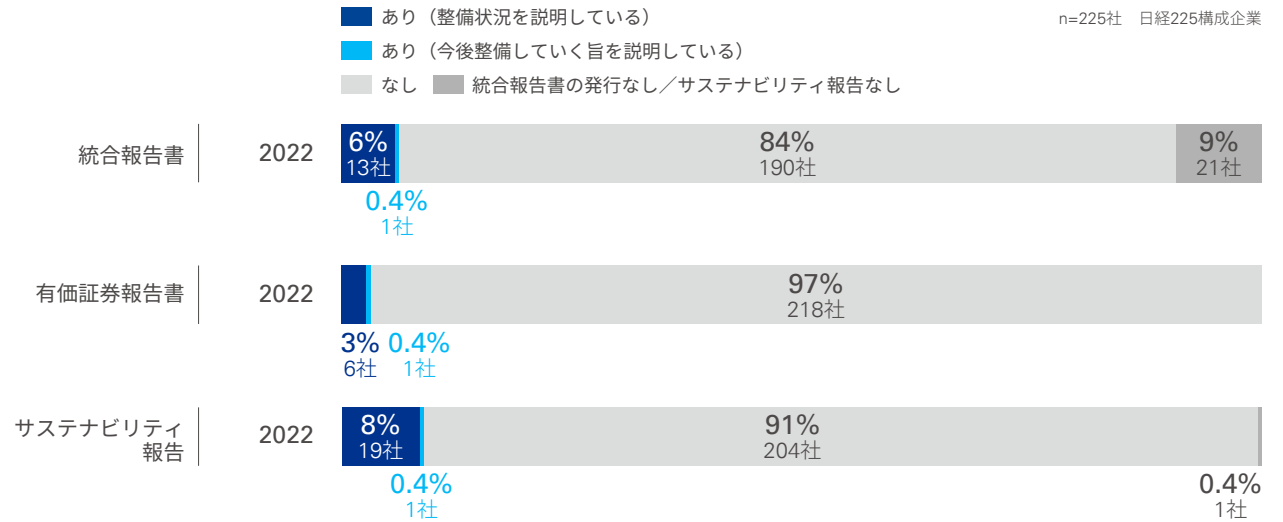
サステナビリティ情報の信頼性向上 (続き)

サステナビリティ報告に掲載した指標について保証を受けるか否かは、企業の任意です。今後は、投資家等からより信頼性の高い情報が開示されるよう期待が高まっている状況を踏まえ、保証を受ける企業は増加する傾向にあると想定できます。サステナビリティ情報の信頼性向上は、投資家等の意思決定にとって有益であり、建設的な対話を促すことに寄与するものと考えます。

また、[欧州企業サステナビリティ報告指令](#) (以下、CSRD)では、企業によるサステナビリティ報告に対して第三者保証が要求されています。その内容も、限定的保証業務から合理的保証業務への移行も見据えるなど、将来的に第三者保証を受けることを制度化する動きがグローバルで進んできています (P29 Column 06)。

こうした将来の制度化に対応し、企業が第三者保証を受けたサステナビリティ情報を適時に開示するためには、第三者による保証業務にも対応できる社内データ収集体制や集計に係るガバナンス、業務フロー、内部統制の整備等、相応の投資が必要となります。特に充実した内部統制は情報の信頼性を担保する鍵となる部分であり、合理的保証業務の提供にあたって必須となるものです。しかし、サステナビリティ情報に関連する内部統制が十分に整備されている企業は、いまだ少数であるのが現状です。今回の調査でも、内部統制を整備している企業は、いずれの媒体においても10%に満たず、今後整備予定と記載している企業も0.4%にとどまっていました (図2-3)。

図2-3 サステナビリティ情報関連の内部統制の有無



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



サステナビリティ情報の信頼性向上 (続き)

今後、保証の制度化がされることも見据えたうえで、サステナビリティ情報の報告プロセスを高度化する取組みや投資が十分なのかについて検討する必要があると考えます。経営者の関与のもとで検討し、自社の取組みがステークホルダーの期待を十分に満たしているかの確認は、[国際コーポレートガバナンスネットワーク \(以下、ICGN\)](#)が推奨しているような取締役会の役割や説明責任を確実に果たすことにもつながっていきます (P23 Column 03参照)。

Column 06

欧州におけるサステナビリティ報告の制度化に向けた動向

2022年11月、欧州委員会 (以下、EC) は、現行の指令を改定する欧州企業サステナビリティ報告指令 (以下、CSRD) を最終承認しました。CSRDは、欧州連合 (以下、EU) が目指すサステナブルな経済への移行に向けて、現行の欧州非財務情報開示指令 (NFRD) による非財務報告の開示規制を強化するものです。環境・社会・人権・ガバナンス要因等の幅広いサステナビリティ課題についてより詳細な報告を企業に義務付けており、適用開始は企業規模等に応じて異なりますが、2024会計年度から段階的に適用される予定です。

CSRDの最終化とあわせて、具体的な開示要求事項を定める欧州サステナビリティ報告基準 (以下、ESRS) の開発も進められ、2022年11月にパブリックコンサルテーションを踏まえた最終案が欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) からECに提出されました。今回提出されたESRS (案) は、2つの横断的な基準と10のトピック別基準 (E…5個、S…4個、G…1個) から構成されています。ESRS (案) は、ダブルマテリアリティ (サステナビリティ課題が企業に与える財務的影響のみならず、企業活動が環境や社会に与える影響も考慮する考え方) に基づく報告を要求している点に大きな特徴があります。ESRS

(案) はECによる評価を経て2023年6月までに採択される予定です。なお、今回提出されたESRS (案) のほか、今後数年間かけてセクター別基準が開発される予定です。

開示情報の拡充に加え、CSRDはサステナビリティ情報の信頼性を確保するため第三者保証を要求しています。当面は限定的保証業務を要求しつつ、数年後には合理的保証業務 (P27参照) への移行が示唆されています。

CSRDは、適用対象企業を大きく拡大しており、日本企業のEU現地法人やEU域内における売上規模が大きい日本企業グループも適用対象に含まれる可能性があります。対応すべき事項は非常に広範囲にわたり、適用対象企業は必要な検討を早期に開始することが望まれます。

山田 桂子



Column

07

米国における気候変動関連の情報開示の動向

近年の投資家からの、気候変動リスク、サイバーセキュリティ、人的資本等に係る情報開示に対する要請が強まるなか、米国証券取引委員会（以下、米国SEC）は現行の開示規則の見直しを進めています。特に、気候変動リスクについては、2022年3月に、ほぼすべてのSEC登録企業（Foreign private issuerを含む）に対して、年次報告書などでの気候関連開示の強化・標準化を求める規則案が公表されています。

当該規則案で提案されている開示事項のなかには、気候関連のガバナンス、リスク管理、戦略、指標および目標といったTCFDフレームワークと同じ部分もありますが、一部にはより詳細な開示提案も含まれています。

具体的には、財務諸表の開示にあたり、物理的リスクおよび移行リスクによる影響が一定の閾値を超える場合、基本財務諸表の表示科目ごとに、物理的リスクと移行リスクのそれぞれの影響額（マイナスの影響額とプラスの影響額の絶対値）の開示が提案されているほか、当該物理的リスクおよび移行リスクに関連する支出額の内訳（資本化されたものと費用化されたもの）の開示も提案されています。これは、既存の基準・開示フレームワークと比べて、財務諸表での開示に踏み込んでいる点に特徴

があります。また、MD&Aの開示では、GHGプロトコルの定義に基づき算出されたScope1、2、3のGHG排出量の開示が提案されています。なかでも、Scope1およびScope2のGHG排出量については、大規模早期提出会社または早期提出会社に対して、段階的に第三者保証を求めるとともに、保証水準も限定的保証から合理的保証へ段階的な移行の提案がなされている点にも留意が必要です。

公表された規則案がSEC登録企業の現行の開示実務に与える影響は大きいと思われ、規則案に寄せられたコメントを踏まえた最終規則の内容も含め、今後の動向が注目されます。

青木 健



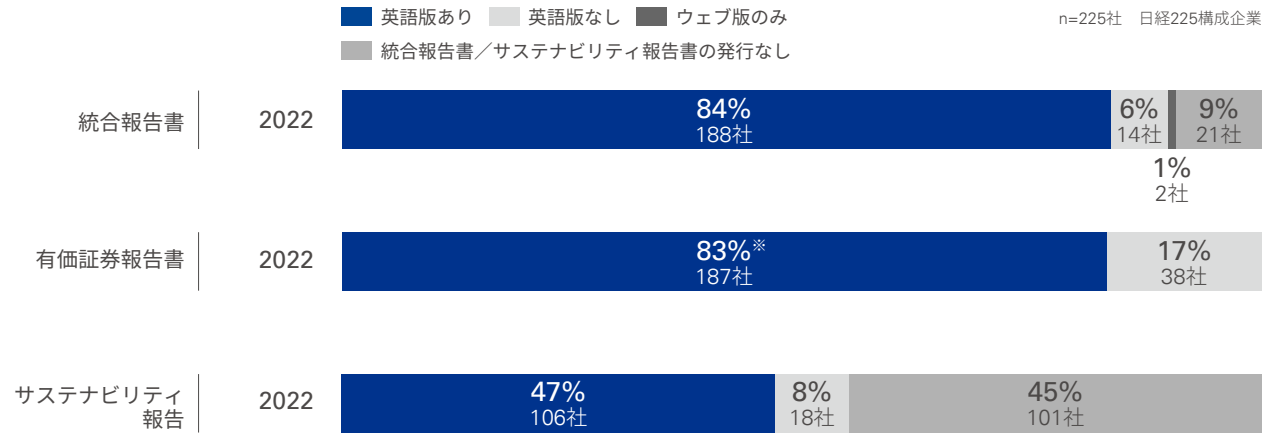
英文開示

日本の資本市場に投資している海外投資家から、英文による情報開示への要望が高まっており、多くの企業が、さまざまな報告書の英文開示を実施しています。特に有価証券報告書については、金融審議会DWGが2022年6月13日に公表した報告書において、「プライム市場上場企業は、グローバルな投資家との建設的な対話を念頭に置いており、積極的に有価証券報告書の英文開示を行うことが特に期待される」と提言しています。このような状況を踏まえ、統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティ報告書の英語版の発行有無およびその発行時期について調査しました。

統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティ報告書のなかでは、統合報告書の英語版を発行している企業が最も多く84%、次いで有価証券報告書が83%となりました。他方、サステナビリティ報告書については47%にとどまりました(図2-4)。

上述の金融審議会DWGによる報告を受け、今後、有価証券報告書の英文開示を各企業が一層進めることが求められます。

図2-4 英語版報告書を発行している企業



*有価証券報告書の「英語版あり」は、有価証券報告書の全文相当、または一部抜粋(財務諸表本表のみを含む)したものを英語版の冊子として発行している企業を集計。ただし、決算短信の英語版のみを発行している企業は除く。

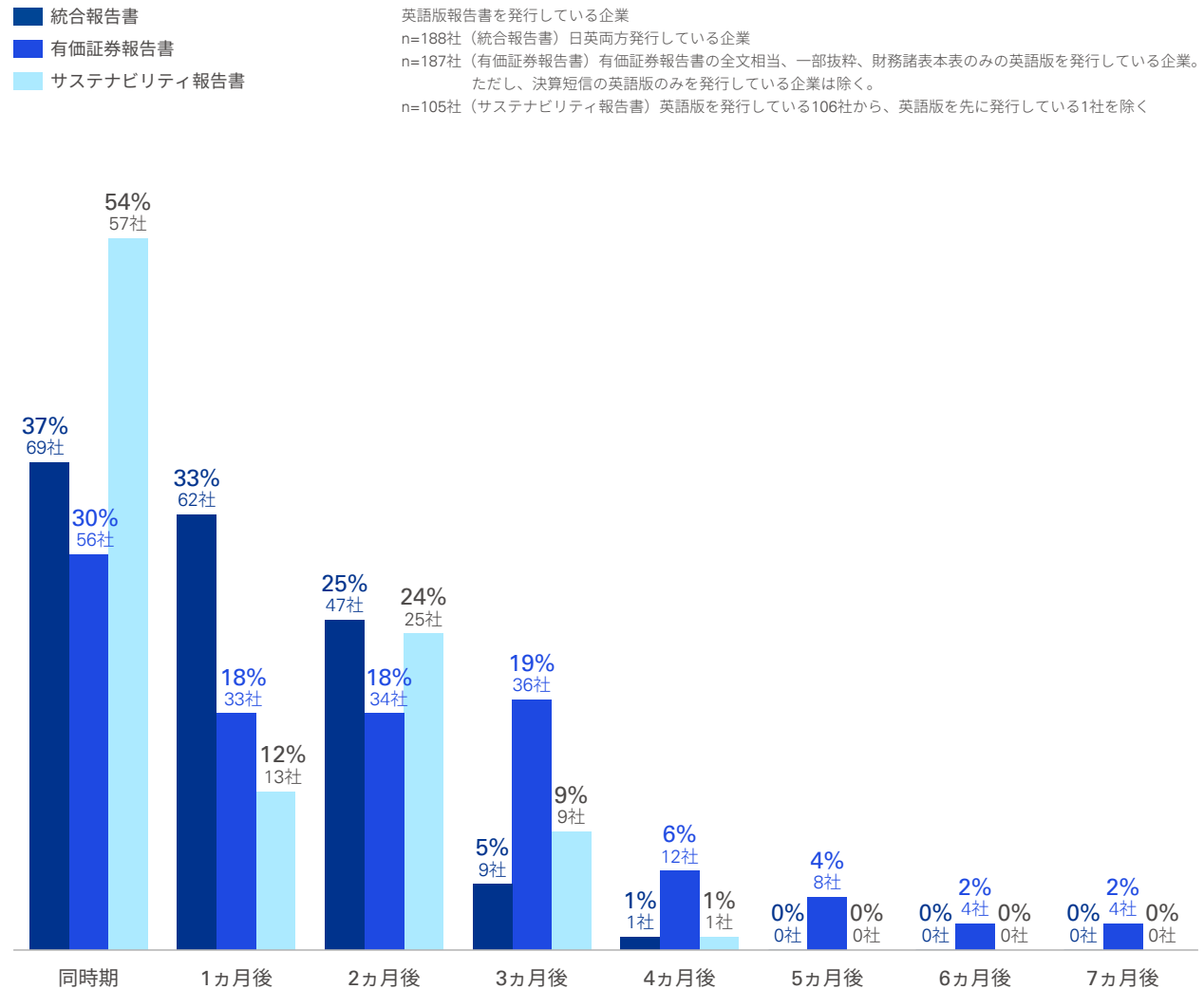
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



英文開示 (続き)

今回の調査では、英語版報告書の発行時期についても調査しました。この結果、英語版の発行時期は、日本語版と同時期である事例が最も多く、海外機関投資家を意識し、投資家間の公平性の確保に取り組んでいる企業が多いことがうかがえます。また、英語版を発行している企業を母数とした場合、特にサステナビリティ報告書では54%が日本語版と同時期に発行されています。他方、統合報告書では37%、有価証券報告書では30%が日本語版と同時期での発行となっていました(図2-5)。

図2-5 英語版報告書の発行時期(日本語版発行日との比較)



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



英文開示 (続き)

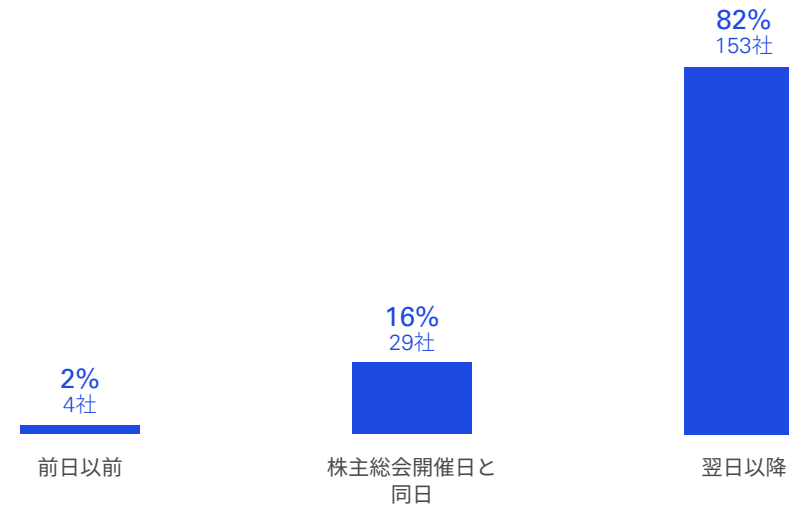
さらに、海外機関投資家からは、英語版の有価証券報告書を株主総会前に発行することも期待されています。例えばICGNによる推奨事項には、英語版の有価証券報告書を総会の30日前に発行することが挙げられています (P23 Column 03参照)。しかし、日本市場でこの期待に応えられている企業は少なく、今回の調査において、株主総会前に英語版の有価証券報告書を公表していた企業は2%でした。また、株主総会同日に英語版の有価証券報告書を公表している企業も16%にとどまっており、海外機関投資家からの期待に応えるためにはまだ課題があることが浮き彫りとなりました (図2-6)。

英文開示の拡充については、市場区分の見直しに関するフォローアップ会議でも議論がなされ、2023年1月30日東京証券取引所は、プライム市場における英文開示の義務化を示唆し、義務化の内容について2023年秋に決定・公表するとしています。

図2-6 有価証券報告書の英語版の発行時期 (株主総会開催日との比較)

英語版報告書を発行している企業

n=186社 (有価証券報告書) 英語版を発行している187社から、決算期の変更により2022年株主総会未実施の1社を除く



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMG ジャパン



好 事 例

積極的な英文開示による投資家間の
公平性確保

有価証券報告書、統合報告書およびサステナビリティ報告のすべてにおいて日本語版、英語版を同日に公表している企業がありました。この事例では、英語版有価証券報告書を日本語版有価証券報告書の一部抜粋とするのではなく、日本語版と同等の内容としたうえで、それを株主総会当日に公表していました。

こうした企業の取組みは、国内外の投資家間の公平性を確保してグローバルに活動している機関投資家を呼び込むだけでなく、ステークホルダーとの対話を重視する姿勢を体現する点で評価できるものと考えられます。

Column 08

日本におけるサステナビリティ情報開示の動向

グローバルでのサステナビリティ情報の開示制度化が進むなか、国内でも情報開示の拡充が進められています。2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードでは、経営戦略の開示に際して、サステナビリティに関する課題への当該取組みについて開示すべきとしたほか、特にプライム市場上場会社に対しては、気候変動に係るリスクおよび収益機会について、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきとしています。

また、2023年1月に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下、改正内閣府令）」では、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されたほか、「ガバナンス」および「リスク管理」が必須の記載事項となった一方で、「戦略」および「指標及び目標」は、企業における重要性を鑑みて記載する事項とされています。特にサステナビリティ課題のうち、人的資本、多様性については、人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針および当該方針に関する指標の内容等を必須の記載事項とし、「戦略」と「指標及び目標」において記載することとしています。さらに、女性

活躍推進法等により、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」および「男女の賃金の差異」を公表している場合は、これらの指標を「従業員の状況」に記載することとしています。こうしたサステナビリティ情報の開示の拡充を踏まえ、2022年12月に金融審議会DWGから公表された報告書では、有価証券報告書に開示されるサステナビリティ情報について、将来的に第三者保証を求めていくことが考えられるとの認識が示されています。

上述の改正内閣府令は2023年3月期の有価証券報告書等から適用されます。準備期間は限られますが、投資家のニーズの高まりを踏まえ、自社の取組みや関連指標について一層の情報開示の充実が期待されます。

竹内 敏和

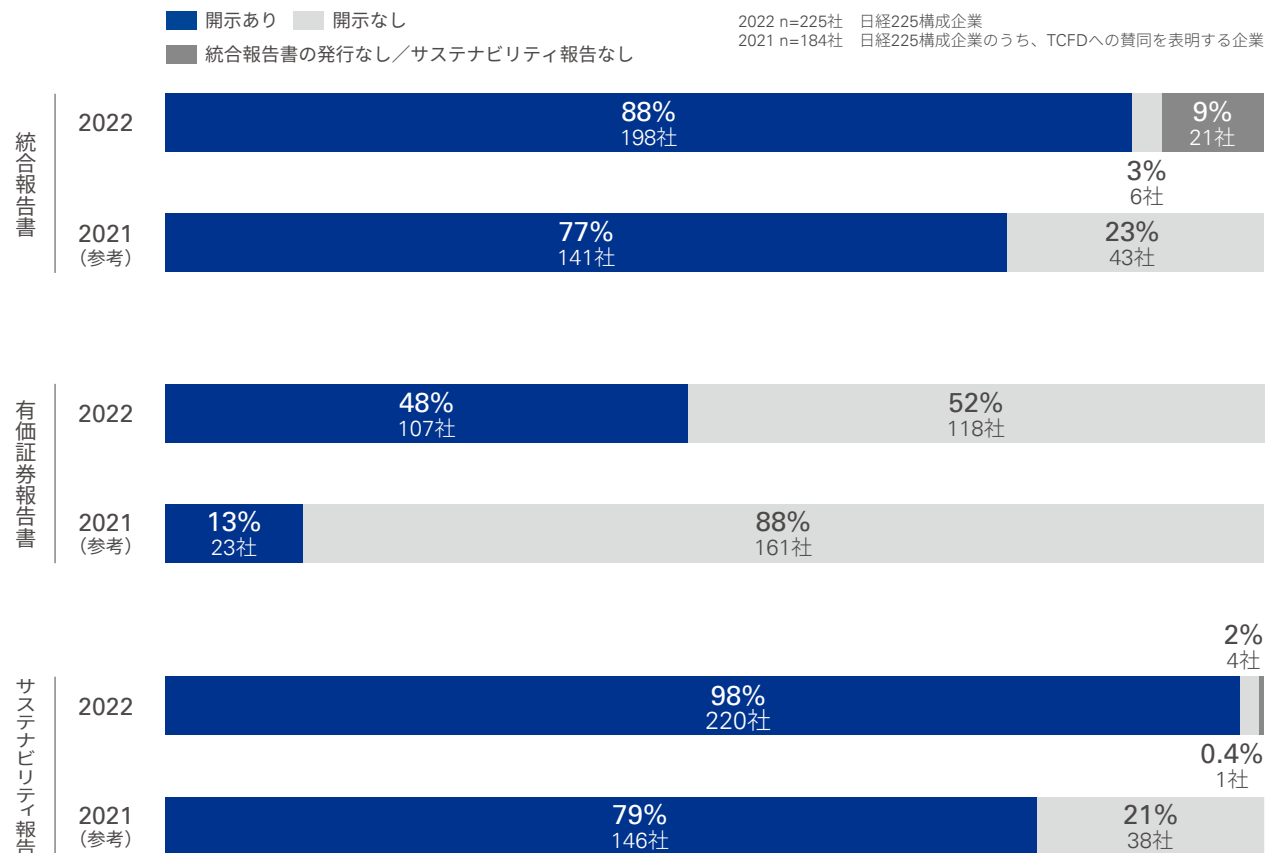


TCFD提言に沿った開示は増加するも、 有価証券報告書での GHG排出量の開示には消極的

2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、東京証券取引所のプライム市場上場企業は、2022年4月4日以降に開催される定時株主総会の終了後遅滞なく提出されるガバナンス報告書において、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量を充実させることが期待されています。そこで、TCFD提言に基づいた情報を開示する企業が増加しているとの仮説のもと、実態について調査を行いました。

その結果、TCFD提言が開示を推奨する11項目のうち、いずれか1項目以上言及している企業は、サステナビリティ報告では98%にのぼり、次いで統合報告書では88%、有価証券報告書では48%となりました(図3-1)。TCFDへの賛同を表明する企業を調査対象とした昨年の調査結果と比べても、いずれの媒体においても開示割合は増加しています。

図3-1 TCFD提言に沿った開示の状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMG ジャパン



TCFD提言に沿った開示は増加するも、 有価証券報告書での GHG排出量の開示には消極的 (続き)

TCFD提言は気候変動により重大な影響を受ける企業に対して、気候変動に関連する情報を年次の財務報告で示すことを要請しており、2023年1月公表の「[企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 \(以下、改正内閣府令\)](#)」でも、有価証券報告書においてサステナビリティ関連の項目の開示(気候変動対応が重要である場合、TCFD提言の枠組みに沿った開示)が求められています。現状では、有価証券報告書よりも任意の報告媒体で開示する割合の方が高いですが、気候変動に関連する情報開示が任意から制度による要請へと移行するなかで、有価証券報告書でより充実した開示がなされることが期待されます。

つづいて、TCFD提言が開示を推奨する11項目の開示状況を確認しました(本調査では、GHG排出量をScope1、2とScope3に分け、計12項目としています)。

その結果、GHG排出量について、サステナビリティ報告や統合報告書では記載の割合が高いものの、有価証券報告書では12項目中最も記載が低いということがわかりました。

〈調査項目(TCFD提言開示推奨項目を参考)〉

- ① 気候関連リスクと機会に関する取締役会の監視体制
- ② 気候関連リスクと機会の評価における経営者の役割
- ③ 識別した気候関連リスクと機会
- ④ 識別した気候関連リスクと機会が
ビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響
- ⑤ 気候変動シナリオに基づく戦略のレジリエンス
- ⑥ 気候関連リスクの評価・識別プロセス
- ⑦ 気候関連リスクの管理プロセス
- ⑧ ⑥⑦のプロセスとリスク管理体制全体との統合状況
- ⑨ 気候関連リスクと機会の評価指標
- ⑩ GHG排出量 (Scope1とScope2の実績)
- ⑪ GHG排出量 (Scope3の実績)
- ⑫ 気候関連リスクと機会に関する目標と実績

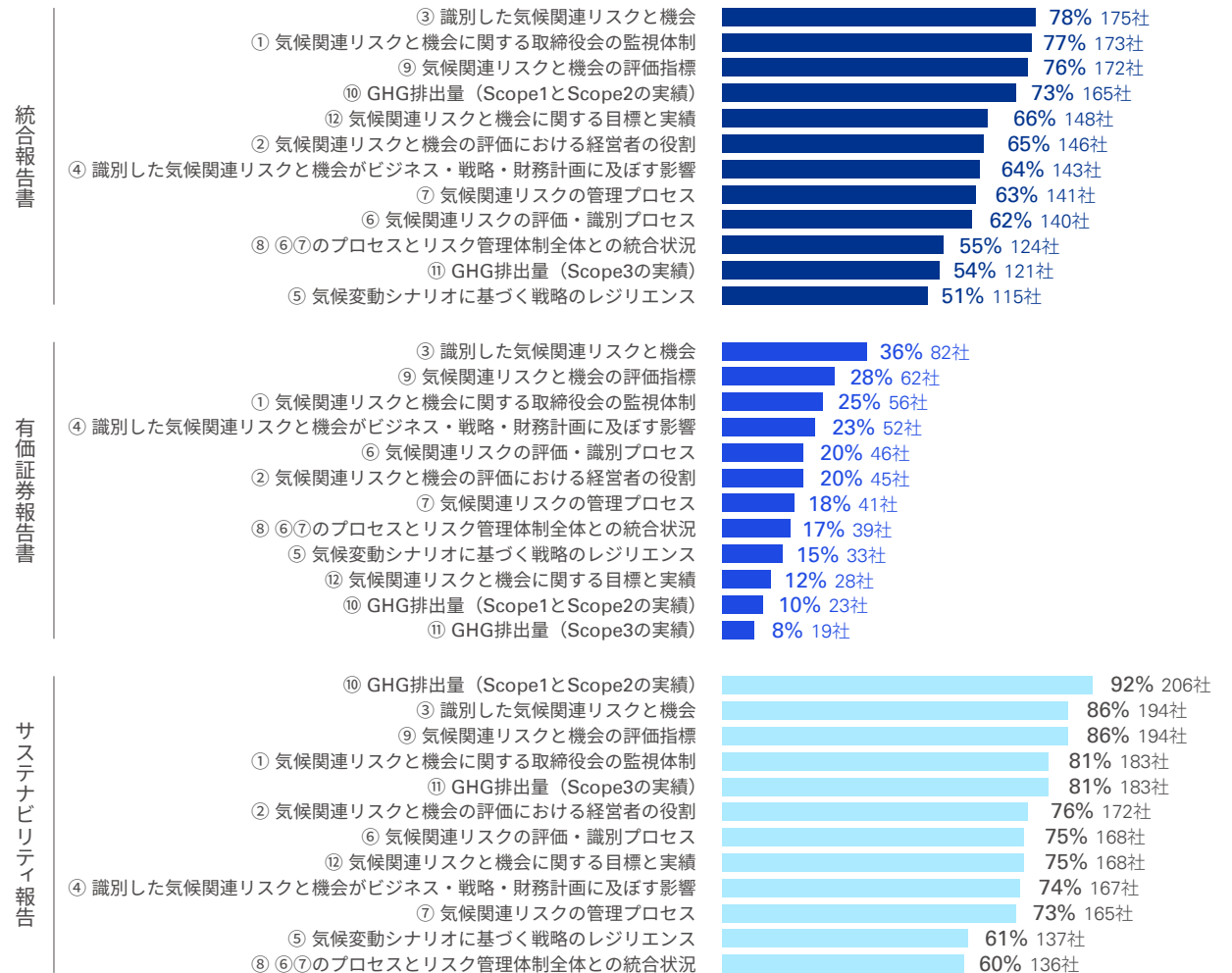


TCFD提言に沿った開示は増加するも、 有価証券報告書での GHG排出量の開示には消極的 (続き)

「⑩ GHG排出量 (Scope1とScope2の実績)」と「⑪ GHG排出量 (Scope3の実績)」の記載状況は、割合の高い順にそれぞれ、サステナビリティ報告で92%と81%、統合報告書で73%と54%、有価証券報告書で10%と8%です (図3-2、3-3)。この一因は、ほとんどの統合報告書とサステナビリティ報告は有価証券報告書の提出後に公表されており (P25 図2-1参照)、有価証券報告書の提出までに、財務諸表と同じ報告期間を対象とするGHG排出量の集計が、実務上の課題となっていることにあると考えます。GHG排出量Scope1、Scope2については、改正内閣府令とともに公表された「[記述情報の開示に関する原則 \(別添\) - サステナビリティ情報の開示について](#)」において、各企業の重要性の判断を前提としつつ、積極的な開示、または判断したうえで記載しないとした場合でも、その判断や根拠を示すことが期待されています。財務諸表と同じ報告期間を対象とするGHG排出量の集計と開示が間に合わない場合であっても、[改正内閣府令へのパブリックコメントに対する金融庁の考え方](#)にもあるように、概算値や前年度の情報であることを明示したうえでの開示など、自社の取組み状況に応じた記載を通じて、投資家との建設的な対話に資する情報を積極的に提供していく姿勢を示すことが大切です。

図3-2 TCFD提言に沿った開示の状況 (媒体別)

n=225社 日経225構成企業



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

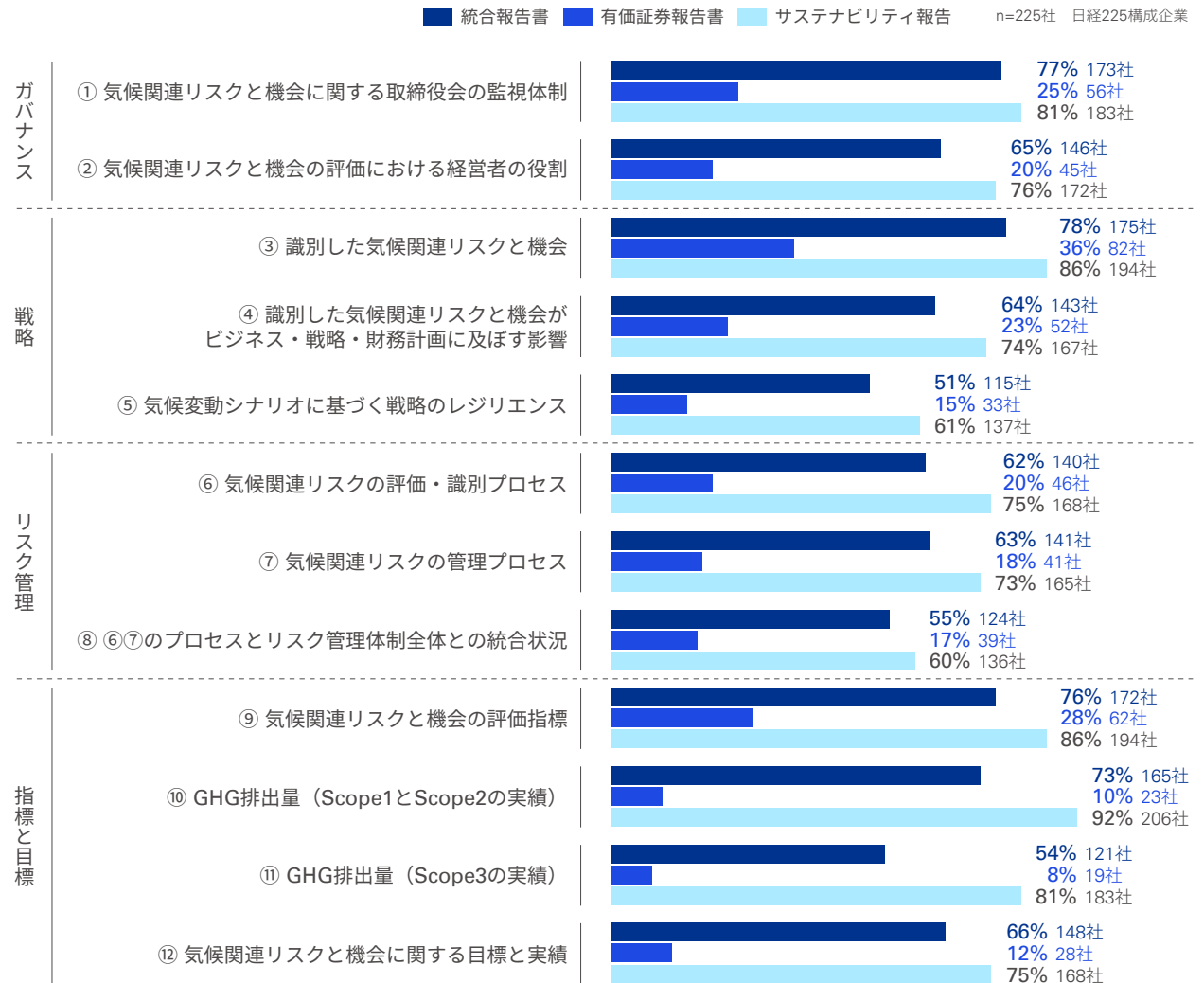


TCFD提言に沿った開示は増加するも、 有価証券報告書での GHG排出量の開示には消極的 (続き)

GHG排出量以外で、3媒体で共通して記載割合の低かった項目は、前年同様「⑤ 気候変動シナリオに基づく戦略のレジリエンス」と「⑧ ⑥⑦のプロセスとリスク管理体制全体との統合状況」の2項目であり、最も記載割合が高かったサステナビリティ報告でも両項目とも6割という結果でした(図3-2、3-3)。シナリオ分析の結果を示す企業は多数ありますが、戦略のレジリエンスに関しては、自社のビジネスや、現在・将来の財政状態・損益への影響を、影響度(高・中・低など)で示すにとどまるなど、抽象的な表現が多く見受けられました。「⑤ 気候変動シナリオに基づく戦略のレジリエンス」については、気候変動による影響の結果、企業が持続可能であるのか、または持続可能でない場合にはビジネスモデルの変更を含めどのような取組みを行い、企業をレジリエントにするのかを明示することが求められています。

また、シナリオ分析の結果、識別したリスクについても、会社のリスク管理全体のなかでどのように検討を行い、管理しているのかを明示していない事例が多くありました。識別したリスクが個別に管理できていればよいのではなく、企業の持続的な価値創造能力を毀損する恐れのあるリスク要因の1つとして、包括的なリスク管理に組み込む必要があります。従来のリスク管理の対象としていたリスク要因とともに、気候関連リスクについても、取締役や経営層が一元的に把握する仕組みを構築していることを示す姿勢が望ましいと考えます。

図3-3 TCFD提言に沿った開示の状況 (項目別)



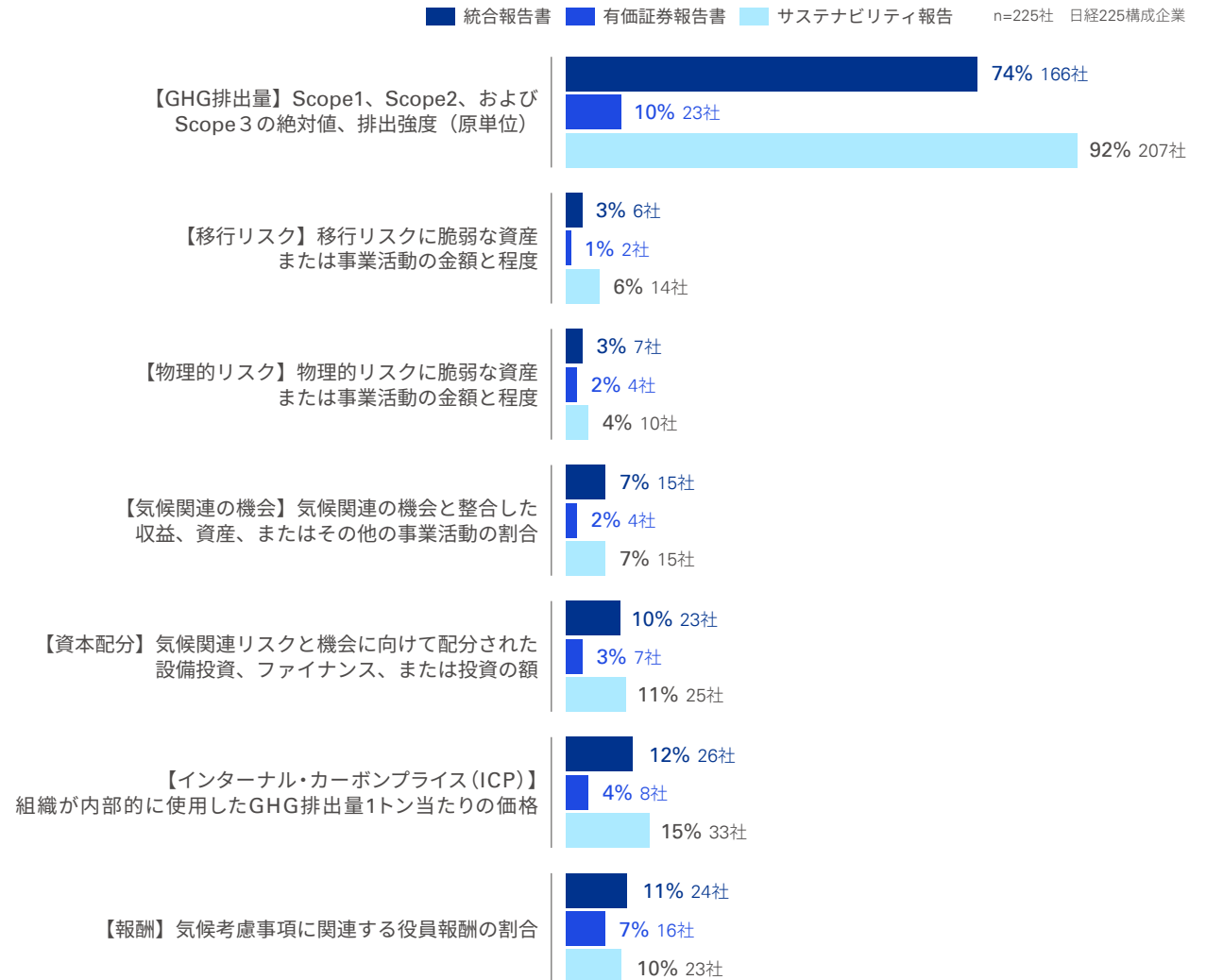
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



適切な指標を用いて 気候変動関連リスクと機会を測定し、 その実態を伝える

TCFDが2021年10月に公表した付属書「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言の実施(2021年版)」および「指標、目標、移行計画に関するガイダンス」のなかで、「指標と目標」の推奨事項に関連する指標として、GHG排出量を含む産業横断的な7つの指標カテゴリと指標の例が示されました。気候関連指標は、企業が気候関連リスクと機会を測定するために有用な代理指標であるとともに、情報利用者が財務的影響を見積もり、意思決定を行うための大切なインプット情報でもあります。7つの指標カテゴリのうち、Scope1とScope2のGHG排出量は、すべての組織においてマテリアリティ評価とは無関係に開示すべきだと、TCFDは付属書のなかで述べています。一方、Scope3のGHG排出量とGHG排出量以外の指標カテゴリについては、マテリアリティの視点からの判断に従い開示することが推奨されており、本調査時点の開示状況は、いずれの媒体においても限定的でした(図3-4)。

図3-4 TCFD産業横断的気候関連指標カテゴリの開示状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



適切な指標を用いて 気候変動関連リスクと機会を測定し、 その実態を伝える (続き)

• 移行リスク、物理的リスク

事業への影響の記載は増えていますが、減損や座礁資産化の可能性、製品・サービス需要の変化や事業中断コスト等、潜在的な財務上の脆弱性を示す指標として、[ガイドンス](#)で示されているようなリスクに脆弱な資産や事業活動の金額、およびその割合を明示している企業はわずかです。開示割合が最も高いサステナビリティ報告でも、移行リスクと物理的リスクの指標カテゴリで、それぞれ6%と4%にとどまっています。

• 気候関連の機会

想定される移行への道筋と中長期的な収益性の動向を示す指標として、機会と整合する収益や資産、事業活動の割合を明示している企業も、リスクにおける結果と同様に少なく、割合が最も高い統合報告書およびサステナビリティ報告でも7%でした。

• 資本配分

気候関連リスクと機会に対応するために、どの程度資金投入するかの開示は、中長期的な企業価値に及ぼされる影響の程度を示すことにつながるとみられています。気候関連のリスクと機会に対して配分された設備投資やファイナンス、投資の額やその割合の開示は、割合が最も高いサステナビリティ報告で11%にとどまりました。

• インターナル・カーボンプライス (ICP)

GHG排出量1トン当たりの価格は、財務影響分析の基礎となる情報であり、リスク・機会評価や戦略のレジリエンスの合理性について、情報利用者の理解を促すものです。これについては、開示割合が最も高いサステナビリティ報告で15%となり、GHG排出量を除く指標カテゴリのなかで最も開示されていました。

• 報酬

役員報酬の決定方針は、目標達成にむけたインセンティブとなります。報酬設計の開示には、経営陣が気候変動影響をどの程度意識し、経営を行っているかが表れるとみられ、[ガイドンス](#)でも、気候変動関連の取り組みパフォーマンスと関連付けられた役員報酬の割合や例示があります。しかし、開示割合は最も高い統合報告書でも11%という結果になりました。

TCFDの枠組みに沿った情報開示の制度化が進むなか、どのような開示項目が求められるのかに意識を向けると同時に、まずは気候変動に関わるリスクと機会の認識が肝要です。7つの指標カテゴリを参考に、自社のリスクと機会の測定にはどのような指標が適しているのか検討したうえで、その指標を用いて把握した実態について説明することが望まれます。



GHG排出量の集計範囲は必ずしも財務諸表の連結範囲とは一致せず

欧州・米国では、GHG排出量の開示の義務化が検討されており、日本でも改正内閣府令において、Scope1とScope2のGHG排出量の積極的な開示が推奨されています。GHG排出量に関する記載割合が最も高いサステナビリティ報告では、9割を超える企業が、GHG排出量の削減目標と、Scope1とScope2のGHG排出量を開示していますが(図3-2、3-3、3-4、3-8)、その集計範囲(バウンダリー)は必ずしも財務諸表の連結範囲とは一致していません。GHG排出量の記載割合が最も高いサステナビリティ報告におけるScope1とScope2のバウンダリーをみても、財務諸表の連結範囲と一致している割合が37%、任意の範囲としている割合は35%前後、単体の割合は2%、バウンダリーが不明な割合は25%となっています(図3-5、3-6)。

図3-5 GHG排出量 (Scope1)のバウンダリー

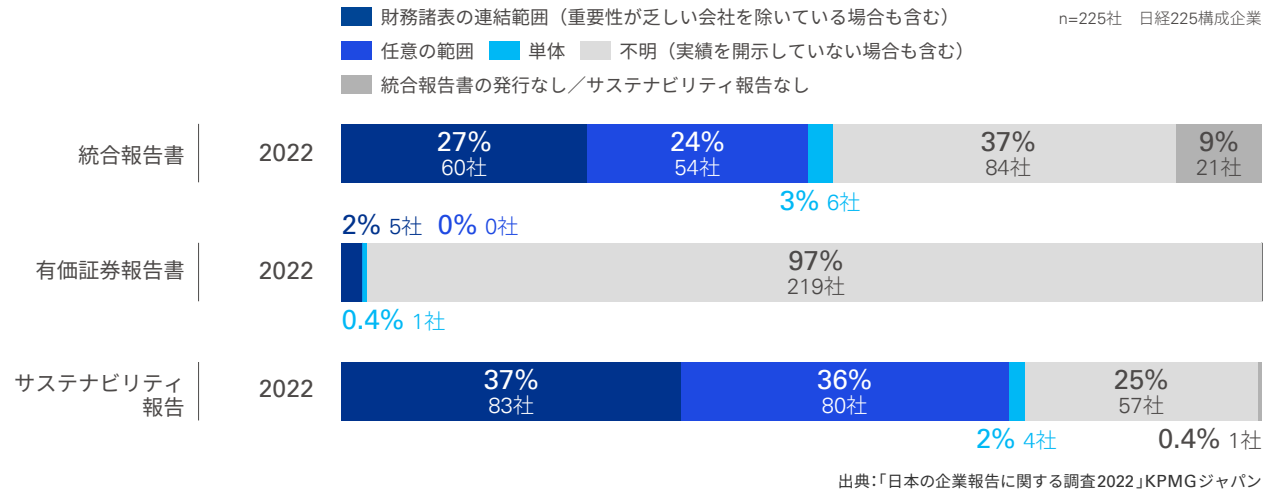
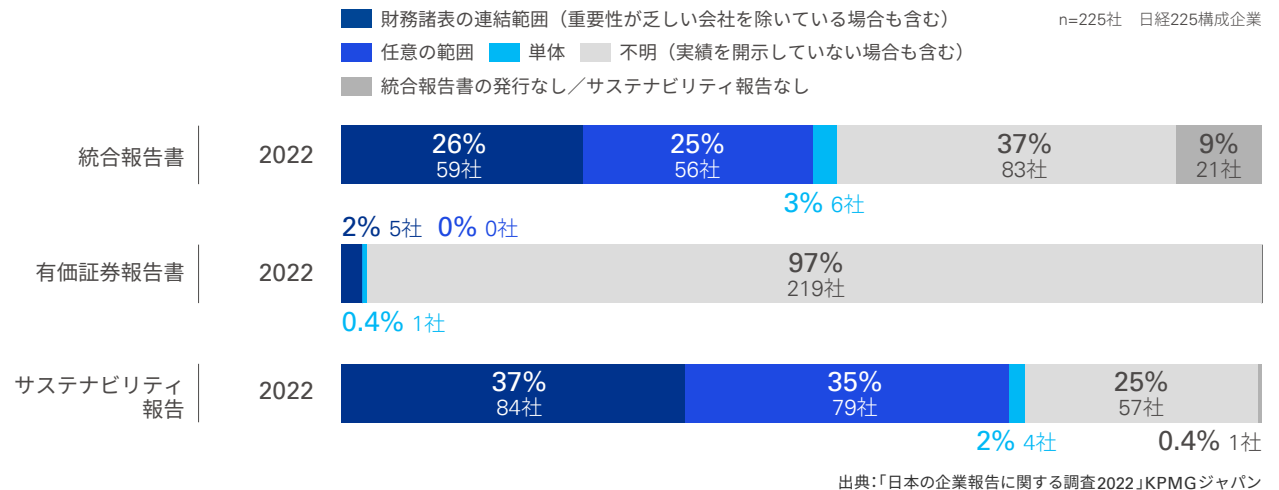


図3-6 GHG排出量 (Scope2)のバウンダリー





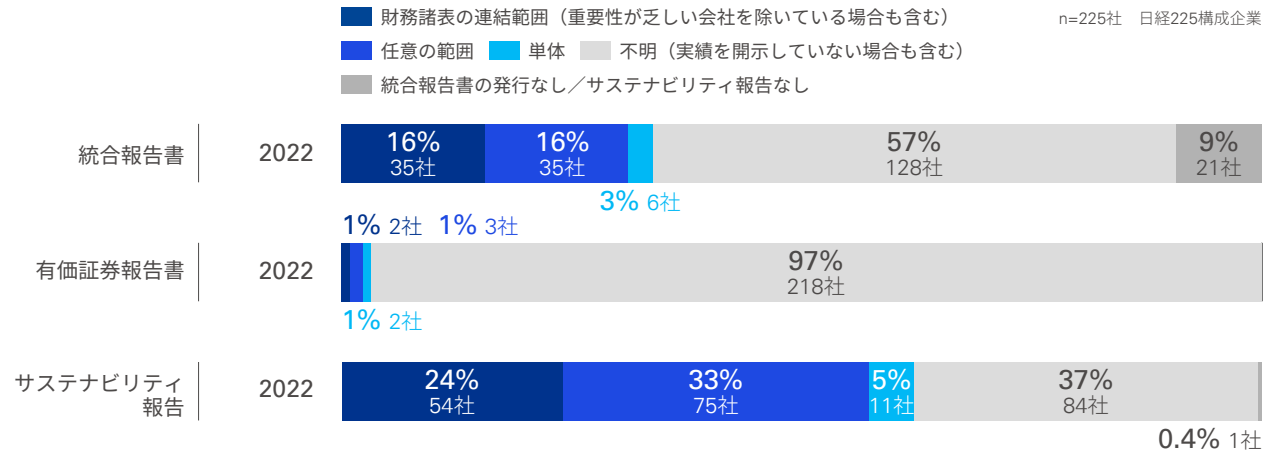
GHG排出量の集計範囲は必ずしも

財務諸表の連結範囲とは一致せず (続き)

また、Scope3までみると、財務諸表の連結範囲と一致している割合が、サステナビリティ報告で24%とさらに低く、残る7割以上は連結範囲と異なるバウンダリーで開示をしている、またはバウンダリーの明示がないという結果になっています(図3-7)。いずれのスコープにおいても、徐々に集計範囲を拡大している途上とみられます。

TCFDの付属書のなかで、GHG排出量の計算方法として準拠すべきと明示のあるGHGプロトコルでは、連結範囲と大きく相違のない集計範囲であることが推奨されています。また、改正内閣府令においても、有価証券報告書に新設される「サステナビリティに関する考え方及び取組」では連結会社の状況について記載することが規定されており、GHG排出量に関しても連結ベースでの開示が想定されています。投資家の意思決定に資する情報提供を行うためにも、財務諸表の連結範囲と同じバウンダリーで情報を開示し、企業の実態を正しく伝えることが期待されています。なお、連結ベースでの記載が困難な場合は、先述のパブリックコメントに対する金融庁の考え方にもあるとおり、その旨を明示したうえで、まずは任意の範囲で開示を行い、段階的に集計範囲を拡大することが望まれています。

図3-7 GHG排出量 (Scope3)のバウンダリー



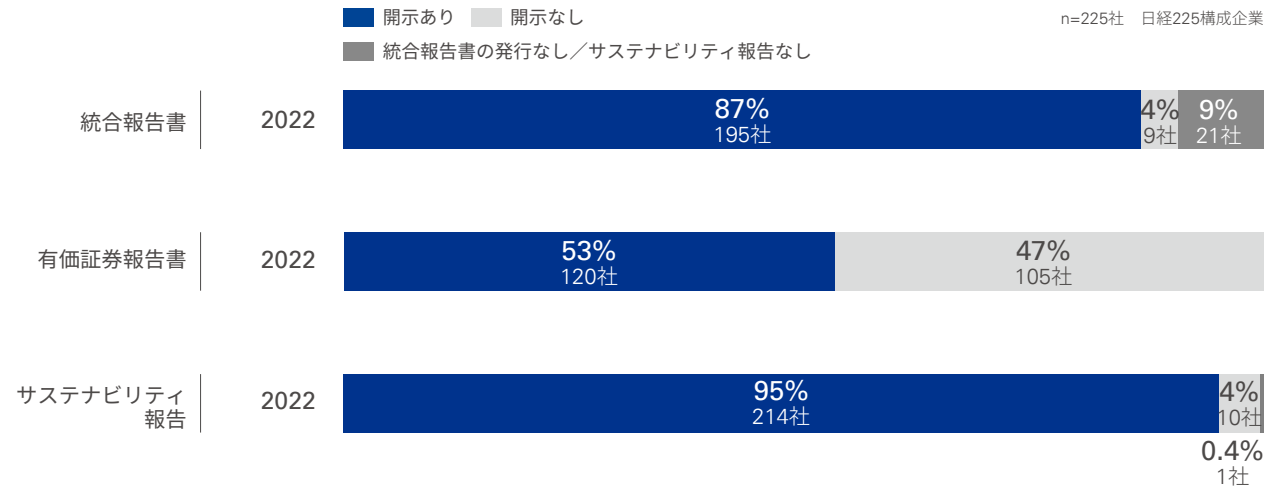
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



GHG排出量削減目標の開示状況

気候変動により事業活動に大きな影響を受ける企業では、気候変動は経営課題であり、全社的な取組みやバリューチェーン全体での協業が必要との認識が高まっています。そのために、経営課題への取組みを示すものとしてGHG排出量削減目標の開示が進んできており、特にサステナビリティ報告では、95%の企業がGHG排出量削減目標を示しています(図3-8)。

図3-8 GHG排出量削減目標の開示状況



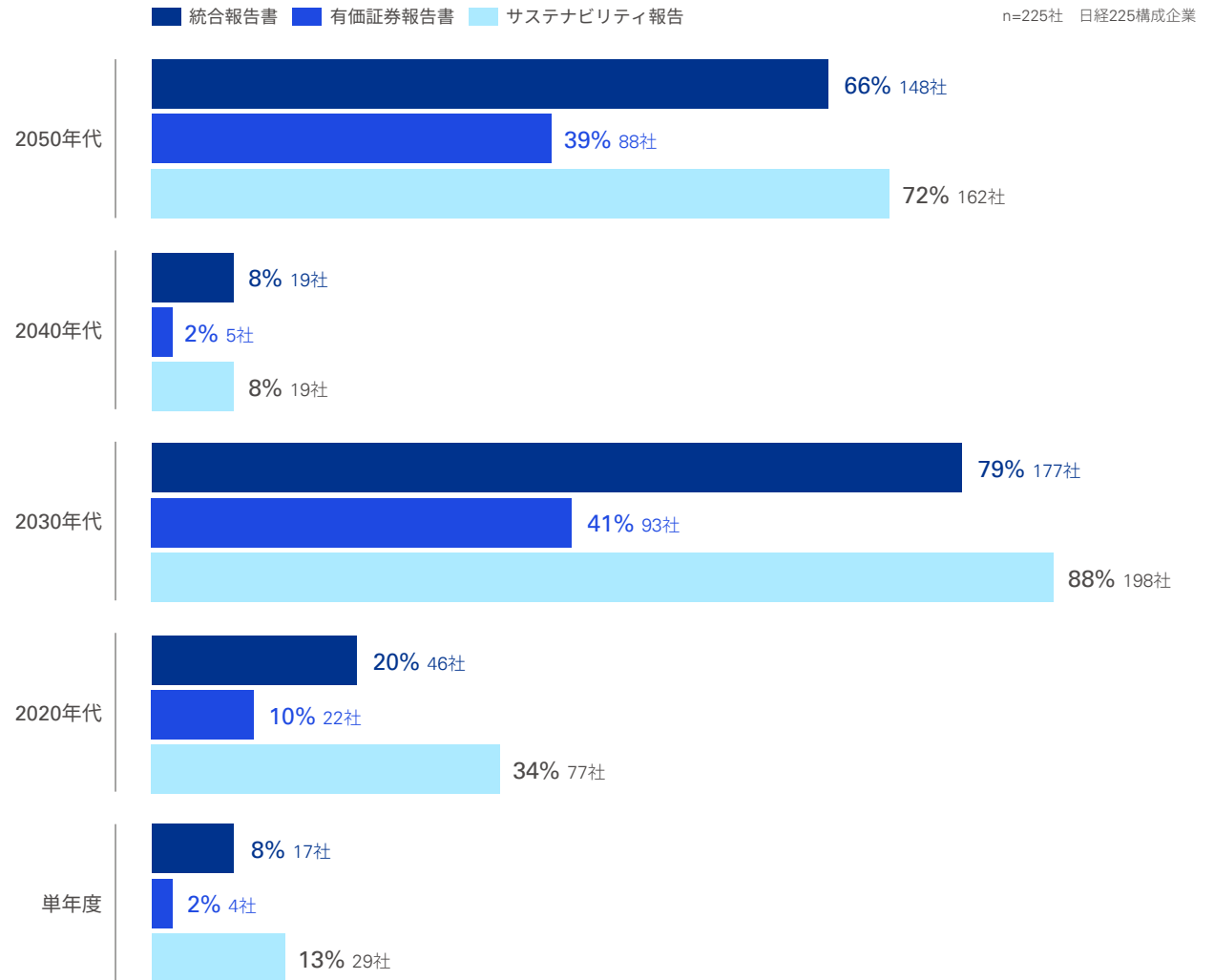
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



GHG排出量削減目標の開示状況 (続き)

GHG排出量削減の目標年としては、2030年および2050年をターゲットとする削減目標の開示が多く、これは、日本政府によるGHG排出量削減の中間目標および長期目標の設定年度と整合したものとなっています(図3-9)。

図3-9 GHG排出量削減の目標年



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



Column 09

COP27が求めるもの

2022年11月6日から11月20日にかけて、エジプト（シャルム・エル・シェイク）において、[国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）](#)が開催されました。日本からは西村環境大臣のほか、各省庁の関係者が参加しました。

会期の最終日に、気候変動対策の各分野における取組みの強化を求めるCOP27全体決定「[シャルム・エル・シェイク実施計画](#)」などが採択されました。

この採択ではGHGの「排出削減」のテーマに関し、「1.5°C目標」を確実に達成するための2030年目標のさらなる強化がCOP26合意から進まなかった点を受けて、先進諸国を中心に必ずしも実り多い結果にはならなかったとする失望の声が聞かれました。

一方で、「損失と被害」のテーマについては大きな進展がみられました。注目を集めたのは、ロス&ダメージ基金（仮称）の創設です。特に資金面が脆弱な国へのロス&ダメージ支援に対する新たな資金面での措置を講じること、およびその一環として当該基金を設置するとともに、その運用化に関してCOP28に向けた勧告作成のための移行委員会設置が決定されました。

その他、「適応」のテーマについては「[適応に関する世界目標（GGA）](#)」の達成に向けて議論していくものとし、各国代表から総額2億3千万ドルを超える新たな資金提供の誓約がなされました。また、議長国エジプトが企業に対して適応計画の策定を求めたことを受け、企業による適応支援として途上国でのインフラ建設やエネルギー関連製品・技術の普及が進むだろうとの見方も示されました。

グテーレス国連事務総長は「ネットゼロ宣言を行った国や企業はそれを確実に達成すべきだ」と述べ、国や企業に対してGHGの排出削減に向けた具体的な行動を求めました。今後は宣言や計画のみならず、実際の行動や実績がいよいよ問われ始めていくのです。

倉重 栄治



人的資本への投資や人材戦略等に関する 経営者の考えをストーリーで語る

企業価値を構成する要素として存在感を増す「見えざる資産」、とりわけその中核をなすと考えられる「人的資本」に関する経営者の考えに対し、ステークホルダー、特に投資家の関心が一層高まっています。企業経営においては、人材を労働力として捉えるのではなく、自社の競争優位性の源泉たる人的資本として捉え、価値創造へとつなげることが改めて見直されています。そのためには、価値創造ストーリーを遂行するために、人的資本へどのような投資を行い、どのように活かすのかを戦略に落とし込み、実行することが不可欠です。

このような背景のもと、人的資本や多様性に関する開示のあり方について、日本でも議論が進み、制度化が進んできています。2021年6月、コーポレートガバナンス・コードの再改訂において、人的資本への投資や、多様性確保に向けた方針とその実施状況の開示が指針の中に盛り込まれました。また2023年1月公表の「[企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下、改正内閣府令）](#)」では、2023年3月期以降の有価証券報告書において、多様性確保を含む人材育成方針や社内環境整備方針と、これら方針と整合する測定指標および目標と進捗の記載を必須事項とするとされています。

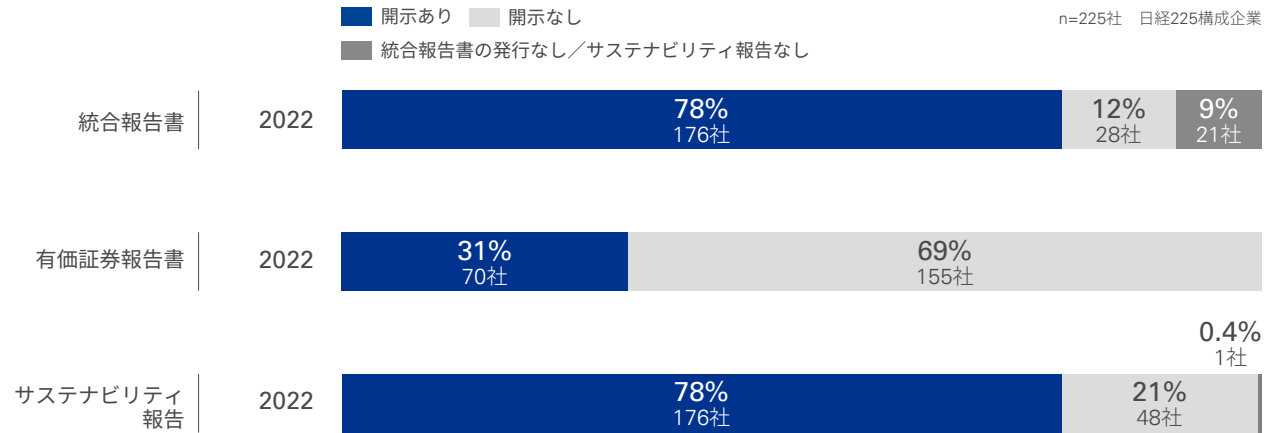




人的資本への投資や人材戦略等に関する経営者の考えをストーリーで語る (続き)

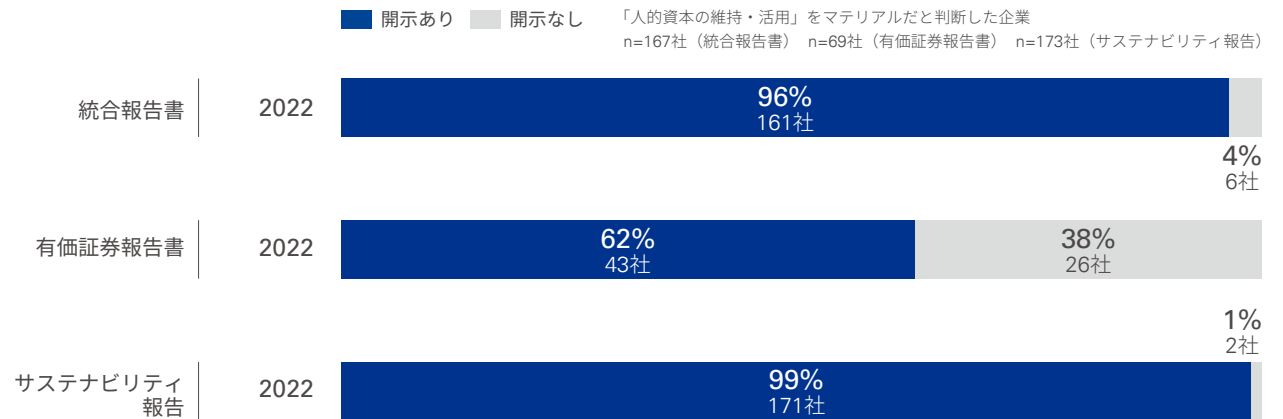
日本の開示制度の動向を踏まえ、まずは人的資本に関する方針が示されているかどうか、現状把握を行いました。経営層・中核人材に関する方針、人材育成方針、人的資本に関する社内環境整備方針など（以下、人的資本に関する方針）、いずれかの記載がある割合は、統合報告書とサステナビリティ報告書とともに78%と高い一方、有価証券報告書では31%にとどまり、任意の報告媒体での説明が先行しています（図4-1）。また、「人的資本の維持・活用」をマテリアルだと判断している企業に絞った場合の記載割合は、割合の高い順に、サステナビリティ報告書で99%、統合報告書で96%、有価証券報告書で62%という結果となり、人的資本と企業価値の関係性の深さを認識している企業ほど、方針を示していることもわかりました（図4-2）。

図4-1 人的資本に関する方針の記載



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図4-2 「人的資本の維持・活用」をマテリアルだと判断した企業における、人的資本に関する方針の記載



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

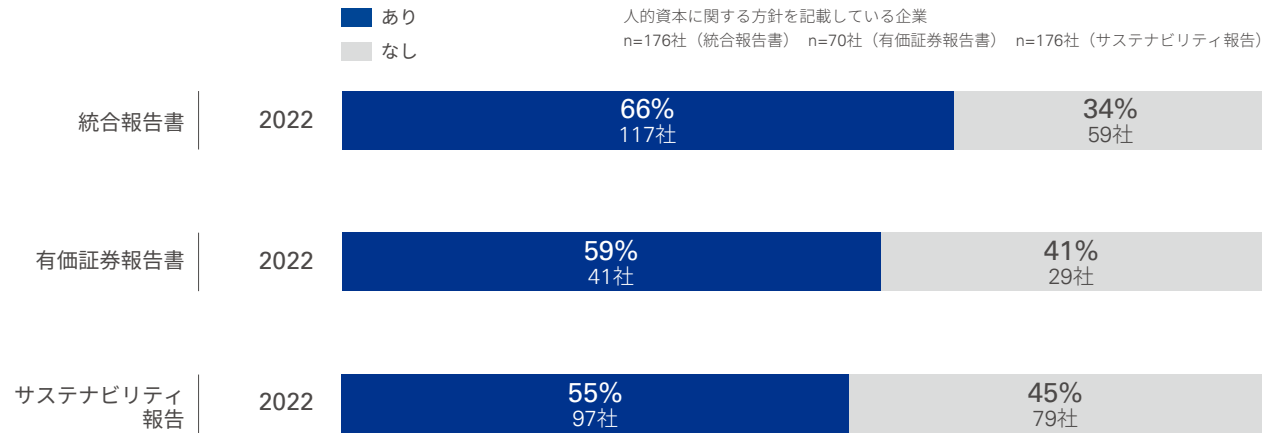


人的資本への投資や人材戦略等に関する経営者の考えをストーリーで語る (続き)

人的資本に関する方針を記載している企業を対象に、経営方針・戦略との関連性や、取組み実態について、取締役や経営層の視点でストーリーのある報告があるかを把握するため、**人的資本可視化指針**を参考に、次の3つの観点から調査を実施しました。

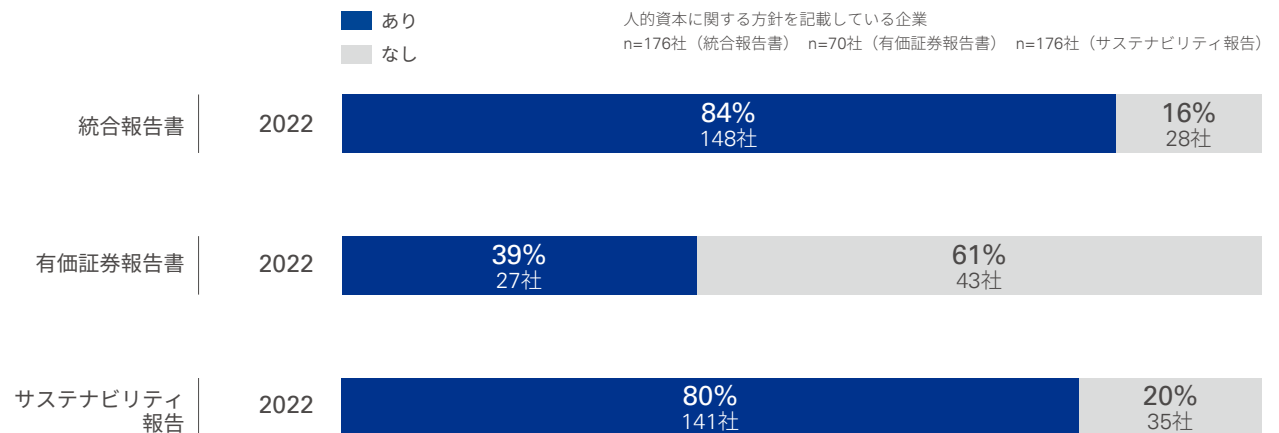
- 自社が直面する重要なリスクと機会、長期的な業績や競争力と関連付けられているか (図4-3)
- 目指すべき姿 (目標) やモニタリングすべき指標が検討されているか (図4-4)
- 取締役・経営層レベルの密な議論に基づいて、明瞭かつロジカルに説明されているか (図4-5)

図4-3 自社が直面する重要なリスクと機会、長期的な業績や競争力と関連付けた説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図4-4 目指すべき姿 (目標) やモニタリングすべき指標の説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



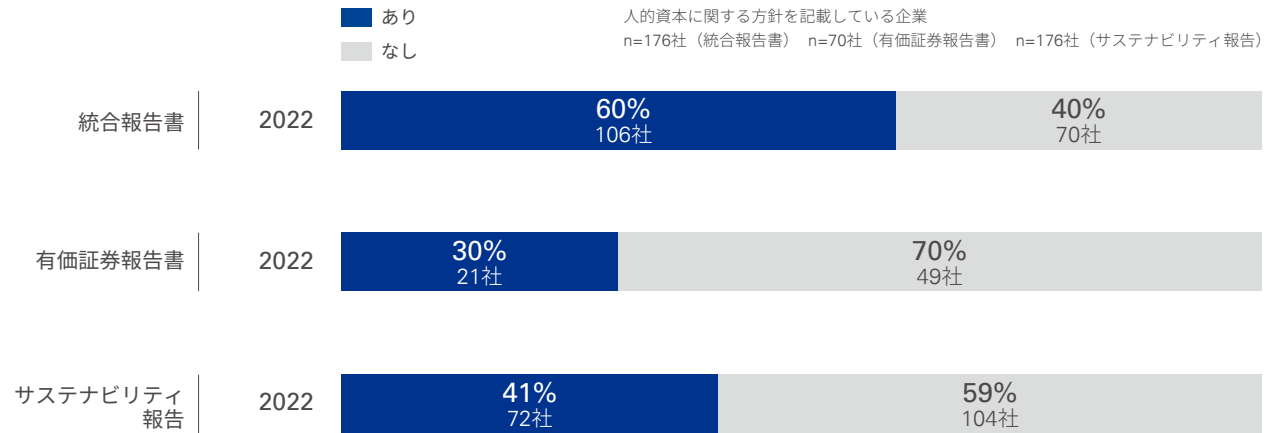
人的資本への投資や人材戦略等に関する経営者の考えをストーリーで語る (続き)

いずれの観点の調査も、統合報告書で説明のある割合が最も高い結果となりました。人的資本を含む幅広い資本を考慮したうえで下される意思決定に基づき創造される価値や、価値創造能力の説明にふさわしい媒体である統合報告書で、他の2つの媒体と比べ、人的資本の説明が進んでいることは、理に合った対応といえます。

人的資本可視化指針で示された情報開示への期待と同様に、改正内閣府令の前提となる、金融審議会DWG報告でも、次の2点を開示項目とし、人的資本や多様性がいかに企業価値へとつながるかの説明を求めています。

- 中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえた「人材育成方針」(多様性の確保を含む)や「社内環境整備方針」
- それぞれの企業の事情に応じ、上記の「方針」と整合的で測定可能な指標(インプット、アウトカム等)の設定、その目標および進捗状況

図4-5 取締役・経営層レベルの密な議論に基づいた明瞭かつロジカルな説明



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



人的資本への投資や人材戦略等に関する 経営者の考えをストーリーで語る (続き)

改正内閣府令により、2023年3月期以降の有価証券報告書において、人的資本に関する記載が必須となりました。しかし、制度の趣旨を踏まえると、開示項目を列挙するだけでは不十分です。まずは金融審議会DWG報告や人的資本可視化指針での議論を踏まえ、改正の背景を適切に理解する必要があります。そのうえで、価値創造ストーリーにおける人的資本の位置づけを明確にし、経営戦略と一体となった人的資本への投資や人材戦略等に関する経営者の考えを示すなかで、人的資本に関する方針と関連する指標について、ストーリー性のある説明が求められているのです。そのような説明が伴ってこそ、情報利用者のニーズを満たす有用な情報開示が実現するのだと考えます。

Column 10

強制労働による生産品の禁止

日本では、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(以下、人権尊重ガイドライン)が公表されました。国連ビジネスと人権に関する指導原則等の国際スタンダードを踏まえて作成されたもので、内容面で齟齬のある記載はないとみなされています(『「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)」に係る意見募集の結果について』No.78)。

人権尊重ガイドラインでは、強制労働を排除するための人権デュー・ディリジェンス(以下、人権DD)の実施などを求めています。では、人権DDを実施すると強制労働が根絶されるのでしょうか。根絶は恐らく困難なものでしょう。なぜなら、強制労働を行っている取引先に対して改善や対処・救済を求めることは可能ですが、取引停止は最後の手段と位置付けられているからです。その結果、強制労働による人権侵害を行っている企業でも、引き続き売上や利益を計上できることになってしまいます。

人権侵害を行う企業の売上や利益の計上を不可能とするには、人権DDによる企業行動の改善要求だけでなく、製品の流通を制限し市場から取り除くことが必要です。

こうした観点から、EUは2022年9月に強制労働によって生産された製品のEU市場での流通等を禁止する規則案(Regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market)を公表しました。

ポイントは、①強制労働による生産品のEU市場への投入の禁止、②EU市場からの輸出の禁止、③EU市場への輸入の禁止、これらに加えて④すでにEU市場で流通している強制労働による生産品の廃棄等(end-usersが保有するケースを除く)を求めていることです。

また、規則案の範囲は特定の国や産業ではなく、世界中の国や産業における生産品を範囲に含めています。日本企業でも、サプライチェーン上の人権問題への対処をさらに推進していく必要が生じると考えられます。

加藤 俊治

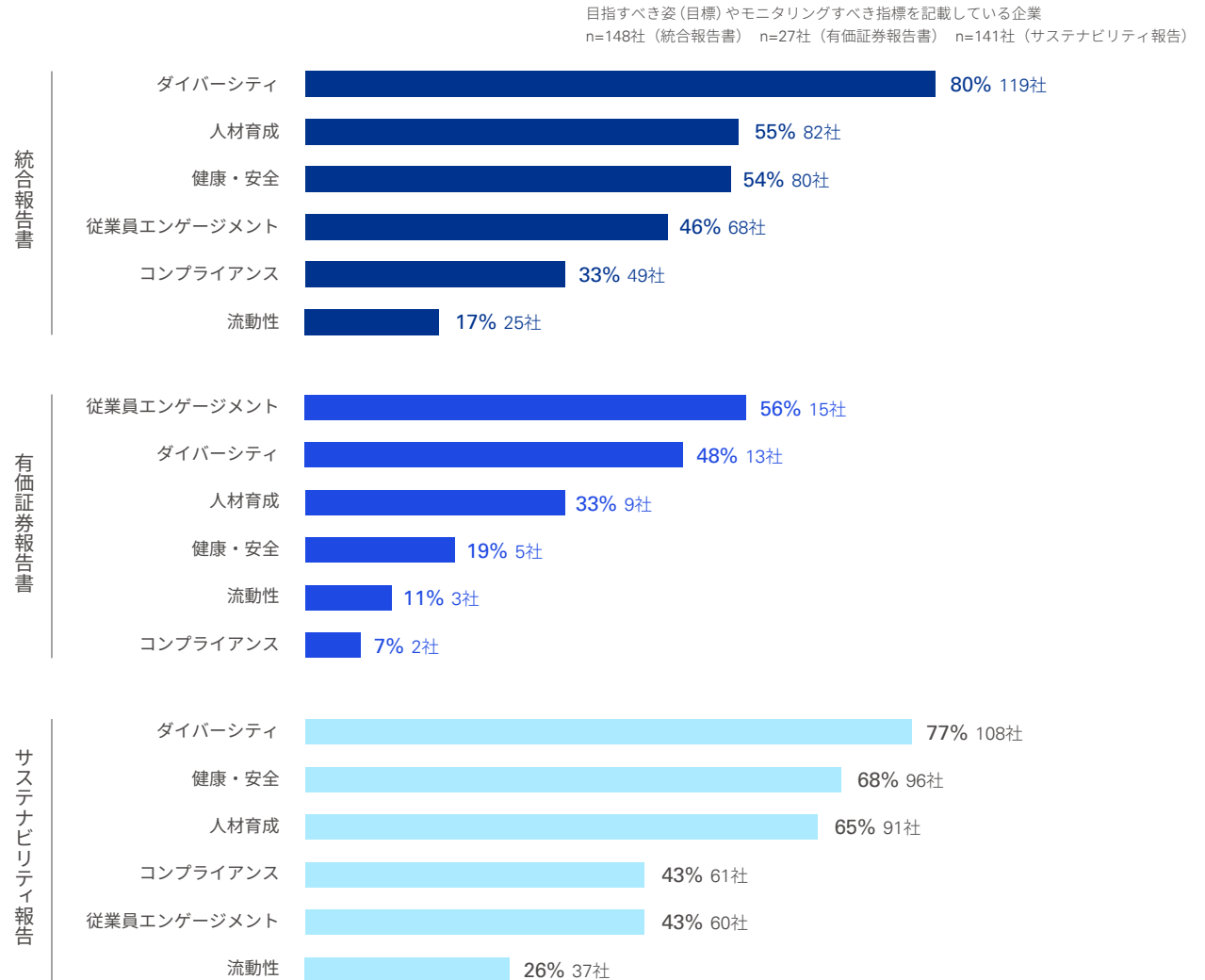


要請開示項目に、独自性のある報告や インサイトを加え、差別化を図る

改正内閣府令では、中長期的な企業価値判断に必要な項目として、女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女の賃金の差異について、有価証券報告書での開示が求められています。ただし、**人的資本可視化指針**の指摘にもあるように、人的資本に関する報告内容が、制度開示への対応でとどまるならば、それは最低限のものにしかすぎません。自社固有の価値創造ストーリーのなかで、人的資本への投資や人材戦略等がどのように位置付けられているのか、その関係性を示すために、どのような報告内容が適しているのか、経営者をも巻き込んだ独自で、主体的な検討が求められています。

そこで、改正内閣府令が開示項目としている3つの指標に加えて、企業が独自に報告する指標を本調査では広義に「独自性のある指標」とし、記載状況とその指標の内容について、調査を行いました。その結果、目指すべき姿(目標)やモニタリングすべき指標を説明している企業のほとんどで、独自性指標が報告されていることが確認できました。報告のあった独自性のある指標の分類として最も多かったのは、統合報告書とサステナビリティ報告では「ダイバーシティ」で、それぞれ80%と77%、有価証券報告書では「従業員エンゲージメント」で56%となっています(図4-6)。人的資本の可視化にあたって、企業の自主的な報告姿勢が表れた傾向だと考えます。

図4-6 独自性のある指標の記載



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



要請開示項目に、独自性のある報告や インサイトを加え、差別化を図る (続き)

人的資本可視化指針では、独自性のある取組み・指標・開示には、次の2種類があると整理されています。

- 取組みや、開示事項そのものに独自性がある
- 開示事項は他社と共通であったとしても、その開示事項を選択した理由に自社固有の戦略やビジネスモデルが強く影響している (whyの独自性)

本調査では、先述のとおり、前者を広く捉え、独自性のある指標の記載状況とその内容について現状把握を行いました。後者の観点も大切です。改正内閣府令とともに公表された「[企業内容等の開示に関する留意事項について \(企業内容等開示ガイドライン\)](#)」でも、開示項目として挙げている3つの指標の記載にあたり、「投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報 (項番 5-16-3)」を記載することが可能だとされています。これは、規定された開示指標であったとしても、単にその実績値の開示だけではなく、その指標が自社にとってどのような意味をもつのか、企業のインサイトも加えることが求められており、そのインサイトこそが差別化要因の理解につながるものだからです。さらには、説明の有無に加え、企業報告を価値向上につなげようとする、その企業の前向きな姿勢が表れてくると考えます。

好 事 例

何のための人的資本投資か、経営戦略と 一体となった経営者の考えを示す

経営戦略の実行に必要な成長投資の1つとして、人的資本への投資計画を有価証券報告書で説明している事例がありました。同社は、事業環境変化の見通しを示したうえで、中期的に目指すビジネスモデルの転換と、そのために不可欠な人的資本や働き方の変革について、具体的に説明しています。加えて、その変革の実現に向けた経営基盤の強化策として、人材の育成・獲得や基幹システムの刷新等に取り組み、成長投資全体の約20%を割り当てると説明しています。

金融審議会DWG報告において、人的資本・多様性に関する非財務情報の充実を図る背景として、「人的投資を資産と捉えた上で、人的投資が持続的な価値創造の基盤となることについて、企業と投資家で共通の認識をすることを目指している」と述べられています。なぜ人的資本に投資を行うのか、経営戦略と一体となった考えを示すことは、この共通認識の醸成につながる有用な報告だと考えます。



Column

11

社会的不平等の拡大と是正に向けた取組み

近年、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)、気候変動、テクノロジーの進化、紛争などの事象の発生により、国家間よりも国家内における不平等が拡大する傾向がみられ、社会的不平等が経済と社会の存続に関わる脅威であるという認識が高まっています。社会的不平等とは、年齢、性別、障がい、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況により受ける不平等を指し、その是正はSDGsの目標の1つにもなっています。

不平等問題が深刻化すると、政府や公共機関に対する人々の不満が高まり、集団同士の対立、二極化、社会の一体感の喪失などの事象が起こります。企業にとっても生産性の低下や消費と成長の減退の要因となり、サプライチェーンを不安定にすることから、システムックなビジネスリスクにつながります。

これに対し、企業は、職場環境の整備、生活に必要な製品やサービスの提供、サプライチェーン・政府への働きかけを行うことにより、社会的不平等を是正する役割を負うべきであると考えられています。社会的不平等への取組みは、長期的な持続的成長のために真に必要な信頼を構築し、安定性を高めるとともに、投資家や金融

機関からより多くのESG資本をひきつけることも可能とします。

米国では、一部の株主やその他の利害関係者から、企業内で人種差別やハラスメントによる社会的不平等が起きていないかどうか、法律家など第三者の目でチェックする取組みとして、企業に対し、“Civil Rights Audits (公民権監査)”の実施が求められる事例もでてきています。

持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によれば、社会的不平等は、気候変動に伴う緊急事態や自然の損失と並び、人類が世界的に直面している最も差し迫った3大課題の1つであるとされています。現在、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) につづき、Task Force on Inequality-related Financial Disclosures (TIFD) の組成に向けたプロジェクトが立ち上がっていることから、社会的不平等が緊急度の高い課題として注目されている事実がうかがえます。

堀 友美



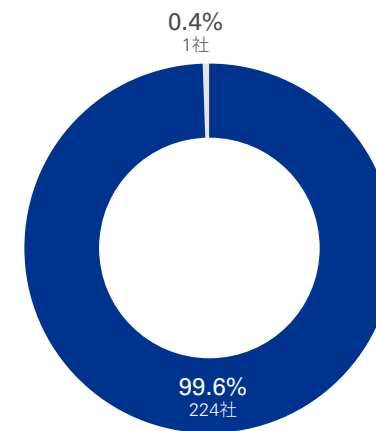
サステナビリティ報告全般

本セクションは、各社ウェブサイトにおいて「サステナビリティ」等の名称のページに記載のある情報を基に集計しています。

調査対象とした日経225構成銘柄のうち、224社がウェブサイト上にサステナビリティ、ESG、CSR、環境、社会などの名称のもと、サステナビリティ情報をまとめた独立したページを展開していました(図5-1)。

図5-1 ウェブサイト上にサステナビリティ情報を掲載している企業

■ 掲載あり □ 掲載なし



n=225社 日経225構成企業

出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



サステナビリティ報告全般 (続き)

調査対象のうち、独立したサステナビリティレポート（統合報告書調査の対象としたレポートを除く）を発行している企業は55%と、昨年から4%減少しました（図5-2）。

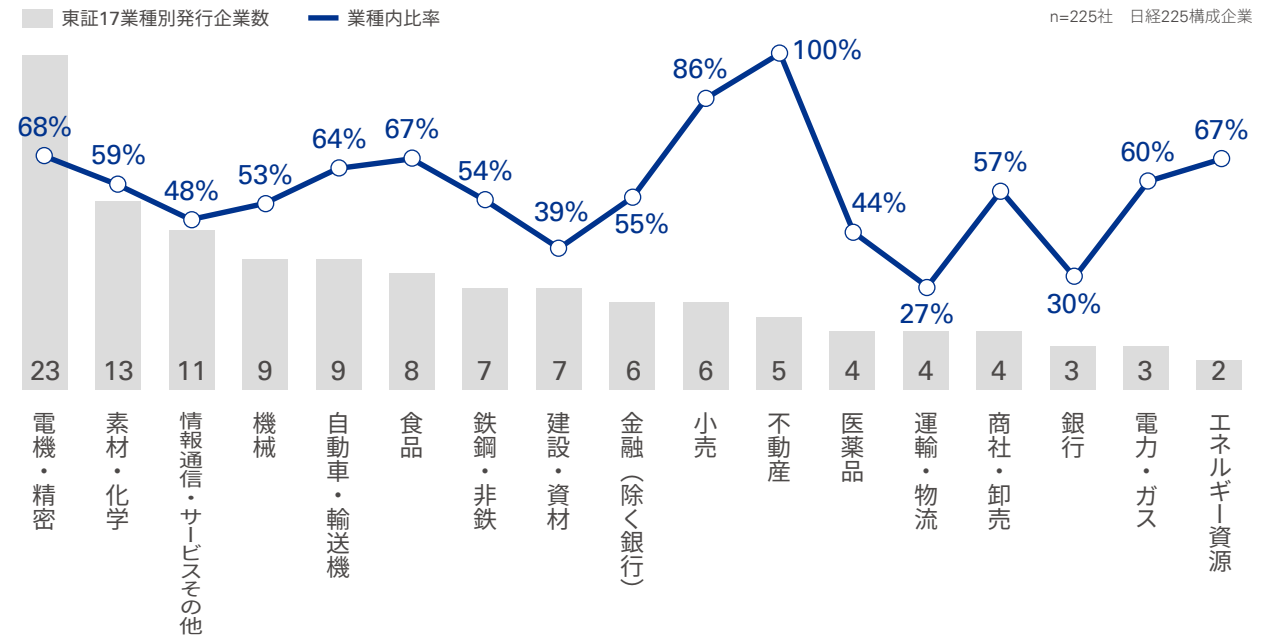
日経225構成銘柄の91%が統合報告書を発行（P68 統合報告書発行企業のインデックス属性を参照）するいま、それぞれの企業のマテリアルであるサステナビリティ情報は、組織全体の価値創造ストーリーを伝えることを目的とする統合報告書に集約し、広く社会的な関心を有する環境や社会等に関わる情報は、データの追加や、集計値の更新を適時に行いやすいウェブサイトを集約する動きがあるようです。なお、独立したサステナビリティレポートの発行割合を業種別にみると、不動産の100%と、小売の86%が突出しています（図5-3）。これらの業種区分に属する企業数は少数ですが、不動産は環境へのインパクトが高いとみられている業種であり、小売は消費者の意識の変化が購買行動に結びつき、ビジネスと直結してくるため、環境や社会課題に関する情報の発信に積極的であることがうかがえます。

図5-2 独立したサステナビリティレポートの発行状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図5-3 独立したサステナビリティレポートの業種別発行状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



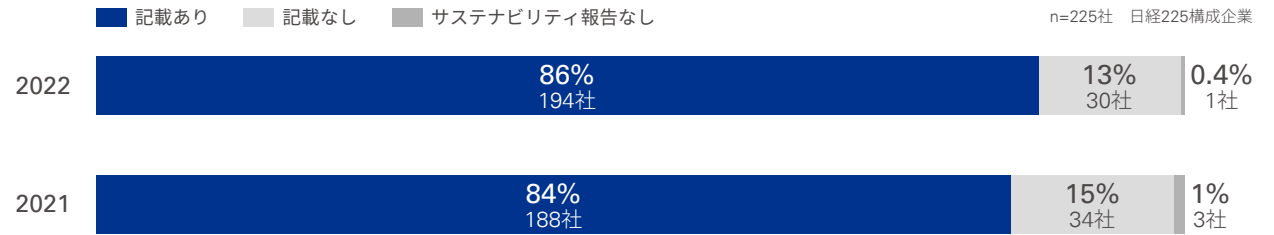
水資源

人口増や経済成長に伴う淡水の需要増加、気候変動の進行に伴う降雨パターンの変化などから、水ストレスが深刻になる地域が世界で増加しています。食料や工業製品の輸入が多い日本は、海外の水資源への依存度が高い国の1つです。

調査対象の86%は、水資源の使用量（絶対量）を報告しています（図5-4）。水に関するリスクを認識する情報利用者は、企業が直面する水リスクがどのようなものであり、どのような対応を行っているのかを理解したいのです。しかし、報告の前提である水リスク（や機会）の認識や、水ストレスの異なる地域ごとにブレイクダウンした水使用量を開示している企業は、多くはありません。水ストレスの深刻度は地域により異なるため、企業の操業地やサプライチェーン等により、水リスクの露出は異なります。世界資源研究所が提供する水リスク評価ツール「Aqueduct Water Risk Atlas」等を参照し、水ストレスの異なる地域ごとの情報を提供するなどして、関連情報を説明することが大切だと考えます。

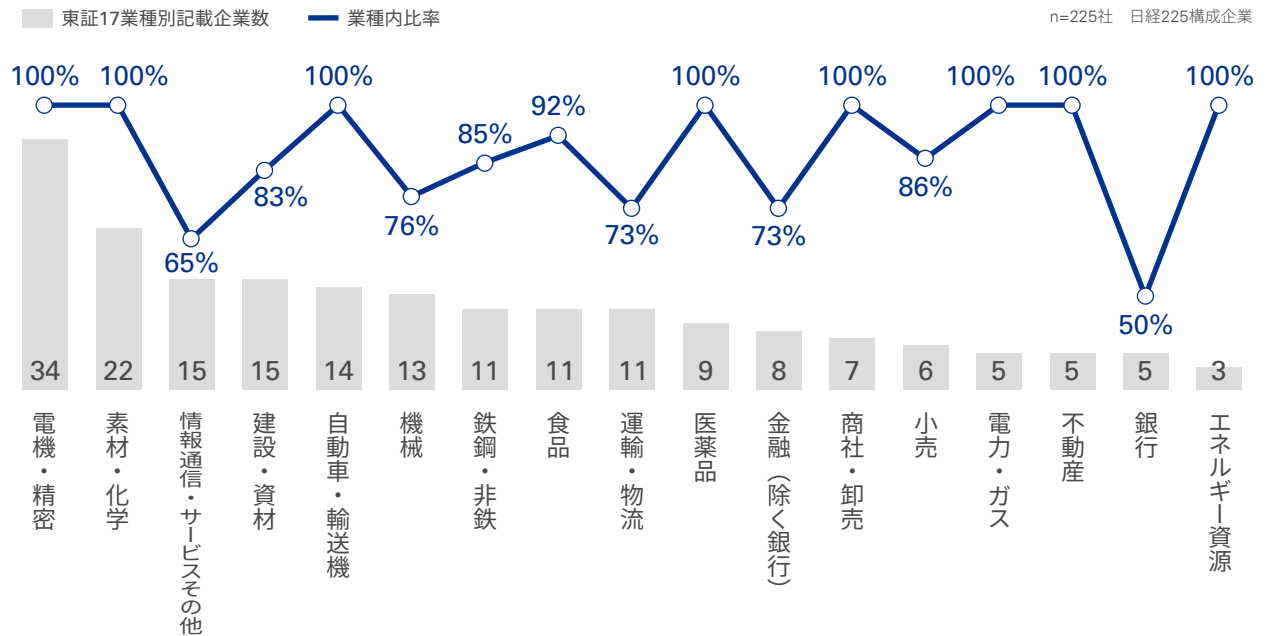
業種別にみると、電機・精密、素材・化学、医薬品、商社・卸売、電力・ガス、不動産、エネルギー資源の8業種で全企業が水使用量（絶対量）を報告していました（図5-5）。

図5-4 水使用量（絶対量）の記載状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図5-5 水使用量（絶対量）の業種別記載状況



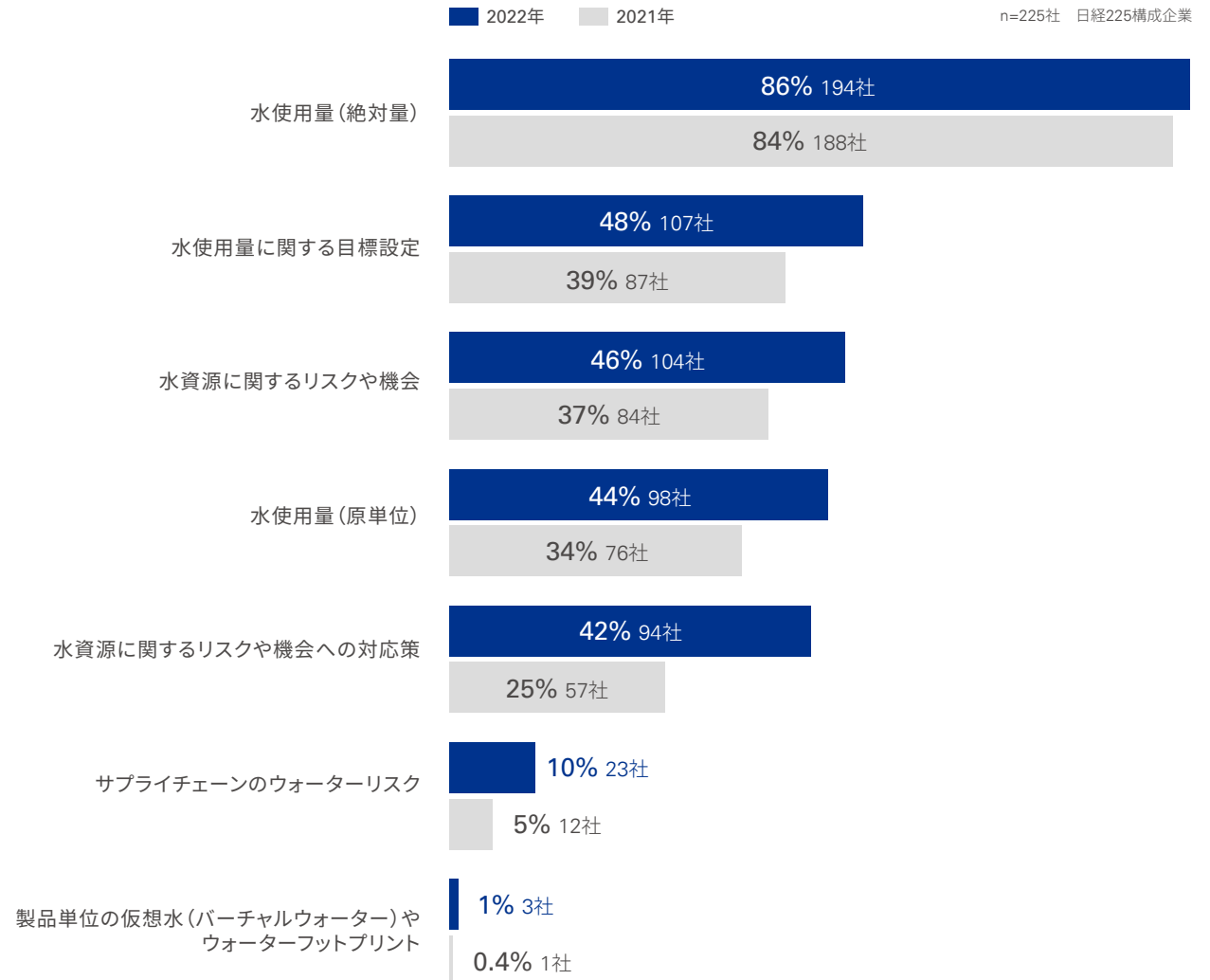
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



水資源 (続き)

水使用量の絶対量は86%が報告していますが、削減目標や、水に関するリスクや機会の認識、さらには対応策までを報告している企業は半数に至りません(図5-6)。原単位での水使用量や、その他の水リスクに関連する指標を示す企業も少ない状況です。水問題は、ユーラシア・グループが公表した**2023年の10大リスク**の10位に位置付けられ、今後、水不足が世界のサプライチェーン上の重大なリスク要因となると考えられています。水ストレスがビジネスに与える影響を評価したうえで、水資源に関する報告が行われることが期待されます。

図5-6 水資源に関する報告の内容



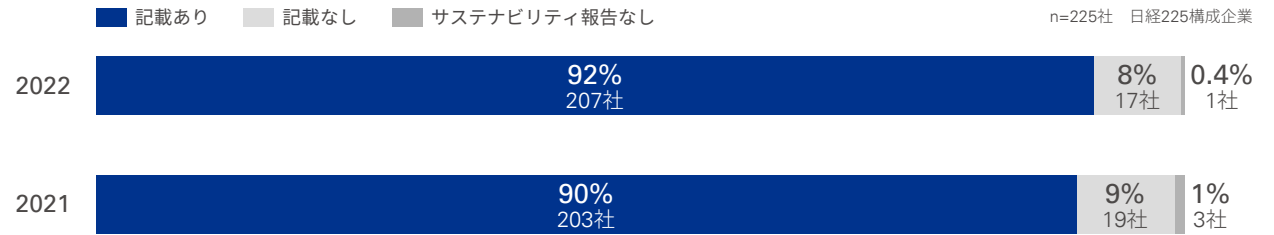
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



人権

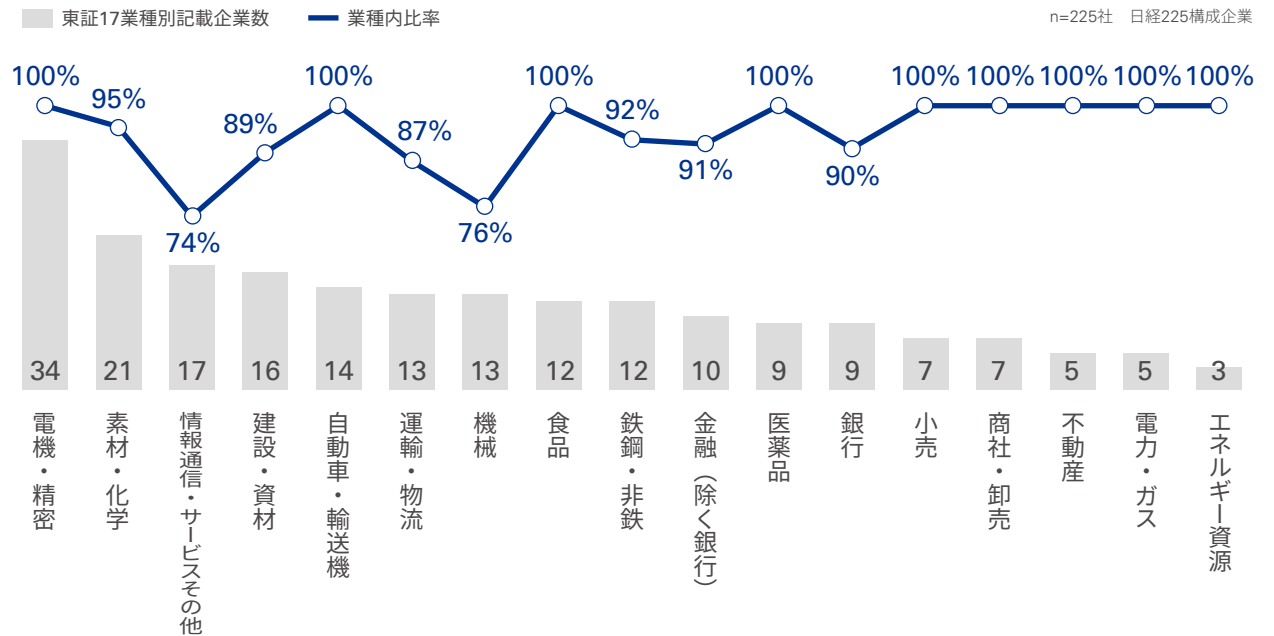
人権に関する基本方針やコミットメントを表明している企業は、前年に引き続き92%と高く(図5-7)、業種別にみると、電機・精密、自動車・輸送機、食品、医薬品、小売、商社・卸売、不動産、電力・ガス、エネルギー資源の9業種での表明率は100%となっています(図5-8)。人権をマテリアルな課題だと判断し、サステナビリティ報告に記載した企業は57%(P11 図1-2)である一方、9割以上の企業が人権に関する基本方針やコミットメントを表明しています。人権課題が自社のビジネスに及ぼすインパクトが必ずしも大きくなくとも、企業市民として人権を尊重するという事業運営の前提となる認識が広く共有されていることがうかがえます。

図5-7 人権方針・コミットメントの記載状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図5-8 人権方針・コミットメントの業種別記載状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

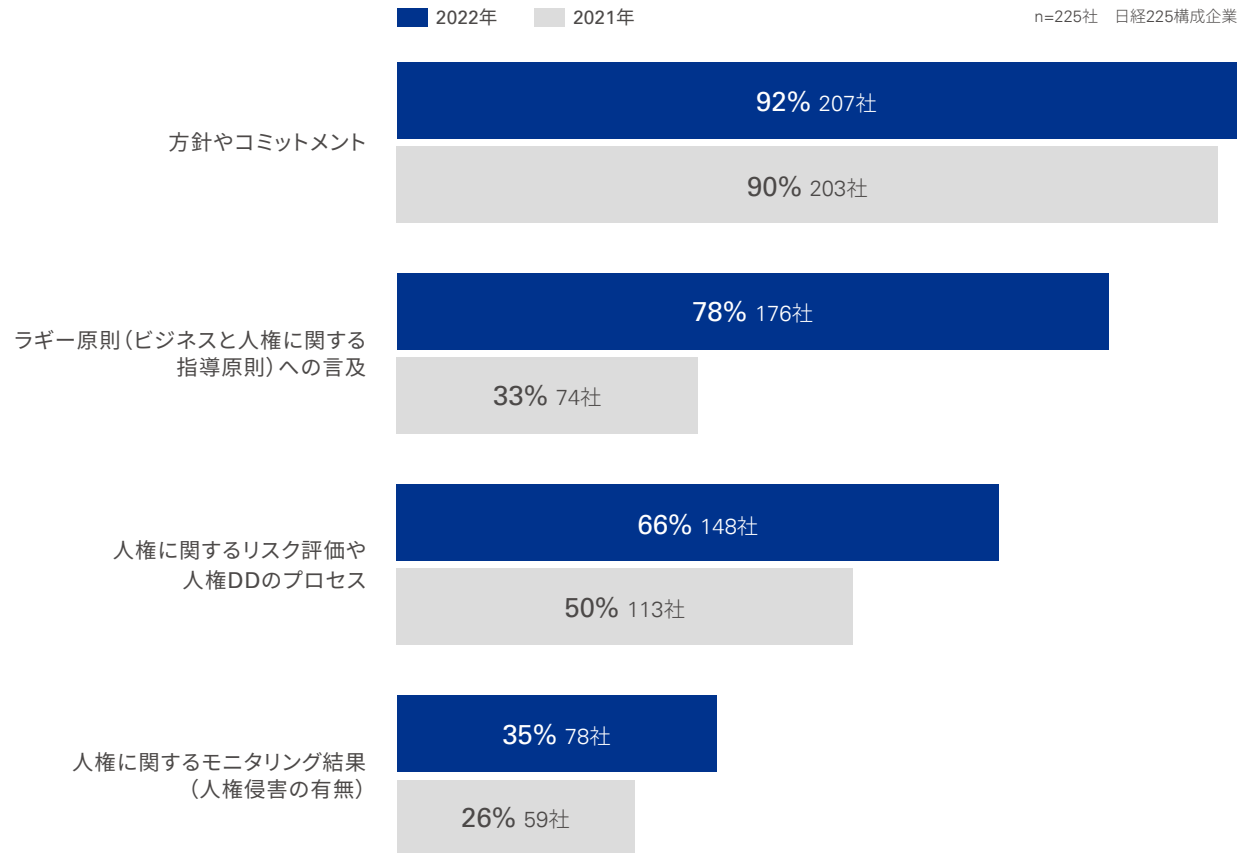


人権 (続き)

人権侵害を確実に防ぐための取組みに関する報告は、前年より増加傾向ではありますが、まだ多数とはいえません。人権に関するリスク評価や人権デューディリジェンスのプロセスを報告している企業は6割を超えたものの、人権に関するモニタリング結果(人権侵害の有無)まで報告している企業は35%にとどまっています(図5-9)。

近年、欧州を中心に人権デューディリジェンスの実施を企業に義務付ける法整備が進むなど、企業活動における人権尊重に対する社会的要請はますます高まっています。方針やコミットメントを示すだけにとどまらず、人権に関する影響へのどのように対応しているのかについて、ステークホルダーとコミュニケーションを行うことが企業に求められています。そのためには、人権に関する顕在的・潜在的な影響を評価したうえで、負の影響を防止または低減するための対策を講じ、効果的に実行されているかモニタリングを行う等、一連の取組み内容についての説明が望まれています。

図5-9 人権に関する報告内容



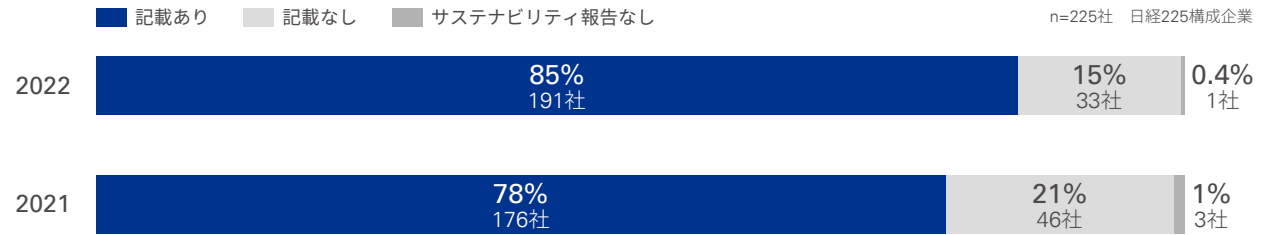
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



サプライヤー評価

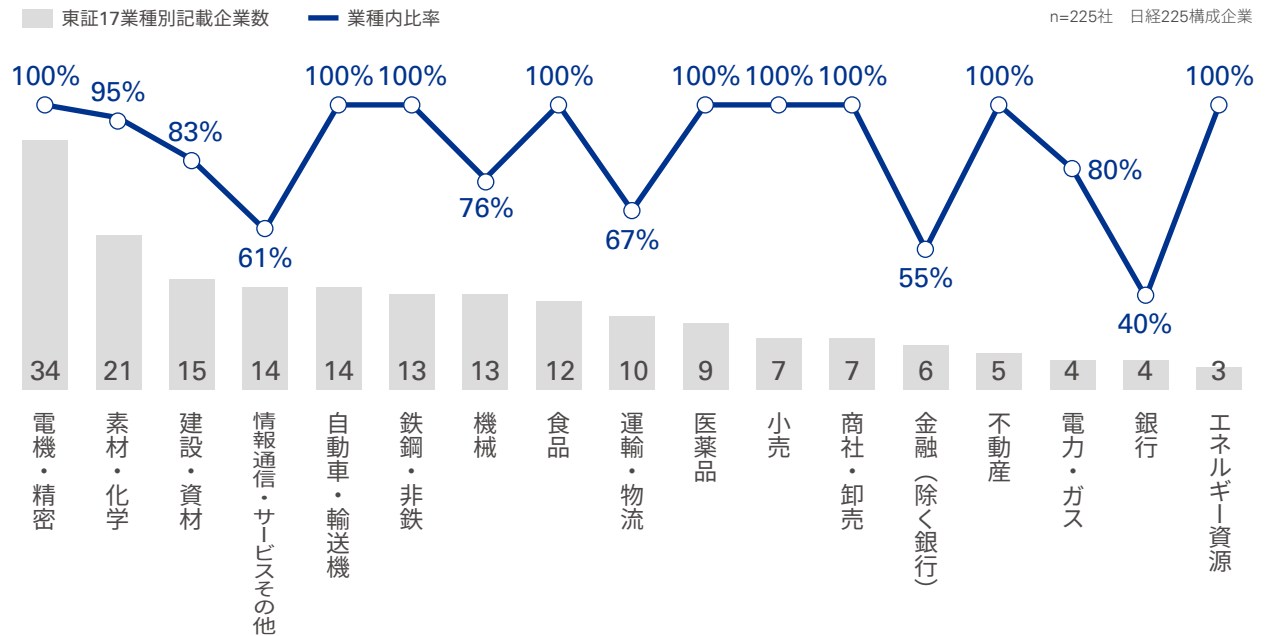
欧州で、サプライチェーンにおける人権侵害を排除するための法整備が進み、日本でも、2022年9月に「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」が政府によるガイドラインとして策定されました（P50 Column 10参照）。従前からサプライヤー行動規範やガイドラインなどを定める企業は少なくありませんでしたが、これらの動きを背景に、サプライヤー管理の大切さに関する再認識が進んだとみられ、サプライヤー行動規範に言及する企業は85%となりました（図5-10）。業種別にみると、電機・精密、自動車・輸送機、鉄鋼・非鉄、食品、医薬品、小売、商社・卸売、不動産、エネルギー資源の9業種で、全企業がサプライヤー行動規範やガイドラインを記載していました（図5-11）。責任ある調達を通じて製造された商品を選択する消費者嗜好の変化の影響を受けやすい業種で、記載が増えている傾向にあります。

図5-10 サプライヤー行動規範の記載状況



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図5-11 サプライヤー行動規範の業種別記載状況



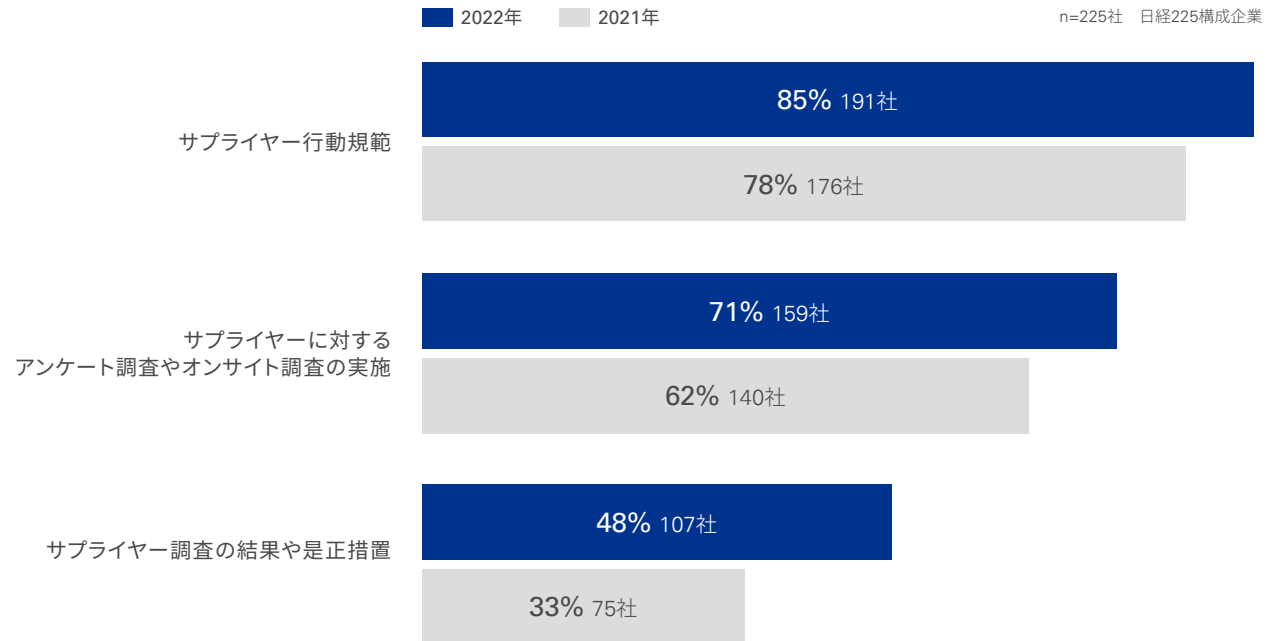
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



サプライヤー評価 (続き)

加えて、サプライヤーに対するアンケート調査やオンサイト調査を実施、報告している企業は71%にのびりました。一方、サプライヤー調査の結果や是正措置まで記載している企業は48%にとどまりました(図5-12)。組織の方針をサプライヤーと共有するための行動規範や、サプライヤー調査の実施状況を示すだけでなく、結果として実際に把握したリスク、検知した課題、さらには対応策や是正策の説明が伴ってこそ、情報利用者の意思決定につながる情報として提供できます。バリューチェーンを通じた企業の責任ある行動や、リスク管理能力を示すうえでも、サプライヤー評価に関連するより具体的な説明が加わることが望まれています。

図5-12 サプライヤー評価に関する報告内容



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



生物多様性・自然資本

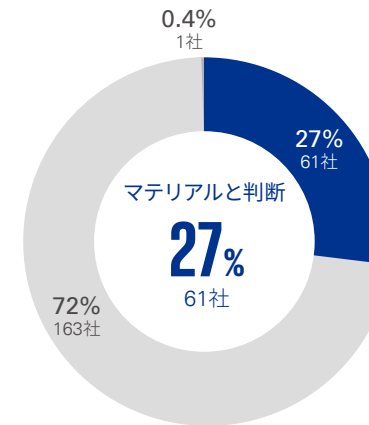
2022年は、自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、TNFD）が生物多様性に関する開示のベータ版フレームワークを公表し、また12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、2030年に向けた生態系保全に関する新たな目標が定まるなど、生物多様性の喪失による影響への認知が高まった年となりました。

「生物多様性・自然資本」がマテリアルであると記載した企業は27%となりました（図5-13）。加えて、「生物多様性・自然資本」をマテリアルだと判断している、またはサステナビリティ報告のなかで「生物多様性・自然資本」に特化したセクションを設け、生物多様性に関する何らかの目標や実績を示している企業は39%となりました（図5-14）。現状では、生物多様性の喪失や自然資本に関連した要因が企業に及ぼす影響は大きくはないものの、社会の要請を反映し、生物多様性に関する報告を行う企業が一定数あることがわかりました。

生物多様性や自然資本がマテリアルであると判断した企業においては、その影響もしくは潜在的な影響をモニタリングするための目標を設定し、実績を注視したうえで、今後の見通しや対応を示していくことが期待されます。

図5-13 「生物多様性・自然資本」をマテリアルであると判断した企業

- マテリアルだと記載している
- マテリアルだと記載していない
- サステナビリティ報告なし

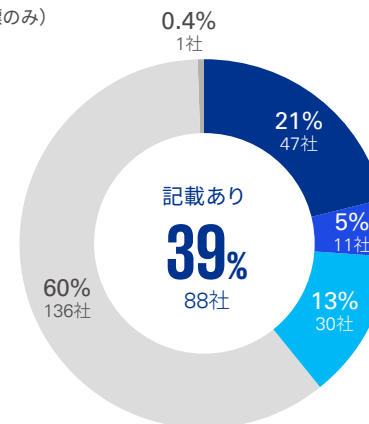


n=225社 日経225構成企業

出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

図5-14 「生物多様性・自然資本」に関する目標と実績の記載状況

- 記載あり（目標と実績）
- 記載あり（目標のみ）
- 記載あり（実績のみ）
- 記載なし
- サステナビリティ報告なし



n=225社 日経225構成企業

出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



Column

12

生物多様性および自然関連リスクに関する開示の枠組み

自然関連リスク・機会への対応にあたり、気候変動と同様に、関連要素が財務および事業上の決定に織り込まれるべきとの市場の期待を踏まえ、2021年に自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、TNFD）が設立されました。TNFDは、国連生物多様性条約（CBD）のポスト2020生物多様性枠組におけるビジョンと整合することを目指しています。

2022年3月より、TNFDは自然関連のリスク・機会の管理と開示のためのベータ版フレームワーク（最新版v0.3）を順次公表しており、2023年3月のv0.4の公表を経て同年9月に最終版（v1.0）を発行する予定です。TNFDは4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクと影響の管理、指標と目標）から構成されており、これはTNFDが提言する開示をTCFDのものと整合しておくことにより、統合的な開示に向けた動きの促進・奨励を意図しています。しかし、ベータ版ではTNFD固有項目も追加されています。

2022年12月7日～19日に開催されたCOP15において昆明・モンリオール・グローバル生物多様性枠組（GBF）が宣言され、2030年に向けて生物多様性に関する4つの目標と23のターゲットが採択されました。このうち、ターゲット15において、グローバル企業および金融機関

に、事業等における生物多様性へのリスク、依存およびインパクトに関する開示が要請されており、今後、TNFDへの期待が高まることが予想されます。

また、TNFDはISSBが開発している新しいサステナビリティ開示基準と整合することを目指しており、ISSBの開発した公開草案IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に賛同する等、協調した動きをしています。また、今後のコンサルテーションやフレームワークの開発フェーズでは、米国SECおよび欧州委員会等の規制当局と連携を予定しています。

生物多様性や自然関連リスクへの認識が高まるなか、TNFDの今後の開発状況を注視していく必要があります。

加治 孝幸



Column 13

Viewpoint② - ESGという言葉への懸念を考える

「ESG」および「サステナビリティ」という言葉の濫用は、残念ながら多くの不都合を生み出していると言わざるを得ない状況にあるようです。あるいは、ここに「SDGs」を加えてもよいかもしれません。従来は、これらはまったく異なる概念であり、それは、現状でも同様な訳ですが、あたかも、同じものであるような使い方がされ、その結果として、混乱だけでなく時には、負のインパクトや、バランスを欠いた政治的な動きにまでつながってきています。

あらためて「ESG」は、「環境・社会・ガバナンス」の頭文字を並べたものであると確認したいと思います。そのESGがなぜ、ここまで踊るようになったのか、その本質を考える必要があります。それは、私たちの生の根幹である環境や社会の変化から生じる課題からの影響が拡大し、さらには深刻になってきたために、単なるリスクにとどまらない、システミックリスクとして取り組まなければならないようになったからです。

リスクマネジメントは、いつの時代も企業経営の課題であり、ERMの必要性が指摘されてずいぶんと時間がたちました。しかし、いまだ、対症的な姿勢や、短期的な視点からの判断が多くあるようです。これは、報告書の種類に関わらず「リスクマネジメント」の記載が画一的なものにとどまっている例が指摘できることからうかがえます。

ESG、特に、EやSの課題には、企業のビジネスモデルやドメイン、さらには、地政学や利用可能な技術など、自社だけでは対処できないような多くの要素が複雑に関係しあっているものです。多くの企業が、環境や社会との関係性を重視し、貢献を通じてこそ自社のパーパス（存在意義）が実現すると表明しています。そうであるならば、EやSの要素と自社のビジネスとの関連性を分析し、そのうえで、意思決定が行われていかなければなりません。しかし、現状においては、EやSの要素が、自社のアウトプットやアウトカム、また、事業活動が環境や社会に及ぼす影響については検討されていても、戦略遂行のために投入する経営資源、インプットとの関係性への検討が十分でないようです。ESGの要素がリスク／機会要因となっていくなか、アウトプット／アウトカムからインプットの検討がなされていないことには懸念が残ります。

ESGはあくまでも要素にすぎず、これらがどのようにビジネスモデルのなかで作用しているかの全体を検討することこそが大切なのです。

では、「サステナビリティ」はどうでしょうか？ まず、考えるべきは「何のサステナビリティなのか」ということです。サステナビリティは「持続可能性」という意味です。つまり、何を持続可能たるものとするのか？ その含意が明らかでなければ、

同じ言葉を使っている、意思疎通はできていないと言わざるをえません。

自然と企業、そして人のすべてのサステナビリティが危機に瀕しています。その現状を打開するために社会や価値観の変化が必要であり、この認識のうえにこそ、現在のムーブメントが私たちのWell-beingにつながるものとなっていくでしょう。

言葉に踊らされず、長期的な視点で自らの行動に責任を有すること。「ESG」「サステナビリティ」に関わるウォッシュの懸念が指摘されるなか、その必要性を一人ひとりが自覚すべきではないかと思えます。

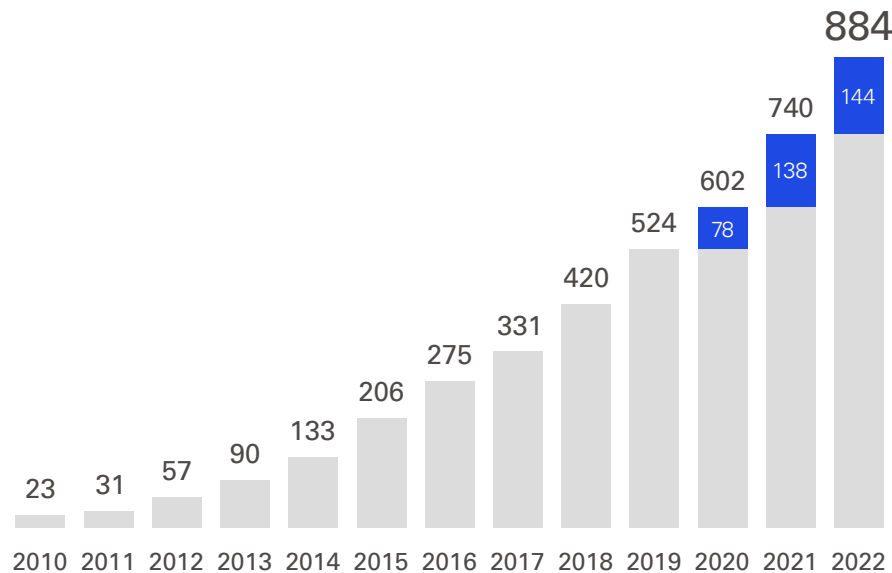
芝坂 佳子



発行企業の概要

国内自己表明型統合レポート発行企業等数の推移

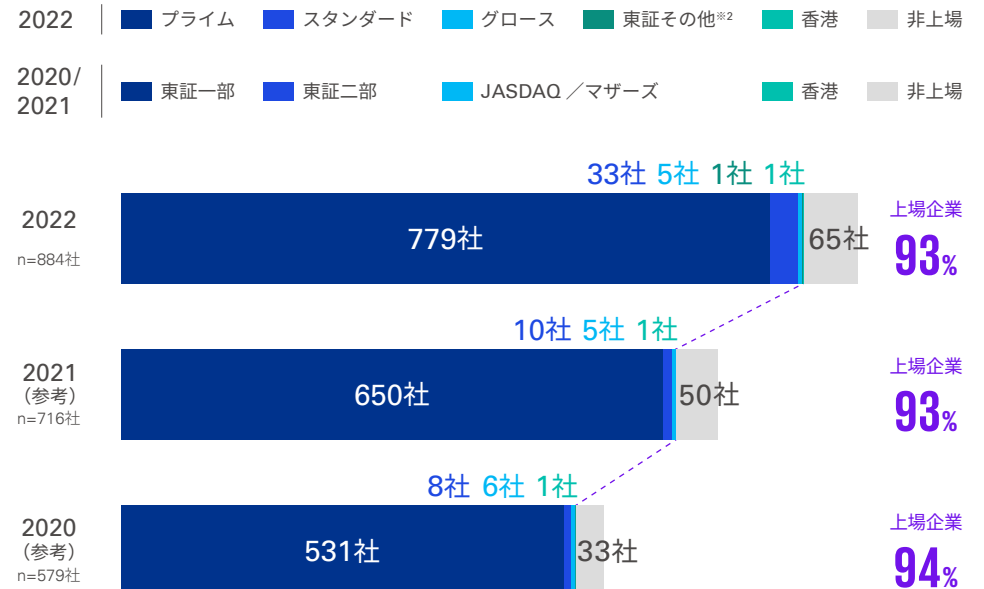
2022年の統合報告書発行企業等は、884組織となりました。前年から144組織が増え、前年と同水準の増加となりました。発行企業等数が420組織であった2018年から、わずか4年で倍増となりました。



出典:企業価値レポート・ラボ「国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト2022年版」

発行企業の上場市場^{※1}

2022年4月の東京証券取引所における市場区分見直しに伴い、東証上場企業の上場市場の内訳に若干の変動はありましたが、上場企業が9割超との傾向は例年どおりとなっています。



※1 各調査年の9月末時点の上場市場 ※2 優先出資証券

出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

発行企業数について

本調査文中の過去比較情報は、各調査時点の発行企業等数に基づいています（「国内自己表明型統合レポート発行企業等数の推移」を除く）。そのため、企業価値レポート・ラボの最新の調査による発行企業等数とは乖離がある点をご了承ください。

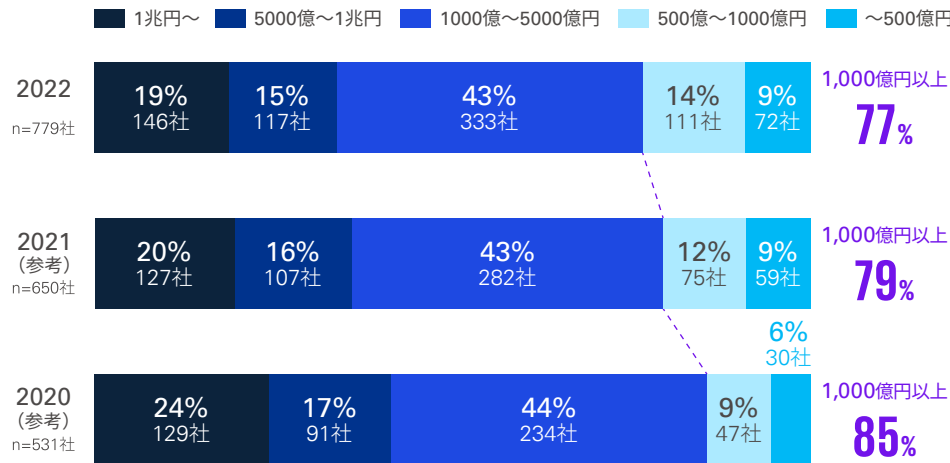
参考: 調査時点の発行企業数(各年12月末時点)
2020年: 579社
2021年: 716社



発行企業の概要

東証プライム上場企業の売上規模における発行企業の割合*

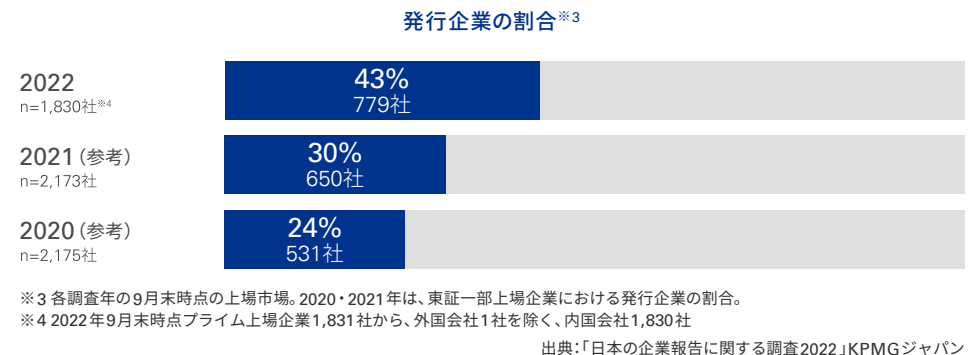
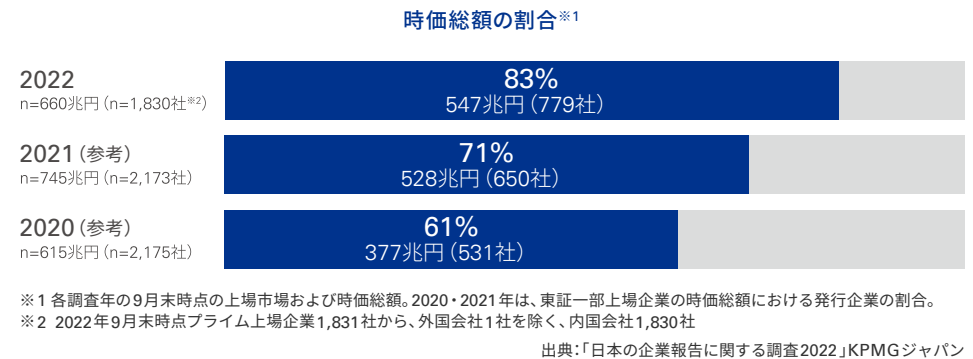
東証プライム市場に上場している統合報告書の発行企業の売上規模をみると、1,000億円以上の企業が全体の77%となりました。この割合は、前年の東証一部上場における統合報告書の発行企業における売上規模1,000億円以上の企業の割合(79%)から2ポイント減少しており、この年(2021年)を境に、売上1,000億円未満の企業で統合報告書の発行が大きく進んでいるといえます。



※各調査年の9月末時点の上場市場、および直近決算期の売上規模。2020・2021年は、東証一部上場の発行企業における売上規模。
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMG ジャパン (売上規模は、「会社四季報2023年新春号」(2022年12月16日発売)および各社公表情報を基にKPMGで集計)

東証プライム上場企業の時価総額における発行企業の割合

2022年9月末時点で東証プライム市場に上場する1,830社の時価総額のうち、統合報告書を発行する779社の時価総額が占める割合は、83%となり、前年より12ポイント上昇しました。発行企業数の割合をみると、前年比13ポイント増の43%でした。時価総額、企業数ともに、前年より増加率が高まっているため、さまざまな時価総額規模の企業で統合報告書の発行が増えたと考えられます。

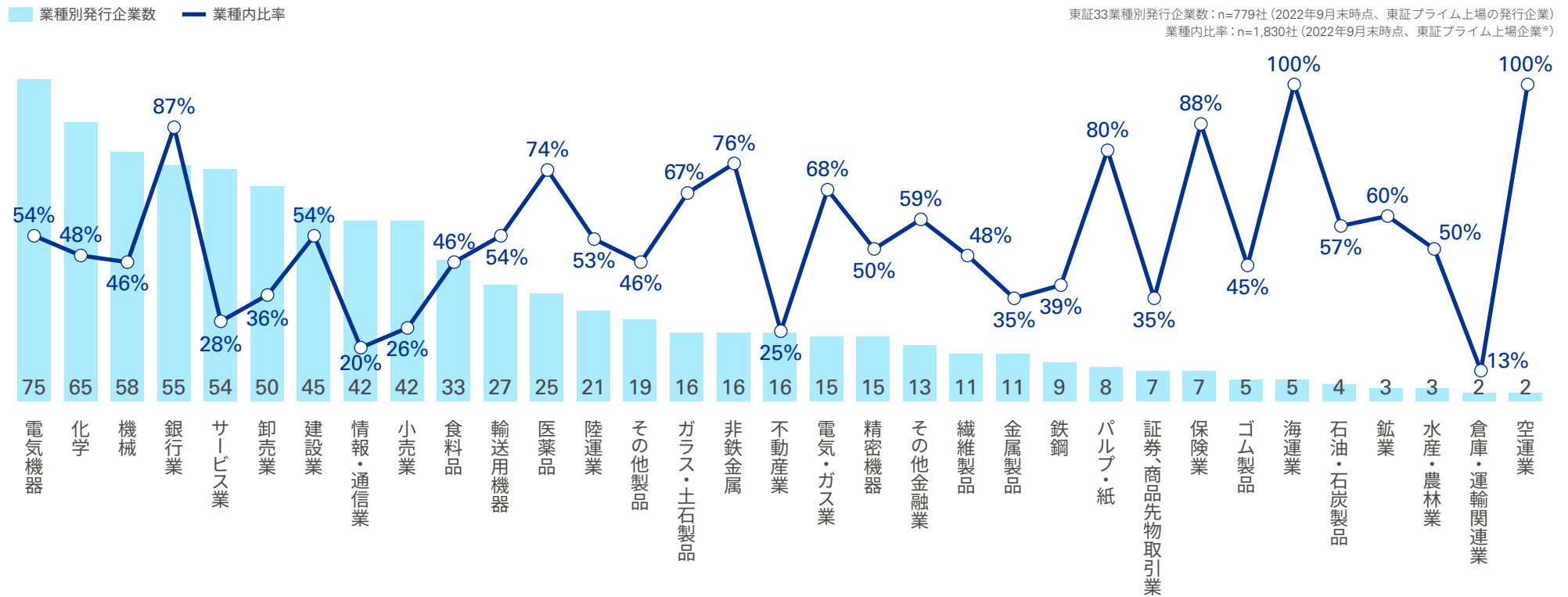




発行企業の概要

東証プライム上場企業の業種別発行企業数と発行企業割合

業種別の発行企業数の上位は、電気機器、化学、機械、銀行業、サービス業となり、前年5番目に発行企業数の多かった卸売業に代わり、サービス業が加わりました。一方、業種内の発行割合は、海運業、空運業（ともに100%）、保険業（88%）、銀行業（87%）、パルプ・紙（80%）が上位となり、これまで割合の高かった医薬品や電気・ガス業に代わり、銀行業とパルプ・紙が加わりました。



東証33業種別発行企業数：n=779社（2022年9月末時点、東証プライム上場の発行企業）
業種内比率：n=1,830社（2022年9月末時点、東証プライム上場企業*）

* 2022年9月末時点プライム上場企業1,831社から、外国会社1社を除く、内国会社1,830社

出典：「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

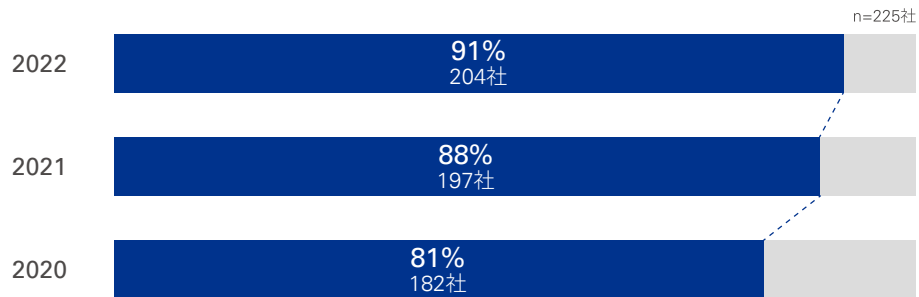


発行企業の概要

発行企業のインデックス属性

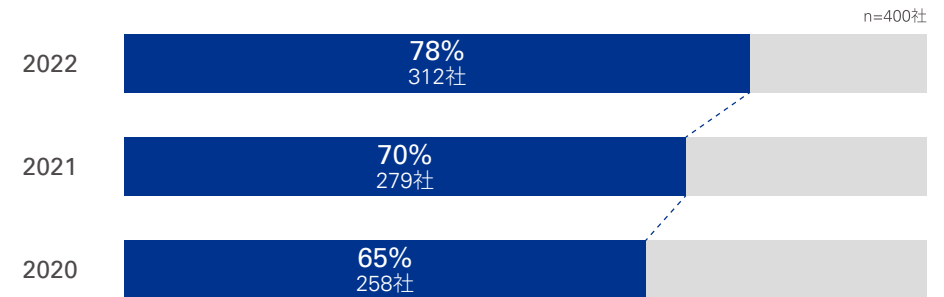
日経225に占める発行企業の割合は9割を超え91%となりました。またJPX日経インデックス400構成銘柄も増加傾向は変わらず78%となりました。

日経225構成銘柄に占める割合



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン

JPX日経インデックス400構成銘柄に占める割合



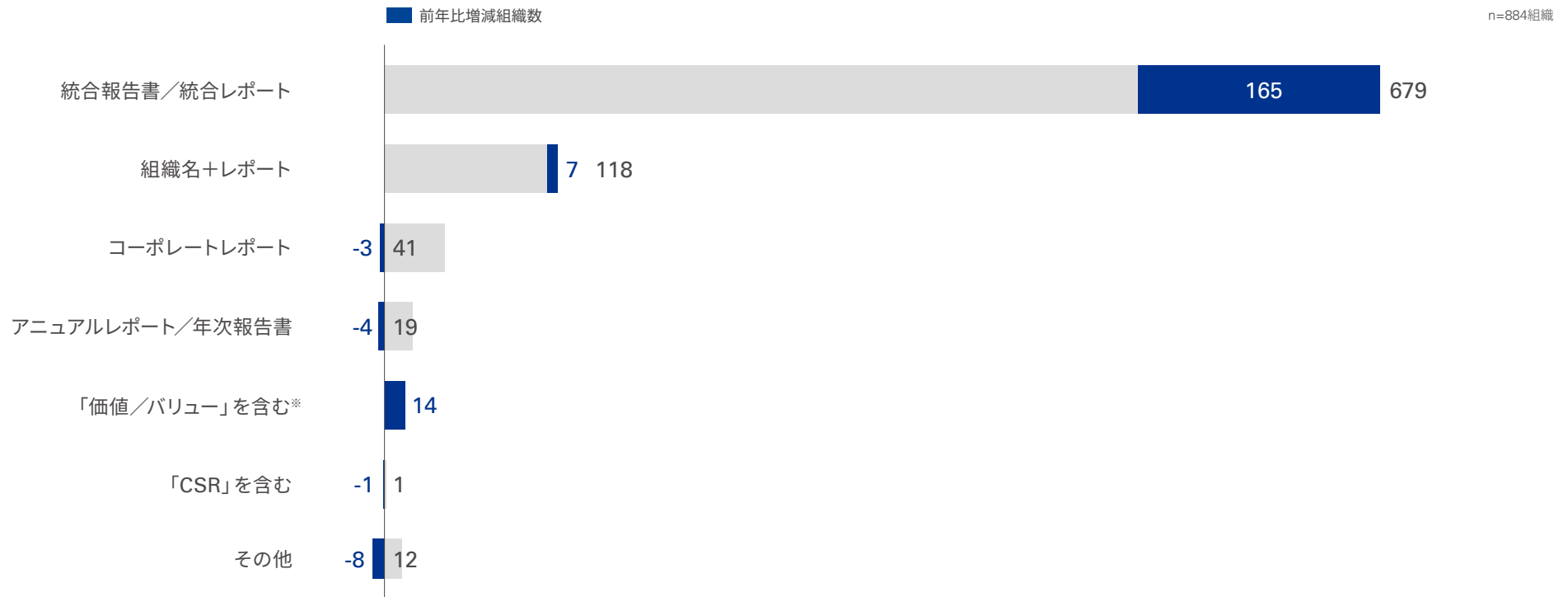
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



統合報告書の概要

統合報告書の名称

「統合報告書／統合レポート」との名称で発行する企業等が679組織となり、圧倒的多数となっています。また、これまで「その他」として集計していた名称のうち、「価値／バリュー」を含むものを別途集計した結果、14組織であることがわかりました。組織が創造しようとしている価値がどのようなものであるか、またどのように価値を創造しようとしているのかを伝えようとする意図を、報告書の名称に反映している組織が増えていると考えます。



※ 「価値／バリュー」を含むは、2022年から調査を実施

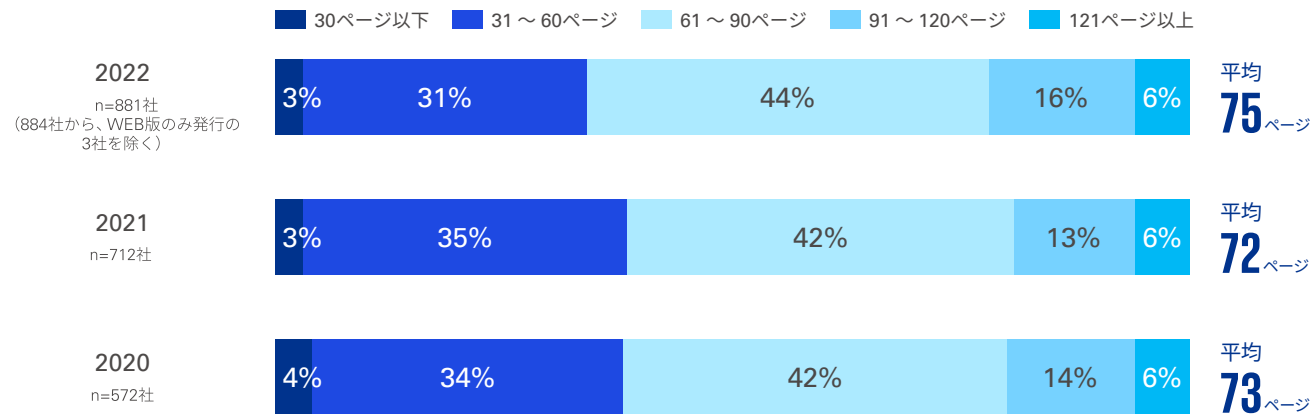
出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



統合報告書の概要

統合報告書のページ数

平均ページ数は、前回より3ページ増の75ページとなりました。91-120ページの報告書が3ポイント、61-90ページの報告書が2ポイント増加するなど、この1年で報告内容が増加していることがわかります。



出典:「日本の企業報告に関する調査2022」KPMGジャパン



日経225構成企業一覧 2022年10月(五十音順)

株式会社IHJ	株式会社クボタ	双日株式会社	TOTO株式会社	富士電機株式会社
株式会社あおぞら銀行	株式会社クラレ	ソニーグループ株式会社	株式会社トクヤマ	富士フイルムホールディングス株式会社
旭化成株式会社	株式会社クレディセゾン	ソフトバンク株式会社	凸版印刷株式会社	株式会社ブリヂストン
アサヒグループホールディングス株式会社	京王電鉄株式会社	ソフトバンクグループ株式会社	トヨタ自動車株式会社	古河電気工業株式会社
味の素株式会社	京成電鉄株式会社	SOMPOホールディングス株式会社	豊田通商株式会社	HOYA株式会社
アステラス製薬株式会社	KDDI株式会社	第一三共株式会社	トレンドマイクロ株式会社	本田技研工業株式会社
株式会社アドバンテスト	株式会社神戸製鋼所	第一生命ホールディングス株式会社	株式会社ニコン	松井証券株式会社
株式会社アマダ	コナミグループ株式会社	ダイキン工業株式会社	西日本旅客鉄道株式会社	マツダ株式会社
アルプスアルパイン株式会社	コニカミノルタ株式会社	大成建設株式会社	株式会社ニチレイ	株式会社丸井グループ
イオン株式会社	株式会社小松製作所	大日本印刷株式会社	日揮ホールディングス株式会社	丸紅株式会社
いすゞ自動車株式会社	コムシスホールディングス株式会社	大平洋金属株式会社	日産化学株式会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ
出光興産株式会社	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ	太平洋セメント株式会社	日産自動車株式会社	株式会社三井E&Sホールディングス
伊藤忠商事株式会社	株式会社サイバーエージェント	太陽誘電株式会社	株式会社日清製粉グループ本社	三井化学株式会社
株式会社INPEX	サッポロホールディングス株式会社	株式会社大和証券グループ本社	日本水産株式会社(現 株式会社ニッスイ)	三井金属鉱業株式会社
AGC株式会社	株式会社SUMCO	大和ハウス工業株式会社	日東電工株式会社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
ANAホールディングス株式会社	株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション	株式会社高島屋	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
エーザイ株式会社	JFEホールディングス株式会社	宝ホールディングス株式会社	日本碍子株式会社	三井物産株式会社
SMC株式会社	日本たばこ産業株式会社	武田薬品工業株式会社	日本軽金属ホールディングス株式会社	三井不動産株式会社
日本電気株式会社	株式会社ジェイテクト	株式会社千葉銀行	日本精工株式会社	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
NTN株式会社	J.フロント リテイリング株式会社	中外製薬株式会社	日本製紙株式会社	株式会社三菱ケミカルグループ
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	塩野義製薬株式会社	中部電力株式会社	日本製鉄株式会社	三菱地所株式会社
ENEOSホールディングス株式会社	株式会社静岡銀行	DIC株式会社	日本電気硝子株式会社	三菱自動車工業株式会社
株式会社荏原製作所	(現 株式会社しずおかフィナンシャルグループ)	株式会社T&Dホールディングス	株式会社日本取引所グループ	三菱重工業株式会社
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	株式会社資生堂	株式会社ディー・エヌ・エー	日本ハム株式会社	三菱商事株式会社
エムスリー株式会社	シチズン時計株式会社	TDK株式会社	日本郵政株式会社	三菱倉庫株式会社
王子ホールディングス株式会社	清水建設株式会社	帝人株式会社	日本郵船株式会社	三菱電機株式会社
オークマ株式会社	シャープ株式会社	テルモ株式会社	日本板硝子株式会社	三菱マテリアル株式会社
大阪瓦斯株式会社	株式会社商船三井	デンカ株式会社	株式会社日本製鋼所	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
大塚ホールディングス株式会社	昭和電工株式会社	株式会社デンソー	日本電産株式会社	ミネバアミツミ株式会社
株式会社大林組	(現 株式会社レゾナック・ホールディングス)	株式会社電通グループ	日本電信電話株式会社	株式会社村田製作所
小田急電鉄株式会社	信越化学工業株式会社	東海カーボン株式会社	任天堂株式会社	明治ホールディングス株式会社
オムロン株式会社	株式会社SCREENホールディングス	東海旅客鉄道株式会社	株式会社ネクソン	株式会社安川電機
オリックス株式会社	スズキ株式会社	東急株式会社	野村ホールディングス株式会社	ヤマトホールディングス株式会社
オリバス株式会社	株式会社SUBARU	東急不動産ホールディングス株式会社	株式会社長谷工コーポレーション	ヤマハ株式会社
花王株式会社	住友大阪セメント株式会社	東京エレクトロン株式会社	パナソニックホールディングス株式会社	ヤマハ発動機株式会社
カンオ計算機株式会社	住友化学株式会社	東京海上ホールディングス株式会社	株式会社バンダイナムコホールディングス	UBE株式会社
鹿島建設株式会社	住友金属鉱山株式会社	東京瓦斯株式会社	株式会社パナダイナムコホールディングス	横河電機株式会社
川崎汽船株式会社	住友重機械工業株式会社	東京建物株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	横浜ゴム株式会社
川崎重工工業株式会社	住友商事株式会社	東京電力ホールディングス株式会社	日立建機株式会社	楽天グループ株式会社
関西電力株式会社	住友電気工業株式会社	東ソー株式会社	株式会社日立製作所	株式会社リクルートホールディングス
株式会社キーエンス	住友ファーマ株式会社	東武鉄道株式会社	日立造船株式会社	株式会社リコー
キッコーマン株式会社	住友不動産株式会社	東宝株式会社	日野自動車株式会社	株式会社りそなホールディングス
キヤノン株式会社	セイコーエプソン株式会社	東邦亜鉛株式会社	株式会社ファーストリテイリング	
京セラ株式会社	積水ハウス株式会社	東洋紡株式会社	ファナック株式会社	
協和キリン株式会社	セコム株式会社	東レ株式会社	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	
キリンホールディングス株式会社	Zホールディングス株式会社	DOWAホールディングス株式会社	株式会社フジクラ	
	株式会社セブン&アイホールディングス		富士通株式会社	



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022年版(五十音順)

出典:企業価値レポートラボ ホームページ

株式会社アーレスティ
株式会社IH
株式会社アイエスエフネット
アイカ工業株式会社
アイザワ証券グループ株式会社
愛三工業株式会社
株式会社アイシン
アイダエンジニアリング株式会社
愛知製鋼株式会社
IDEC株式会社
I-PEX株式会社
株式会社アインホールディングス
株式会社アウトソーシング
株式会社AOKIホールディングス
株式会社あおぞら銀行
株式会社青山財産ネットワークス
株式会社秋田銀行
アクシアル リテイリング株式会社
アコム株式会社
朝日インテック株式会社
旭化成株式会社
アサヒグループホールディングス株式会社
株式会社朝日工業社
朝日生命保険相互会社
朝日放送グループホールディングス株式会社
アサヒホールディングス株式会社
株式会社アシックス
味の素株式会社
芦森工業株式会社
あすか製薬ホールディングス株式会社
アスクル株式会社
AZ-COM丸和ホールディングス株式会社
アステナホールディングス株式会社
アステラス製薬株式会社
アズビル株式会社
アズワン株式会社
株式会社アダストリア
株式会社ADEKA
株式会社アドバネクス
株式会社アドバンスクリエイト
株式会社アドバンテスト
アネスト岩田株式会社
株式会社アバントグループ
アフラック・インコーポレーテッド
株式会社アマダ

アマタホールディングス株式会社
株式会社アミューズ
株式会社あらた
アルコニクス株式会社
総合警備保障株式会社
株式会社アルバック
株式会社アルファ
アルプスアルパイン株式会社
アルフレッサ ホールディングス株式会社
株式会社阿波銀行
株式会社安藤・間
アンリツ株式会社
株式会社イ・アエラ
E・Jホールディングス株式会社
株式会社いい生活
飯野海運株式会社
EY Japan株式会社
イオン株式会社
イオンディライト株式会社
株式会社イオンファンタジー
イオンフィナンシャルサービス株式会社
イオンモール株式会社
株式会社池田泉州ホールディングス
石原産業株式会社
石光商事株式会社
いすゞ自動車株式会社
株式会社イズミ
井関農機株式会社
株式会社イチネンホールディングス
出光興産株式会社
株式会社伊藤園
伊藤忠エネクス株式会社
伊藤忠商事株式会社
伊藤忠食品株式会社
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
株式会社イトーキ
稲畑産業株式会社
イビデン株式会社
株式会社伊予銀行
岩谷産業株式会社
株式会社岩手銀行
国立大学法人岩手大学
株式会社インソース
株式会社インターネットイニシアティブ

インフロニア・ホールディングス株式会社
株式会社INPEX
株式会社ウィルグループ
ウエルシアホールディングス株式会社
ウシオ電機株式会社
国立大学法人 宇都宮大学
エア・ウォーター株式会社
株式会社AIRDO
株式会社エアトリ
株式会社ACSL
AGC株式会社
EIZO株式会社
永大産業株式会社
株式会社エイチ・アイ・エス
株式会社エイチーム
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
H.U.グループホールディングス株式会社
株式会社エイチワン
ANAホールディングス株式会社
エーザイ株式会社
株式会社エクサウィザーズ
エクシオグループ株式会社
株式会社エコス
SCSK株式会社
SGホールディングス株式会社
エステー株式会社
SBIホールディングス株式会社
SBSホールディングス株式会社
株式会社エディオン
日本電気株式会社
NECキャピタルソリューション株式会社
NECネットエスアイ株式会社
NSユナイテッド海運株式会社
株式会社NJS
NTN株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
ENEOSホールディングス株式会社
株式会社荏原製作所
エバラ食品工業株式会社
株式会社愛媛銀行
株式会社エフピコ
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
株式会社エラン
エン・ジャパン株式会社
オイレ工業株式会社

王子ホールディングス株式会社
応用地質株式会社
株式会社大分銀行
オーエスジー株式会社
株式会社大垣共立銀行
オークマ株式会社
大阪瓦斯株式会社
国立大学法人大阪教育大学
株式会社大阪ソーダ
国立大学法人大阪大学
大阪有機化学工業株式会社
大崎電気工業株式会社
株式会社大塚商会
大塚ホールディングス株式会社
株式会社オートバックスセブン
株式会社大林組
株式会社オービック
株式会社岡三証券グループ
国立大学法人 岡山大学
沖電気工業株式会社
沖繩電力株式会社
株式会社おきなわフィナンシャルグループ
株式会社奥村組
小田急電鉄株式会社
小野薬品工業株式会社
株式会社オハラ
オムロン株式会社
オリエンタル白石株式会社
株式会社オリエンタルランド
オリックス株式会社
オリンパス株式会社
オルガノ株式会社
カーリットホールディングス株式会社
花王株式会社
加賀電子株式会社
科研製薬株式会社
カゴメ株式会社
カシオ計算機株式会社
鹿島建設株式会社
株式会社KADOKAWA
株式会社カナデン
株式会社カナモト
株式会社カナカ
兼松株式会社
兼松エレクトロニクス株式会社



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022年版(五十音順)

出典:企業価値レポート・ラボ ホームページ

株式会社カブコン
 亀田製菓株式会社
 KYB株式会社
 カルビー株式会社
 川崎汽船株式会社
 川崎重工業株式会社
 関西電力株式会社
 関西ペイント株式会社
 株式会社関電工
 株式会社かんぼ生命保険
 カンロ株式会社
 キッコーマン株式会社
 キッセイ薬品工業株式会社
 株式会社キッツ
 キヤノン株式会社
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社
 九州電力株式会社
 株式会社九州フィナンシャルグループ
 九州旅客鉄道株式会社
 株式会社九電工
 キコーピー株式会社
 キューブシステム
 共英製鋼株式会社
 株式会社紀陽銀行
 株式会社京三製作所
 京セラ株式会社
 共同印刷株式会社
 株式会社京都銀行
 国立大学法人 京都大学
 協和キリン株式会社
 キョーリン製薬ホールディングス株式会社
 極東貿易株式会社
 株式会社極洋
 キリンホールディングス株式会社
 株式会社キングジム
 株式会社近鉄百貨店
 空港施設株式会社
 株式会社クボタ
 株式会社熊谷組
 国立大学法人 熊本大学
 株式会社クラレ
 栗田工業株式会社
 株式会社栗本鐵工所
 株式会社クレディセゾン
 グローリー株式会社

グンゼ株式会社
 株式会社群馬銀行
 KHネオケム株式会社
 KDDI株式会社
 京阪神ビルディング株式会社
 京阪ホールディングス株式会社
 京浜急行電鉄株式会社
 株式会社京葉銀行
 株式会社ケーズホールディングス
 KPMGジャパン
 KPPグループホールディングス株式会社
 ケンコーマン株式会社
 株式会社建設技術研究所
 株式会社小糸製作所
 鴻池運輸株式会社
 株式会社神戸製鋼所
 国立大学法人 神戸大学
 株式会社コーエーテックモホールディングス
 株式会社コーセー
 株式会社ゴールドウイン
 コクヨ株式会社
 国立大学法人 信州大学
 コスモエネルギーホールディングス株式会社
 株式会社コスモス薬品
 コニカミノルタ株式会社
 コネクシオ株式会社
 小林製薬株式会社
 株式会社小松製作所
 コマニー株式会社
 コムシスホールディングス株式会社
 株式会社コマダホールディングス
 株式会社小森コーポレーション
 五洋建設株式会社
 株式会社コロブラ
 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
 コンドーテック株式会社
 株式会社サラーコーポレーション
 株式会社サイバーエージェント
 サイバネットシステム株式会社
 国立大学法人 佐賀大学
 株式会社クラレ
 サカタインクス株式会社
 サッポロホールディングス株式会社
 サトーホールディングス株式会社
 株式会社サニックス
 サワイグループホールディングス株式会社

株式会社山陰合同銀行
 三櫻工業株式会社
 三機工業株式会社
 三協立山株式会社
 株式会社サンゲツ
 サンケン電気株式会社
 株式会社三五
 Sansan株式会社
 株式会社 三社電機製作所
 株式会社三十三フィナンシャルグループ
 参天製薬株式会社
 株式会社サンドラッグ
 サンメッセ株式会社
 三洋化成工業株式会社
 山洋電気株式会社
 山陽特殊製鋼株式会社
 サンヨーホームズ株式会社
 三和ホールディングス株式会社
 株式会社CAC Holdings
 株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション
 GMOペイメントゲートウェイ株式会社
 株式会社CLホールディングス
 シークス株式会社
 CKD株式会社
 株式会社ジーテクト
 株式会社シード
 株式会社JVCケンウッド
 株式会社ジェイエイシーリクルートメント
 JSR株式会社
 株式会社ジェイ エス ビー
 JFEホールディングス株式会社
 株式会社J-オイルミルズ
 日本たばこ産業株式会社
 株式会社ジェイテクト
 電源開発株式会社
 J.フロント リテイリング株式会社
 JCRファーマ株式会社
 塩野義製薬株式会社
 国立大学法人 滋賀医科大学
 株式会社滋賀銀行
 国立大学法人 滋賀大学
 株式会社じげん
 四国電力株式会社
 株式会社静岡銀行
 (現 株式会社しずおかフィナンシャルグループ)

シスメックス株式会社
 株式会社資生堂
 シダックス株式会社
 株式会社七十七銀行
 シチズン時計株式会社
 品川リフラクティブ株式会社
 シナネンホールディングス株式会社
 芝浦機械株式会社
 株式会社島精機製作所
 株式会社島津製作所
 株式会社島根銀行
 国立大学法人 島根大学
 清水建設株式会社
 シミックホールディングス株式会社
 シャープ株式会社
 株式会社ジャックス
 株式会社ジャノメ
 ジャパンベストレスキューシステム株式会社
 JUKI株式会社
 独立行政法人 住宅金融支援機構
 株式会社十六フィナンシャルグループ
 上新電機株式会社
 株式会社商船三井
 株式会社松風
 昭和産業株式会社
 昭和電工株式会社(現 株式会社レゾナック・ホールディングス)
 昭和電線ホールディングス株式会社
 信越化学工業株式会社
 信金中央金庫
 神鋼商事株式会社
 株式会社新生銀行(現 株式会社SBI新生銀行)
 新東工業株式会社
 新日本空調株式会社
 株式会社新日本科学
 新明和工業株式会社
 株式会社すかいらーくホールディングス
 株式会社スカパーJSATホールディングス
 株式会社スカラ
 スギホールディングス株式会社
 株式会社SCREENホールディングス
 株式会社スクロール
 株式会社スズケン
 スターゼン株式会社
 スタンレー電気株式会社
 株式会社SUBARU



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022年版(五十音順)

出典:企業価値レポート・ラボ ホームページ

住友大阪セメント株式会社
住友化学株式会社
住友金属鉱山株式会社
住友コム工業株式会社
住友重機械工業株式会社
住友商事株式会社
住友精化株式会社
住友生命保険相互会社
住友電気工業株式会社
住友ファーマ株式会社
住友不動産株式会社
住友ベークライト株式会社
住友理工株式会社
住友林業株式会社
住江織物株式会社
スルガ銀行株式会社
世紀東急工業株式会社
セイコーエプソン株式会社
セイコーグループ株式会社
株式会社西武ホールディングス
セガサミーホールディングス株式会社
積水化学工業株式会社
積水化成工業株式会社
積水ハウス株式会社
石油資源開発株式会社
セコム株式会社
Zホールディングス株式会社
株式会社セブテーニホールディングス
株式会社セブン銀行
センコーグループホールディングス株式会社
全国保証株式会社
株式会社千趣会
双日株式会社
象印マホービン株式会社
相鉄ホールディングス株式会社
株式会社ZOZO
株式会社ソディック
ソニーグループ株式会社
ソニーフィナンシャルグループ株式会社
ソフトバンク株式会社
ソフトバンクグループ株式会社
株式会社ソラシドエア
SOMPOホールディングス株式会社
第一工業製薬株式会社
第一三共株式会社

第一実業株式会社
第一生命ホールディングス株式会社
第一生命保険株式会社
大王製紙株式会社
株式会社大気社
ダイキョーニシカワ株式会社
ダイキン工業株式会社
大建工業株式会社
株式会社第四北越フィナンシャルグループ
大樹生命保険株式会社
大正製薬ホールディングス株式会社
大成建設株式会社
株式会社ダイセル
ダイダシ株式会社
大東建託株式会社
大同特殊鋼株式会社
大同メタル工業株式会社
ダイドーグループホールディングス株式会社
株式会社ダイナムジャパンホールディングス
大日本印刷株式会社
大日本塗料株式会社
ダイビル株式会社
株式会社ダイフク
太平洋セメント株式会社
大豊工業株式会社
太陽ホールディングス株式会社
太陽誘電株式会社
株式会社大和証券グループ本社
大和ハウス工業株式会社
高砂熱学工業株式会社
高島株式会社
株式会社高松コンストラクショングループ
株式会社タカミヤ
株式会社TAKARA & COMPANY
株式会社タカラトミー
宝ホールディングス株式会社
タキオンシーアイ株式会社
武田薬品工業株式会社
株式会社竹中工務店
株式会社ダスキン
株式会社タダノ
株式会社立花エレテック
株式会社タムロン
株式会社丹青社
株式会社チノー

株式会社千葉銀行
株式会社千葉興業銀行
学校法人千葉学園 千葉医科大学
中越パルプ工業株式会社
中外製薬株式会社
株式会社中国銀行
中国電力株式会社
中部電力株式会社
蝶理株式会社
千代田化工建設株式会社
株式会社ツインバード
月島機械株式会社
株式会社筑波銀行
椿本チエイン株式会社
株式会社ツムラ
TIS株式会社
TREホールディングス株式会社
DIC株式会社
株式会社T&Dホールディングス
株式会社ディー・エヌ・エー
DNホールディングス株式会社
DMG森精機株式会社
株式会社ディー・ガイア
株式会社DTS
TDK株式会社
株式会社TBSホールディングス
ティ・エス テック株式会社
帝人株式会社
ディップ株式会社
デクセリアルズ株式会社
テクノプロ・ホールディングス株式会社
株式会社デサント
鉄建建設株式会社
テルモ株式会社
デンカ株式会社
国立大学法人電気通信大学
株式会社デンソー
株式会社電通グループ
東亜建設工業株式会社
東亜合成株式会社
東亜道路工業株式会社
東映アニメーション株式会社
東海カーボン株式会社
東海国立大学機構
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

株式会社東海理化電機製作所
東海旅客鉄道株式会社
東急株式会社
東急建設株式会社
東急不動産ホールディングス株式会社
国立大学法人東京医科歯科大学
東京エレクトロン株式会社
東京応化工業株式会社
東京海上ホールディングス株式会社
東京瓦斯株式会社
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ
国立大学法人東京工業大学
株式会社東京精密
東京センチュリー株式会社
国立大学法人 東京大学
東京大学大学院 情報学環・学際情報学府
東京建物株式会社
東京電力ホールディングス株式会社
株式会社東京ドーム
株式会社東光高岳
株式会社東芝
東芝テック株式会社
東ソー株式会社
東鉄工業株式会社
東邦亜鉛株式会社
東邦瓦斯株式会社
株式会社東邦銀行
東邦チタニウム株式会社
国立大学法人 東北大学
東北電力株式会社
東洋インキSCホールディングス株式会社
東洋エン지니어リング株式会社
東洋建設株式会社
東洋製罐グループホールディングス株式会社
東洋炭素株式会社
東洋紡株式会社
東レ株式会社
DOWAホールディングス株式会社
東和薬品株式会社
TOTO株式会社
株式会社トーヨー
トーヨーカネツ株式会社
TOWA株式会社
特種東海製紙株式会社
株式会社トクヤマ



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022年版(五十音順)

出典:企業価値レポート・ラボ ホームページ

戸田建設株式会社
凸版印刷株式会社
トピー工業株式会社
飛鳥建設株式会社
株式会社トブコン
トモニホールディングス株式会社
株式会社豊田合成
トヨタ自動車株式会社
豊田自動織機株式会社
豊田通商株式会社
トヨタ紡織株式会社
トラスコ中山株式会社
トランス・コスモス株式会社
株式会社トリケミカル研究所
株式会社トリドールホールディングス
国立大学法人長岡技術科学大学
長瀬産業株式会社
株式会社名古屋銀行
名古屋鉄道株式会社
ナブテスコ株式会社
南海電気鉄道株式会社
株式会社南都銀行
国立大学法人 新潟大学
株式会社ニコン
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
西日本旅客鉄道株式会社
西松建設株式会社
ニチアス株式会社
ニチコン株式会社
日油株式会社
株式会社ニチレイ
ニチレイ株式会社
日機装株式会社
日揮ホールディングス株式会社
日本毛織株式会社
日工株式会社
日産化学株式会社
NISSHA株式会社
日清オイリオグループ株式会社
日清食品ホールディングス株式会社
株式会社日清製粉グループ本社
日清紡ホールディングス株式会社
株式会社ニッスイ
ニッタ株式会社

日鉄鉱業株式会社
日鉄ソリューションズ株式会社
日鉄物産株式会社
日東精工株式会社
日東電工株式会社
日東紡績株式会社
日本発條株式会社
株式会社ニッポン
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
日本カーボン株式会社
日本碍子株式会社
日本瓦斯株式会社
日本化薬株式会社
日本軽金属ホールディングス株式会社
日本ケミコン株式会社
日本碍子株式会社
日本ケミファ株式会社
日本酸素ホールディングス株式会社
日本シエムケイ株式会社
日本車輛製造株式会社
株式会社日本触媒
日本新薬株式会社
日本精機株式会社
日本精工株式会社
日本製紙株式会社
日本製鉄株式会社
日本ゼオン株式会社
日本電気硝子株式会社
日本道路株式会社
日本特殊陶業株式会社
日本トムソン株式会社
株式会社日本取引所グループ
日本ハム株式会社
日本ピラー工業株式会社
日本ペイントホールディングス株式会社
日本郵政株式会社
日本郵船株式会社
株式会社ニトリホールディングス
株式会社ニフコ
日本板硝子株式会社
株式会社日本M&Aセンターホールディングス
日本紙パルプ商事株式会社
日本金銭機械株式会社
日本工営株式会社
日本航空株式会社
日本航空電子工業株式会社

日本光電工業株式会社
日本証券金融株式会社
日本信号株式会社
株式会社日本政策投資銀行
日本生命保険相互会社
日本曹達株式会社
日本調剤株式会社
日本テレビホールディングス株式会社
日本電産株式会社
日本電子株式会社
日本電信電話株式会社
株式会社ネクステージ
ネットワンシステムズ株式会社
特別民間法人 農林中央金庫
株式会社ノーリツ
株式会社乃村工藝社
株式会社野村総合研究所
野村不動産ホールディングス株式会社
野村ホールディングス株式会社
株式会社ノリタケカンパニーリミテド
パーク二四株式会社
パソソールホールディングス株式会社
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス
ハウス食品グループ本社株式会社
株式会社博報堂DYホールディングス
株式会社長谷工コーポレーション
株式会社八十二銀行
パナソニックホールディングス株式会社
株式会社ハビネット
国立大学法人 浜松医科大学
浜松ホトニクス株式会社
パラマウントベッドホールディングス株式会社
株式会社PALTAC
株式会社バルニバービ
阪急阪神ホールディングス株式会社
株式会社バンダイナムコホールディングス
株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
阪和興業株式会社
株式会社ピーエス三菱
株式会社ピーシーデポコーポレーション
PwC Japanグループ
日置電機株式会社
東日本高速道路株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
久光製薬株式会社

ビジョン株式会社
日立金属株式会社
日立建機株式会社
株式会社日立製作所
日立造船株式会社
株式会社日立物流
株式会社ビックカメラ
国立大学法人 一橋大学
日比谷総合設備株式会社
BIPROGY株式会社
株式会社百五銀行
株式会社百十四銀行
ヒューリック株式会社
平田機工株式会社
株式会社ひろぎんホールディングス
国立大学法人 広島大学
ヒロセ電機株式会社
株式会社ファーストリテイリング
ファナック株式会社
株式会社ファンケル
フィード・ワン株式会社
株式会社フィスコ
フィデアホールディングス株式会社
株式会社福井銀行
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
福岡リート投資法人
フクシマガリレイ株式会社
株式会社FUJI
フジオーゼックス株式会社
株式会社フジクラ
株式会社フジシールインターナショナル
富士製薬工業株式会社
不二製油グループ本社株式会社
富士通株式会社
株式会社富士通ゼネラル
フジッコ株式会社
富士電機株式会社
富士フィルムホールディングス株式会社
フタバ産業株式会社
双葉電子工業株式会社
株式会社船井総研ホールディングス
芙蓉総合リース株式会社
ブラザー工業株式会社
株式会社ブリヂストン
プリマハム株式会社



国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト 2022年版(五十音順)

出典:企業価値レポート・ラボ ホームページ

古河機械金属株式会社
古河電気工業株式会社
古河電池株式会社
株式会社フルキャストホールディングス
フロント産業株式会社
株式会社プロネクサス
平和紙業株式会社
株式会社平和堂
平和不動産株式会社
株式会社ベネッセホールディングス
株式会社ベルシステム24ホールディングス
ホーチキ株式会社
HOYA株式会社
ポーラ・オルビスホールディングス株式会社
株式会社ホギメディカル
北越コーポレーション株式会社
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
株式会社北洋銀行
北陸電力株式会社
ホンザキ株式会社
ホンデン株式会社
国立大学法人北海道教育大学
国立大学法人北海道大学
北海道電力株式会社
北興化学工業株式会社
株式会社北國フィナンシャルホールディングス
保土谷化学工業株式会社
株式会社堀場製作所
本田技研工業株式会社
本多通信工業株式会社
前田工織株式会社
株式会社マキタ
株式会社牧野フライス製作所
マクセル株式会社
松井建設株式会社
株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
マックス株式会社
マツダ株式会社
株式会社マネーフワード
マネックスグループ株式会社
マブチモーター株式会社
丸大食品株式会社
マルハニチロ株式会社
丸紅株式会社
株式会社マルマエ

株式会社マンダム
三浦工業株式会社
国立大学法人 三重大学
株式会社MIXI
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
株式会社みずほフィナンシャルグループ
みずほリース株式会社
株式会社三井E&Sホールディングス
三井化学株式会社
三井金属鉱業株式会社
三井住友建設株式会社
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友ファイナンス&リース株式会社
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
三井倉庫ホールディングス株式会社
三井物産株式会社
三井不動産株式会社
株式会社ミツウロコグループホールディングス
株式会社三越伊勢丹ホールディングス
三菱HCキャピタル株式会社
三菱瓦斯化学株式会社
株式会社三菱ケミカルグループ
三菱地所株式会社
三菱自動車工業株式会社
三菱重工業株式会社
三菱商事株式会社
三菱食品株式会社
三菱製紙株式会社
三菱倉庫株式会社
株式会社三菱総合研究所
三菱電機株式会社
三菱マテリアル株式会社
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
三菱ロジスネクスト株式会社
ミネベアミツミ株式会社
国立大学法人宮城教育大学
MIRARTHホールディングス株式会社
株式会社ミライト・ワン
株式会社ミルボン
武蔵精密工業株式会社
株式会社武蔵野銀行
株式会社村田製作所
明治ホールディングス株式会社
明治安田生命保険相互会社
株式会社明電舎

株式会社メガチップス
メタウォーター株式会社
株式会社メディアドゥ
株式会社メディバルホールディングス
株式会社メニコン
株式会社めぶきフィナンシャルグループ
株式会社モスフードサービス
持田製薬株式会社
森永製菓株式会社
森永乳業株式会社
株式会社ヤオコー
株式会社安川電機
ヤスハラケミカル株式会社
株式会社山形銀行
国立大学法人山形大学
株式会社山口フィナンシャルグループ
株式会社山善
株式会社ヤマダホールディングス
ヤマトホールディングス株式会社
株式会社山梨中央銀行
ヤマハ株式会社
ヤマハ発動機株式会社
ユアサ商事株式会社
株式会社UACJ
株式会社ユー・エス・エス
株式会社ユーザーベース
株式会社ユーシン精機
株式会社USEN-NEXT HOLDINGS
株式会社ゆうちょ銀行
UTグループ株式会社
UBE株式会社
雪印メグミルク株式会社
ユニチカ株式会社
ユニチャーム株式会社
株式会社夢眞ビーネックスグループ
(現 株式会社オープンアップグループ)
株式会社ヨータイ
株式会社ヨコオ
横河電機株式会社
株式会社横河ブリッジホールディングス
国立大学法人横浜国立大学
横浜ゴム株式会社
横浜冷凍株式会社
株式会社吉野家ホールディングス
株式会社ヨロズ

ライオン株式会社
ライト工業株式会社
株式会社ライフコーポレーション
ラクスル株式会社
楽天グループ株式会社
株式会社LIXIL
株式会社リクルートホールディングス
株式会社リケン
株式会社リコー
リコーリース株式会社
リゾートトラスト株式会社
株式会社りそなホールディングス
株式会社琉球銀行
国立大学法人琉球大学
菱電商事株式会社
株式会社良品計画
リョービ株式会社
株式会社リンクアンドモチベーション
リンテック株式会社
リンナイ株式会社
株式会社レオパレス21
レシップホールディングス株式会社
レンゴー株式会社
ロイヤルホールディングス株式会社
株式会社ロソソ
ロート製薬株式会社
ローム株式会社
YKK株式会社
YKK AP株式会社
若築建設株式会社
株式会社ワコールホールディングス



Glossary 用語集

CBD Convention on Biological Diversity	国連生物多様性条約	GHG Greenhouse Gas	温室効果ガス
COP15 The 15th meeting of the Conference of the Parties	国連生物多様性条約 (CBD) 第15回締約国会議 (2022年カナダ、モントリオール開催)	GRI Global Reporting Initiative	グローバルレポーティングイニシアチブ
COP26 The 26th session of the Conference of the Parties	国連気候変動枠組条約第26回締約国会議 (2021年イギリス、スコットランド、グラスゴー開催)	IAASB International Auditing and Assurance Standards Board	国際監査・保証基準審議会
COP27 The 27th session of the Conference of the Parties	国連気候変動枠組条約第27回締約国会議 (2022年エジプト、シャルム・エル・シェイク開催)	IASB International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
COP28 The 28th session of the Conference of the Parties	国連気候変動枠組条約第28回締約国会議 (2023年アラブ首長国連邦、ドバイ開催予定)	ICGN International Corporate Governance Network	国際コーポレートガバナンスネットワーク
CSRD Corporate Sustainability Reporting Directive	欧州企業サステナビリティ報告指令	IIRC International Integrated Reporting Council	国際統合報告評議会
EC European Commission	欧州委員会	ISSB International Sustainability Standards Board	国際サステナビリティ基準審議会
EFRAG European Financial Reporting Advisory Group	欧州財務報告諮問グループ	NFRD Non-Financial Reporting Directive 2014/95/EU	欧州非財務情報開示指令
ESG Environmental, social and governance	環境・社会・ガバナンス	SDGs United Nations Sustainable Development Goals	国連持続可能な開発目標
ESRS European Sustainability Reporting Standards	欧州サステナビリティ報告基準	TCFD Task Force on Climate-related Financial Disclosures	気候関連財務情報開示タスクフォース
EU European Union	欧州連合	TNFD Taskforce on Nature-related Financial Disclosures	自然関連財務情報開示タスクフォース
GBF Global Biodiversity Framework	グローバル生物多様性枠組	US SEC United States Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
		VRF Value Reporting Foundation	価値報告財団
		WBCSD World Business Council for Sustainable Development	持続可能な開発のための世界経済人会議



おわりに サステナブルな価値創造の実現のために

2022年は、サステナビリティ報告に関連する基準形成のモメンタムが瞬く間に加速した1年だったといえます。

ISSBによる2つの公開草案、金融審議会DWG報告、EUによるCSRD、TNFDによるベータ版フレームワークの公表など、その具体例は枚挙にいとまがないほどでした。企業の方からは、気候変動の次に開示が要求されるトピックは何か？ どの基準にどの程度対応するのが効率的なのか？ といったご質問を受ける機会も多くなりました。

そのような状況のなか、今回で9回目となる調査を通じて、日本企業の企業報告のこれまでの成果と今後に向けた課題の一端を理解し、その結果をより意義ある報告を試みる方々に役立てていただけるものとするために、どのような内容を調査すべきか、私たちはこれまで以上に検討を重ねました。その結果、企業が自らの存在意義に基づき、持続的な価値を創出する経営を推進するうえでの基礎をなし、また、企業報告の内容を検討するうえでも有益な出発点となる「マテリアリティ」に焦点を当てることとしました。なぜなら、企業にとって何がマテリアルであるのかを分析し、その観点でさまざまなインパクトについて評価し、経営の意思決定につなげていけば、いかなる報告基準を用いたとしても、企業が自ら伝えるべきストーリーの骨子はゆるぎないものとなり、よりよい報告へとつなげることができると考えたからです。

私たちにはよりよい報告が、企業経営にプラスの効果をもたらすだけでなく、私たちの社会が直面している課題解決に寄与するものだとの信念があります。2013年に、国際統合報告フレームワークを公表した当時のIIRCのCEOであったポール・ドラックマン氏にインタビューを行う機会に恵まれました。

そこで、ドラックマン氏は、「Reporting impacts behavior」、つまり「よりよい報告を目指すことが、企業の行動にもよい影響を及ぼす」という言葉を紹介してくださいました。企業が大切だと考える価値が何で、その価値を増幅させるために限りある資源をどう有効活用していくのかを、組織全体に共有して浸透させるとともに、組織外のステークホルダーとの意義ある対話に活かし、経営にフィードバックするという好循環が期待できるのだと思います。

サステナブルな社会を目指す時代が到来し、社会や環境に関する課題の解決を通じて、持続的に価値を向上させることが企業に求められるいま、急ピッチで進むサステナビリティ報告に関連する基準形成の背景にも、よりよい報告と経営の好循環を生み出すという目的があると考えています。

本調査では、「マテリアリティ」に焦点を当てた調査のほかにも、サステナビリティ情報と財務情報の双方を含む日本の企業報告を、海外を含む投資家の期待に応え、その意思決定により資するものへと高度化させるために論点となる英文開示、サステナビリティ情報の開示時期の早期化、その信頼性を高めるための第三者による保証の状況も確認しています。また、気候変動や人的資本と多様性など、今後ますます内容の充実が期待される事項について、今後、数年にわたり変化を確認するために調査を行っています。

本報告書が、持続的な価値の創造を目指す組織に関わる方々にとって、企業報告をその目的に適合した意義のある取組みへと昇華させるための一助となれば幸いです。

2023年4月

KPMG サステナブルバリュースervice・ジャパン



調査メンバー

芝坂 佳子	関口 智和	橋本 純佳	井上 敬介	原 征寛	伊藤 友希
加藤 俊治	菊元 崇	勢志 恭一	竹内 敏和	新名谷 寛昌	青木 健
加治 孝幸	倉重 栄治	堀 友美	山田 桂子	金谷 昇太郎	鍋谷 鶴継
西川 正裕	田村 太一	青柳 恵介	ナレッジセンター(リサーチチーム)		

秋山 高広	大槻 櫻子	辻野 幸子	波多野 直子	岡田 英樹	片倉 寧史
重田 象一郎	田中 雄大	戸谷 且典	畠中 貴司	藤澤 孝	前田 啓
森部 裕次	山本 雄一	金岡 浩之	脇坂 幸治	椎橋 利守	瀧澤 裕也
引場 克尚	石井 太郎	大林 幸太郎	笠原 悠莉	勝木 亮太	北野 勝也
倉持 智子	千原 裕樹	中西 司沙	萩原 真理子	羽場 倫子	吉田 和広
米谷 将大	浅見 芙希	高橋 充	渡部 瑞穂	木下 俊輔	白土 美伶
関色 葉	陳 司宇	中井 公子	小林 千尋	佐藤 友美	新城 聡子
福留 綾里紗	三島 理咲	Pham GiaHuy			

サポートメンバー

斎藤 和彦	里深 哲也	伊藤 杏奈	小林 加織	和出 香	田村 純平
-------	-------	-------	-------	------	-------

KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン紹介

KPMG ジャパンは、持続可能な社会の実現に貢献し、企業の中長期的な価値向上につながる施策や取組みを包括的に支援する「サステナブルバリューサービス・ジャパン」を2021年にKPMG ジャパン内に組成。同時に、あずさ監査法人内に、サステナビリティに関連するさまざまな調査研究、インサイトの提供、人材育成等を担う「サステナブルバリュー本部」を設置しました。これら2つの組織の総称である「KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン」として、持続可能な社会の実現につながる企業の長期的価値向上を多角的に支援し、KPMG のパーパスである「社会に信頼を、変革に力を」を体現していきます。

ウェブサイトのご案内

KPMG ジャパン サステナブルバリューウェブサイトでは、社会的課題の解決を通じて、サステナブルバリューの実現を目指す組織の変革に資する的確な情報やインサイトを提供しています。

KPMG ジャパン 企業報告ウェブサイト

kpmg.com/jp/sustainable-value

KPMG Japan Insight Plus 会員限定コンテンツのご案内

「KPMG Japan Insight Plus」は、KPMG ジャパンのメンバーファームによるセミナーや、動画コンテンツ等を会員限定で提供するウェブサイトです。KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパンによる新着コンテンツやセミナーのお知らせをご希望の場合は、会員登録の際に、ご興味のあるトピックとして「サステナビリティ」を選択ください。

KPMG Japan Insight Plus 会員登録ページ

c.m.kpmg.or.jp/plus

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン

03-3548-5106

sustainable-value@jp.kpmg.com

kpmg.com/jp/sustainable-value

kpmg.com/jp/socialmedia



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 23-5024

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。